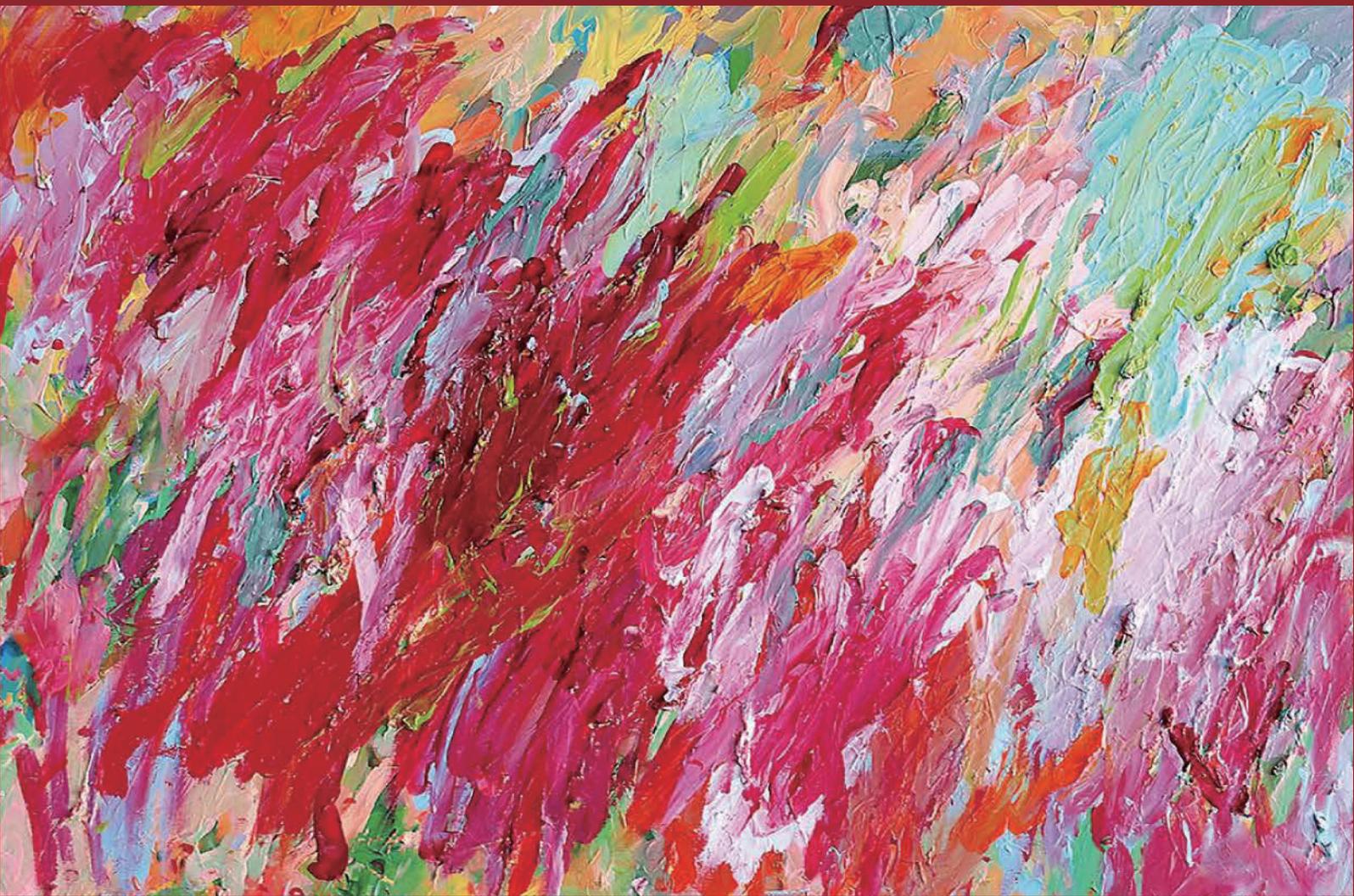


第3次湖南省障がい者の支援に関する基本計画【改訂版】

一人ひとりが自分らしく ともに生きるまち 湖南省

# みんなできむ つばさプラン



宮本亮「珊瑚礁」油彩

令和6年（2024年）3月

湖南省



## はじめに

湖南省では、平成 18 年(2006 年)6 月に、障がいのある人が地域でいきいきと安心して暮らせる地域社会を目指して、「障がいのある人が地域でいきいきと生活できるための自立支援に関する湖南省条例」を制定し、障がいある人の一人ひとりの能力、適性、発達段階および社会環境に応じた福祉のまちづくりに取り組んできました。

近年、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化し、障がいのある人やその家族の高齢化、障がいの重度化・重複化により障がい福祉のニーズは多様化しています。

また、「障害者権利条約」の批准等を踏まえ、障がい者施策の基本的方向性が「障がい者支援」の視点から「権利擁護」の視点に変わりました。

滋賀県では、令和元年(2019 年)10 月に「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」を、障がいのある人もない人もお互いにその人らしさを認めあいながら共に生きる社会の実現を目指して施行しています。「共生社会」の実現は障害者基本法、障害者総合支援法にも掲げられていますが、本市においてもお互いを思いやり、尊重しながら住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを目指しているところです。

このような動向のなか、障がい福祉分野のまちづくりの指針となる「湖南省障がい者計画」、具体的な整備を推進するための「湖南省障がい福祉計画」、「湖南省障がい児福祉計画」を一体とした「第 3 次湖南省障がい者の支援に関する基本計画」を見直し、障がい者施策における具体的なサービス目標、施策を設定し、共生社会の実現を目指すまちの姿を描いています。

本市におきましても、地域の社会資源を活かした、障がいのある人の日常生活を豊かにするための地域生活支援拠点等の整備を今後さらに充実させ、障がいのある人やその家族が地域で安心して生活できる環境づくりを推進します。

市民の皆様には一人ひとりがその人らしい暮らしができるまちづくりの実現のために、思いやりや支えあいの実践にご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の見直しにあたり、貴重なご意見・提言をいただきました策定委員会の委員の皆様、関係団体をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和 6 年(2024 年)3 月 31 日



湖南省長 生田 邦夫

わたしたちは一人ひとり違います。見た目も、心のうちの想いも。そしておそらく、その人が大切にしていることも、一人ひとり違うことでしょう。

それらは、かけがえのないものであり、互いに尊重されなくてはなりません。でも現実の社会では、どうでしょうか。差別やいじめはないでしょうか。

湖南省には約5万4千人の人が住んでいます。そのなかで障害者手帳を持っている人は約3千5百人。そのほか手帳を持っていないけれども障がいのある人も少なくありません。

湖南省に立地する近江学園を創設した糸賀一雄氏は、障がい者福祉に関して、こう言っています。「このひとたちが、じつは私たちと少しも変わらない存在であって、その生命の尊厳と自由な自己実現を願っており、うまれてきた生き甲斐を求めていることを友愛的に共感して、それが本当に社会の常識となることへの道行が『福祉』となる」（『福祉の思想』）と。

“この子らを世の光に”という氏の言葉に共鳴してきた多くの人たちの努力の積み重ねによって、いまの湖南省の“光”があるといえるかもしれません。全国に先駆けてつくりあげた発達支援システムは多くの人たちの丁寧なキャッチボールを通じて育ち続けてきました。でも、まだその先へ進まなければなりません。障がいのある人が差別やいじめを受けることなく、共生する地域社会が実現するためには、わたしたち一人ひとりの意識や行動の、ちょっとした努力を少しずつ重ねていく必要があります。

この『みんなでとりくむ つばさプラン』は、そのような願いと責任から作成されたものです。

# 目次

第1章 この計画について	1
1. 計画の目的	1
(1) 計画策定の背景	1
(2) 湖南省が進める障がい福祉	2
(3) 国の基本指針	2
2. 計画の位置づけ	4
(1) 計画の名称	4
(2) 上位関連計画等と法的根拠	5
(3) 持続可能な開発目標（SDGs）の取り組み	6
(4) 計画の期間	6
(5) 計画の対象	7
第2章 湖南省の障がい福祉の現状と課題	8
1. 手帳所持者数の動向と社会資源の概況	8
(1) 障害者手帳所持者数の推移	8
(2) 身体障害者手帳所持者数の推移	9
(3) 療育手帳所持者数の推移	11
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移	13
(5) 発達障がいのある人の状況	14
(6) 特別支援教育等を利用する児童生徒	15
(7) 甲賀地域障がい福祉サービス事業所数	16
2. 調査結果等からみえた湖南省の課題	17
(1) 調査の概要	17
(2) 次なるステップに向けた計画課題	18
第3章 計画の理念と目標	23
1. 3つの原則	23
2. 基本理念と目標	24
第4章 障がい者福祉の施策	25
1. 施策の体系	25
2. 施策の内容	26
目標1 一人ひとりの発達・成長を支援する	26
目標2 「輝きたい」「働きたい」意欲に応える	35
目標3 毎日の生活を支える	40
目標4 支えあい、共生する地域をつくる	50

第5章 湖南省障がい福祉計画・障がい児福祉計画	60
1. 福祉サービス等の概要	60
2. 成果目標および活動指標	62
(1) 施設入所者の地域生活への移行	62
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	63
(3) 地域生活支援の充実	64
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	65
(5) 発達障がい者等に対する支援等	66
(6) 障がい児支援の提供体制の整備等	67
(7) 相談支援体制の充実・強化等	68
(8) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	69
3. 福祉サービス等の見込み量と確保方策	70
I. 障害者総合支援法によるサービス	71
II. 児童福祉法によるサービス	97
第6章 計画の推進	102
1. 計画の進行管理	102
2. 甲賀福祉圏域（甲賀市・湖南省）での連携	102
3. 国・県との連携	102
資料編	103
1. 甲賀福祉圏域にある障がい福祉サービス事業所等	103
2. 湖南省発達支援システム	111
3. 甲賀地域障害児・者サービス調整会議	112
4. 障がいのある人が地域でいきいきと生活できるための自立支援に関する湖南省条例	114
5. 湖南省障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会委員名簿	120
6. 計画策定の経緯	121



# 第 1 章 この計画について

## 1. 計画の目的

---

### (1) 計画策定の背景

近年、高齢化や核家族化などの環境の変化により、障がいのある人のニーズは多様化しており、地域で安心して暮らし続けるためにさまざまな取り組みが求められています。国においては、平成 23 年(2011 年)8 月に「障害者基本法」が改正され、全ての国民が障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現をめざし、地域社会の共生や差別の禁止などが規定されました。

また、「障害者基本法」の改正趣旨を踏まえ、平成 25 年(2013 年)4 月には「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」として改正施行され、障がい者の範囲の見直しや制度の拡充が図られました。

その後、平成 28 年(2016 年)4 月には、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国、地方公共団体、民間事業者などにおける差別を解消するための措置などについて定めた、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。さらに、同年 6 月には「障害者総合支援法」が改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、「児童福祉法」の一部改正により、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとし、いずれも平成 30 年(2018 年)4 月から施行されています。

さらに、令和 3 年(2021 年)6 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の一部を改正する法律」を公布、令和 3 年(2021 年)9 月に「医療的ケア<sup>※1</sup>児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」の施行、令和 4 年(2022 年)5 月に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」の公布・施行、令和 4 年(2022 年)12 月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」を可決（令和 6 年(2024 年)4 月施行）と、次々と制度の整備が進められてきました。

県においても、令和 6 年(2024 年)3 月に「滋賀県障害者プラン 2021」を改定し、障がいのある人が望む暮らしを実現できるよう、障がいのある人もない人もお互いに尊重し、理解し、助け合うことができる共生社会の実現に向け、障がい施策の総合的な推進を図っています。

---

<sup>※1</sup> 医療的ケアとは、医師の指導の下に、家族等が日常的に行う、たんの吸引や経管栄養、導尿などの医療的な生活援助行為のこと。

## (2) 湖南省が進める障がい福祉

湖南省（以下「本市」という。）は、平成 18 年(2006 年)6月に、障がい者の自立および障がい者がいきいきと安心して生活できる地域社会の実現に寄与することを目的として、「障がいのある人が地域でいきいきと生活するための自立支援に関する湖南省条例」を制定し、障害者自立支援法のモデルとなった発達支援システムの構築や、「障がい者就労情報センター」を庁舎内に設置するなど、全国的にも先進的な取り組みを進めています。

平成 27 年(2015 年)3月には「第 2 次湖南省障がい者の支援に関する基本計画みんなでとりくむ つばさプラン」を策定し、「一人ひとりが自分らしくともに生きるまち湖南省」の実現をめざしてきました。また、平成 30 年(2018 年)3月に同計画を改定、「第 5 期湖南省障がい福祉計画」および「第 1 期湖南省障がい児福祉計画」を策定し、障がい福祉サービスの確保や提供体制の基盤強化に努めています。

本市では、これらの計画に基づき、市民、事業者、行政が協働して、「一人ひとりが自分らしくともに生きるまち湖南省」の実現に向けて、福祉のまちづくりに取り組んできました。さらなる障がい者理解の促進、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるため、障害者地域生活支援拠点整備を行い、障がいのある人の生活を地域全体で支えるための支援体制の構築に向けて、関係機関との連携を強化し、種々の取り組みを進めています。

このたび、「第 6 期湖南省障がい福祉計画」および「第 2 期湖南省障がい児福祉計画」の計画期間が終了することから、法制度改正の動向や社会状況の変化、本市における障がい者施策の現状や課題を踏まえ、本市における障がい者施策の新たな基本指針として、障がい者福祉の充実に向けた各種施策の方向性を明らかにするため、「第 3 次湖南省障がい者計画」（中間見直し）、「第 7 期湖南省障がい福祉計画」および「第 3 期湖南省障がい児福祉計画」を「みんなでとりくむ つばさプラン（第 3 次湖南省障がい者の支援に関する基本計画 [改訂版]（以下「本計画」という。））」として一体的に策定します。

## (3) 国の基本指針

令和 5 年 5 月 19 日、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）が告示されました。基本指針（大臣告示）は、市町村および都道府県が障害福祉計画および障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針です。

基本指針見直しの主な事項は以下のとおりです。

- ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
  - ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
  - ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
  - ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
  - ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定
- ③福祉施設から一般就労への移行等
  - ・一般就労への移行および定着に係る目標値の設定
  - ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

- ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築
  - ・ 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
  - ・ 障害児入所施設からの移行調整の取り組みの推進
  - ・ 医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
  - ・ 聴覚障害児への早期支援の推進の拡充
- ⑤発達障害者等支援の一層の充実
  - ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
  - ・発達障害者地域支援マネジャーによる困難事例に対する助言等の推進
- ⑥地域における相談支援体制の充実強化
  - ・基幹相談支援センター<sup>※2</sup>の設置等の推進
  - ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設
- ⑦障害者等に対する虐待の防止
  - ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
  - ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設
- ⑧「地域共生社会<sup>※3</sup>」の実現に向けた取り組み
  - ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設
- ⑨障害福祉サービスの質の確保
  - ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加
- ⑩障害福祉人材の確保・定着
  - ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
  - ・相談支援専門員およびサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
- ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
  - ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
  - ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進
- ⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
  - ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
- ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
  - ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
  - ・支援ニーズの把握および特性に配慮した支援体制の整備
- ⑭その他：地方分権提案に対する対応
  - ・計画期間の柔軟化
  - ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

---

※2 基幹相談支援センターとは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がいのある人に関わる相談支援体制の強化を図ることを目的に設置されている。

※3 地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会のこと。

## 2. 計画の位置づけ

---

### (1) 計画の名称

「湖南省障がい者の支援に関する基本計画 みんなでとりくむ つばさプラン」は、みんなの想いを乗せて大空を飛ぶ鳥のつばさをイメージしています。

一人ひとりの自己実現を大切に、互いに支え、支えられながら、ともに生きられる社会の実現をめざした湖南省の想いを表しています。



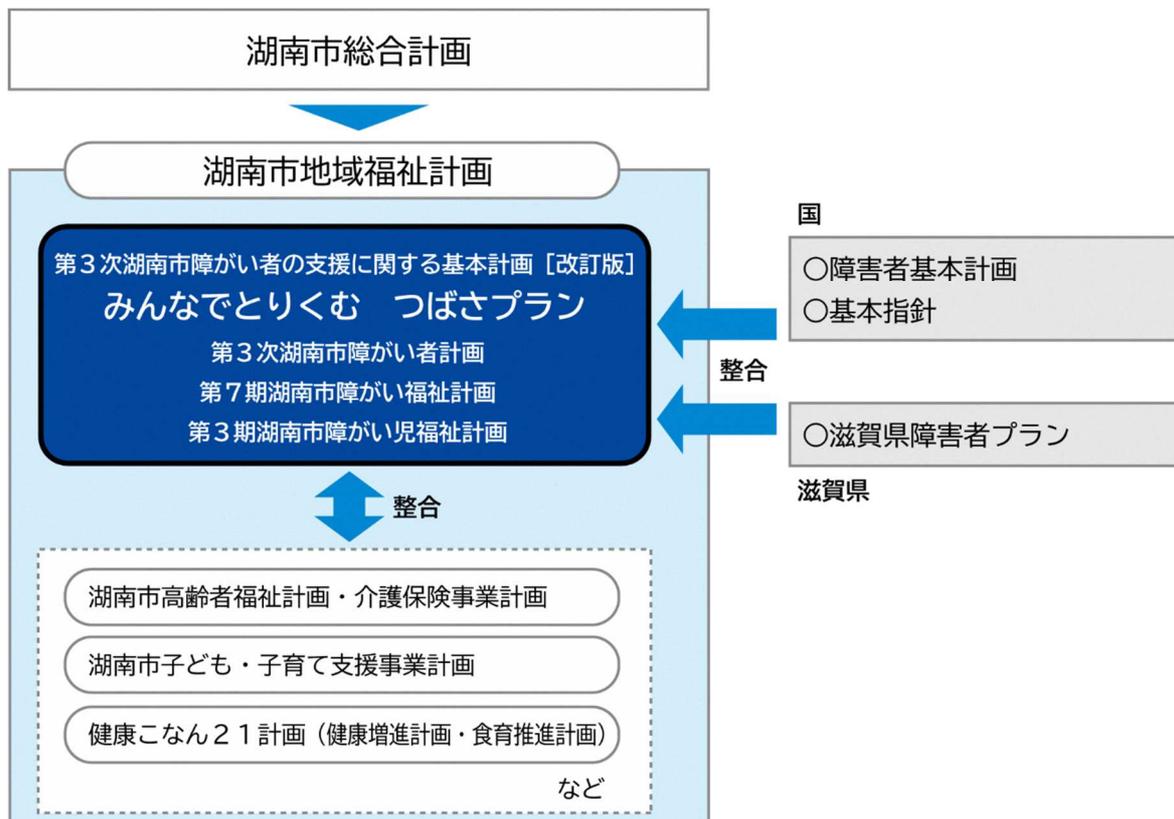
## (2) 上位関連計画等と法的根拠

本計画は、「障がいのある人が地域でいきいきと生活できるための自立支援に関する湖南省条例」を踏まえつつ、以下の3つの法定計画を合わせて策定した計画です。

「湖南省総合計画後期基本計画」を上位計画とし、「湖南省地域福祉計画」をはじめ、福祉や人権等の関連諸計画と協調した推進を図るものです。

湖南省 障がい者計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の障がい福祉分野のまちづくりの指針となる計画です。</li> <li>・「障害者基本法第11条第3項」の規定に基づき、地方自治体に策定義務がある市町村障害者計画です。</li> </ul>
湖南省 障がい福祉計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「湖南省障がい者計画」を踏まえて策定するもので、障がい福祉サービス等の供給に目標数値を掲げて、具体的な整備を推進するための計画です。</li> <li>・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条第1項」の規定に基づき、地方自治体に策定義務がある市町村障害福祉計画です。</li> </ul>
湖南省 障がい児福祉計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年(2018年)4月1日施行の「改正児童福祉法第33条の20第1項」の規定に基づき、地方自治体に策定義務がある市町村障害児福祉計画です。</li> <li>・「同第6項」に基づいて、「湖南省障がい児福祉計画」は「湖南省障がい福祉計画」と一体のものとして策定しています。</li> </ul>

### ■他計画等との関連図



### (3) 持続可能な開発目標 (SDGs) の取り組み

本市は、令和2年(2020年)7月17日に内閣府から「SDGs※4未来都市」に選定され、国と連携しながら、SDGsの達成に向けて総合的かつ効果的な取り組みの推進を図っています。官民連携の自然エネルギーの導入プロジェクトの実施、地域内経済循環の創出、多様な主体との連携により地域の活力を創出し、未来を創造するさりげない支えあいのまちづくりに取り組んでいます。

本市は、福祉サービスの充実や、雇用環境の整備にむけた企業啓発、農福連携の新たな取り組みへの支援等を通じて、障がいのある人の「その人らしい」就労を促進し、一人ひとりの能力、適性、発達段階、および社会環境に応じていきいきと安心して暮らせる地域社会の実現をめざしています。

#### ■本計画に関連するSDGsの目標



### (4) 計画の期間

「第3次湖南省障がい者計画」の計画期間は、令和3年度(2021年度)から令和8年度(2026年度)までの6年間です。また、「第7期湖南省障がい福祉計画」および「第3期湖南省障がい児福祉計画」の計画期間は、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間です。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
湖南省障がい者計画	第3次					
湖南省障がい福祉計画	第6期			第7期		
湖南省障がい児福祉計画	第2期			第3期		

※4 SDGs (エスディーゼーズ) とは、持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) の略称。2015年9月の国連サミットで採択された、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年までを期限とする17の国際目標のこと。

## (5) 計画の対象

湖南省在住の市民、通勤・通学する人、湖南省に来訪する人、また、遠隔地から湖南省の情報等にアクセスする人のすべてであり、このうち、主たる対象が、障がいのある人になります。

「障がいのある人」の表現は、法律にいう「障害者」と同義です。法律・制度等の固有名詞で「障害」という表記が使用されているものを除いて、この計画では「障がい」「障がいのある人」という表記で統一しています。

即ち「障がいのある人」とは、以下のように「障害者基本法第2条」で定義される人をいいます。

「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁<sup>※5</sup>により継続的に日常生活又は、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」

また、子どもについていう場合には、同様に「障がいのある子ども」「障がい児」の表現を用いています。

---

<sup>※5</sup> 社会的障壁とは、障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を営む上で、障壁となるもの（社会における事物、制度、慣行、観念など）。



## 第2章 湖南省の障がい福祉の現状と課題

### 1. 手帳所持者数の動向と社会資源の概況

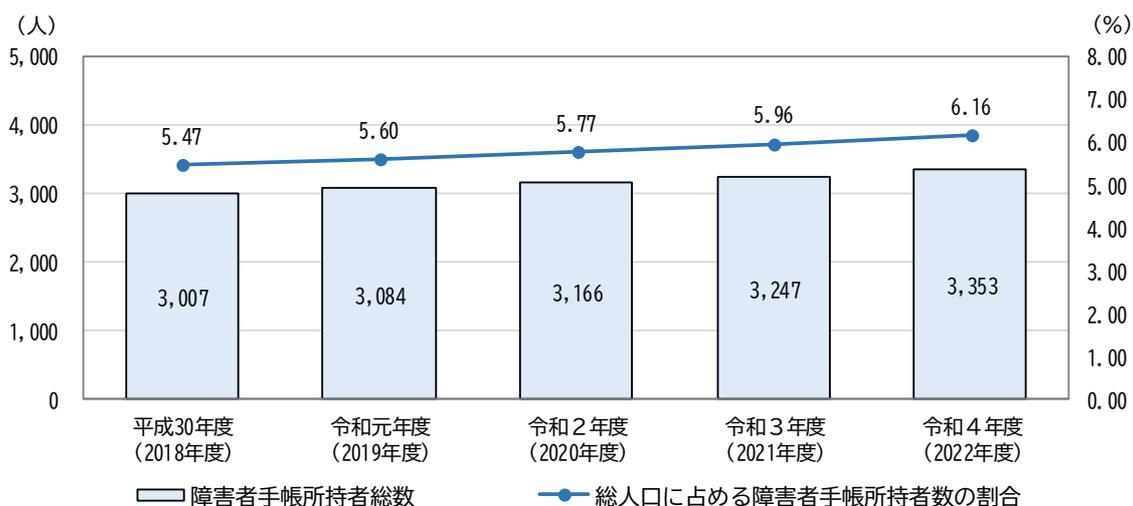
#### (1) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳を持っている人は増加傾向にあり、令和4年度(2022年度)は3,353人となっています。また、総人口に占める割合も微増しており、令和4年度(2022年度)においては6.16%となっています。

		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
総人口	人	54,998	55,105	54,838	54,442	54,393
身体障害者手帳	人数	1,955	1,996	2,019	2,055	2,102
	割合	3.55	3.62	3.68	3.77	3.86
療育手帳	人数	651	683	714	748	782
	割合	1.18	1.24	1.30	1.37	1.44
精神障害者保健 福祉手帳	人数	401	405	433	444	469
	割合	0.73	0.74	0.78	0.82	0.86
障害者手帳所持者総数		3,007	3,084	3,166	3,247	3,353
総人口に占める 障害者手帳所持者の割合		5.47	5.60	5.77	5.96	6.16

各年度3月末日現在

#### ■ 障害者手帳所持者数および所持比率



## (2) 身体障害者手帳所持者数の推移

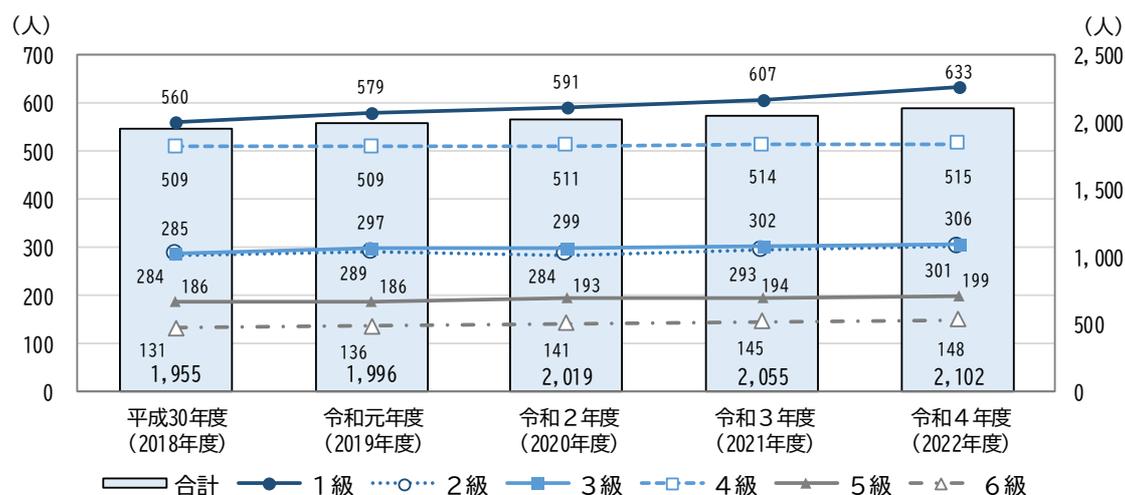
身体障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、令和4年度(2022年度)は2,102人となっています。  
また、等級別の所持者数の推移をみても、すべての等級において増加しています。

### ■身体障害者手帳所持者の状況

			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
1級	人数	人	560	579	591	607	633
	割合	%	28.6	29.0	29.3	29.5	30.1
2級	人数	人	284	289	284	293	301
	割合	%	14.5	14.5	14.1	14.3	14.3
3級	人数	人	285	297	299	302	306
	割合	%	14.6	14.9	14.8	14.7	14.6
4級	人数	人	509	509	511	514	515
	割合	%	26.0	25.5	25.3	25.0	24.5
5級	人数	人	186	186	193	194	199
	割合	%	9.5	9.3	9.6	9.4	9.5
6級	人数	人	131	136	141	145	148
	割合	%	6.7	6.8	7.0	7.1	7.0
合計	人数	人	1,955	1,996	2,019	2,055	2,102
	割合	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

各年度3月末日現在

### ■等級別の身体障害者手帳所持者の推移



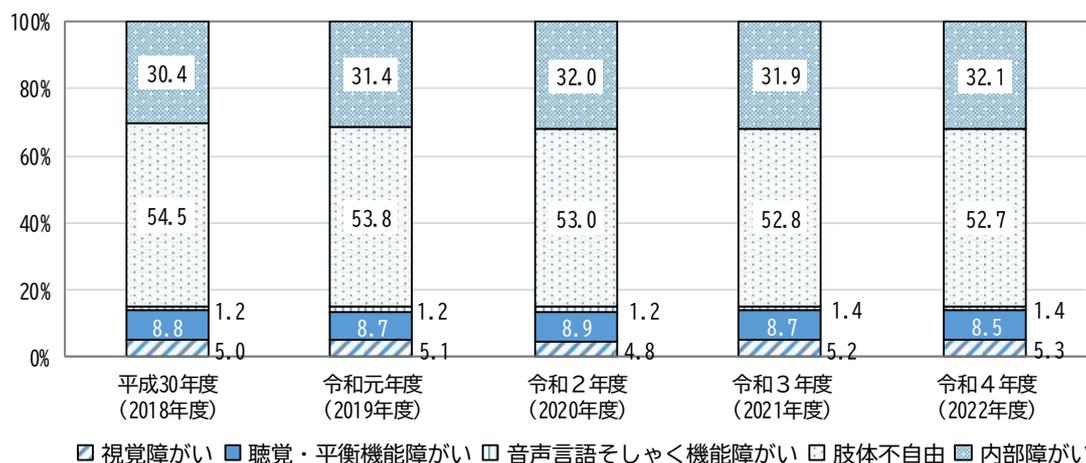
さらに、身体障害者手帳所持者数の推移を障がい部位別にみると、「肢体不自由」の割合が最も多く、令和4年度(2022年度)は52.7%となっています。また、「内部障がい」の割合が増加傾向にあります。

### ■障がい部位別の身体障害者手帳所持者の状況

			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
視覚障がい	人数	人	98	101	97	106	111
	割合	%	5.0	5.1	4.8	5.2	5.3
聴覚・平衡機能障がい	人数	人	172	173	179	179	179
	割合	%	8.8	8.7	8.9	8.7	8.5
音声言語そしゃく機能障がい	人数	人	24	23	25	28	30
	割合	%	1.2	1.2	1.2	1.4	1.4
肢体不自由	人数	人	1,066	1,073	1,071	1,086	1,107
	割合	%	54.5	53.8	53.0	52.8	52.7
内部障がい	人数	人	595	626	647	656	675
	割合	%	30.4	31.4	32.0	31.9	32.1
合計	人数	人	1,955	1,996	2,019	2,055	2,102
	割合	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

各年度3月末日現在

### ■障がい部位別の身体障害者手帳所持者の構成比の推移



### (3) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数は年々増加しており、令和4年度(2022年度)は782人となっています。

また、総人口に占める割合も増加しており、18歳未満では18歳以上よりも高い増加傾向を示しています。

#### ■療育手帳所持者の状況

			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
0～18歳未満	人数	人	193	191	198	210	215
	割合	%	29.6	28.0	27.7	28.1	27.5
18歳以上	人数	人	458	492	516	538	567
	割合	%	70.4	72.0	72.3	71.9	72.5
合計	人数	人	651	683	714	748	782
	割合	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

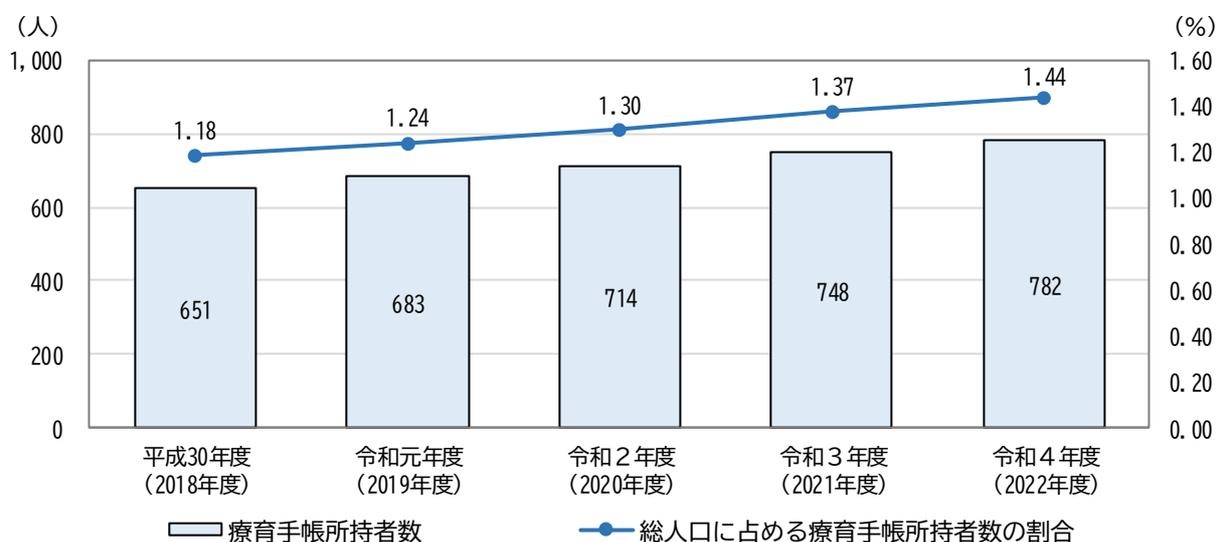
各年度3月末日現在

#### ■人口に占める療育手帳所持者数の割合

			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
0～18歳未満の人口	人		9,100	9,001	9,334	9,134	8,959
	うち療育手帳所持者	%	2.12	2.12	2.12	2.30	2.40
18歳以上の人口	人		45,898	46,104	45,504	45,308	45,434
	うち療育手帳所持者	%	1.00	1.07	1.13	1.19	1.25
総人口	人		54,998	55,105	54,838	54,442	54,393
	うち療育手帳所持者	%	1.18	1.24	1.30	1.37	1.44

各年度3月末日現在

#### ■療育手帳所持者の推移



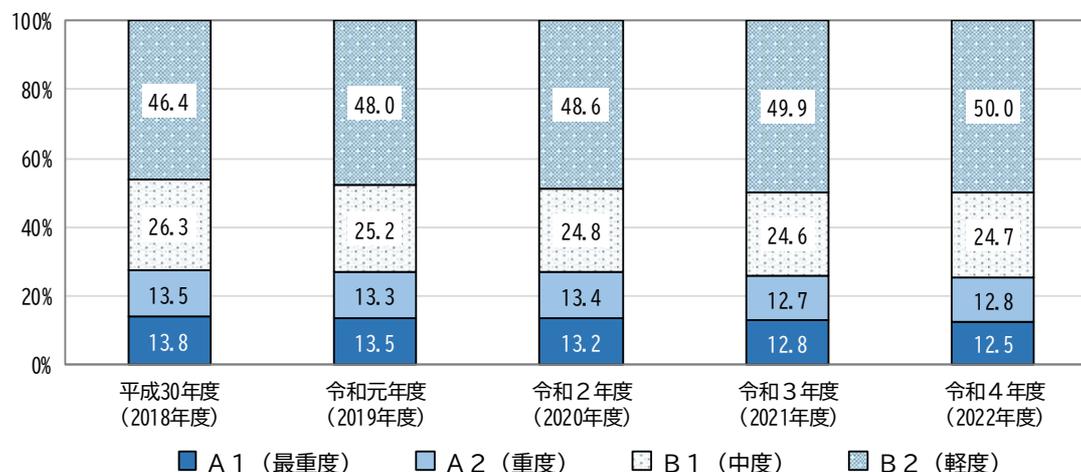
療育手帳所持者数の推移を判定別にみると、令和4年度(2022年度)までの間に、全体的に所持者数は増加しており、特にB2の所持者が増加しています。

■判定別の療育手帳所持者の状況

			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
A1 (最重度)	人数	人	90	92	94	96	98
	割合	%	13.8	13.5	13.2	12.8	12.5
A2 (重度)	人数	人	88	91	96	95	100
	割合	%	13.5	13.3	13.4	12.7	12.8
B1 (中度)	人数	人	171	172	177	184	193
	割合	%	26.3	25.2	24.8	24.6	24.7
B2 (軽度)	人数	人	302	328	347	373	391
	割合	%	46.4	48.0	48.6	49.9	50.0
合計	人数	人	651	683	714	748	782
	割合	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

各年度3月末日現在

■判定別の療育手帳所持者の構成比の推移



## (4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しており、令和4年度(2022年度)は469人となっています。また、総人口に占める割合も増加しており、令和4年度(2022年度)は0.86%となっています。

### ■精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
0～18歳未満	人数	人	11	10	8	13	11
	割合	%	2.7	2.5	1.8	2.9	2.3
18歳以上	人数	人	390	395	425	431	458
	割合	%	97.3	97.5	98.2	97.1	97.7
合計	人数	人	401	405	433	444	469
	割合	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

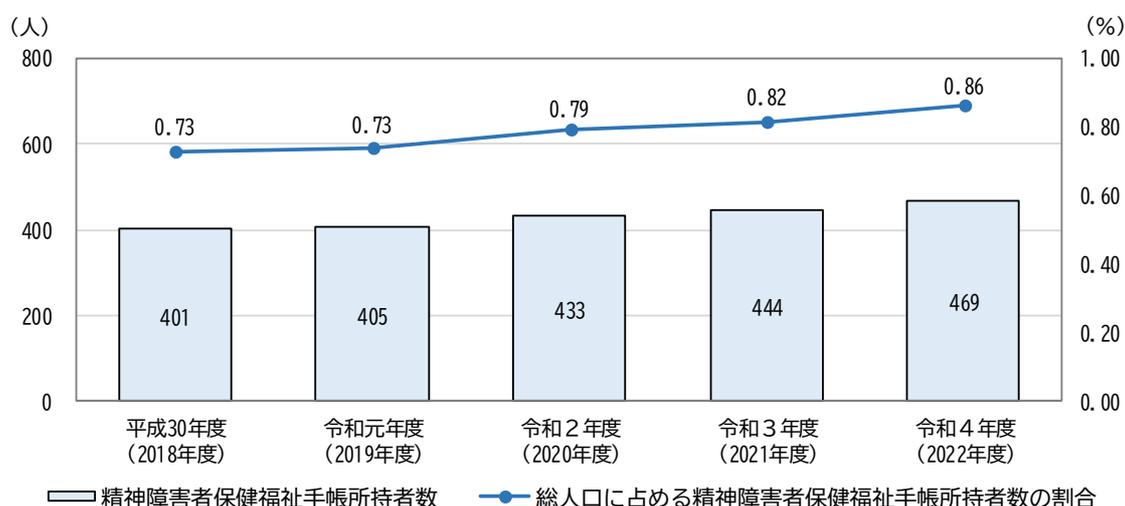
各年度3月末日現在

### ■人口に占める精神障害者保健福祉手帳所持者数の割合

		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
0～18歳未満の人口	人	9,100	9,001	9,334	9,134	8,959
うち精神障害者保健福祉手帳所持者	%	0.12	0.11	0.09	0.14	0.12
18歳以上の人口	人	45,898	46,104	45,504	45,308	45,434
うち精神障害者保健福祉手帳所持者	%	0.85	0.86	0.96	0.95	1.01
総人口	人	54,998	55,105	54,838	54,442	54,393
うち精神障害者保健福祉手帳所持者	%	0.73	0.73	0.81	0.82	0.86

各年度3月末日現在

### ■精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



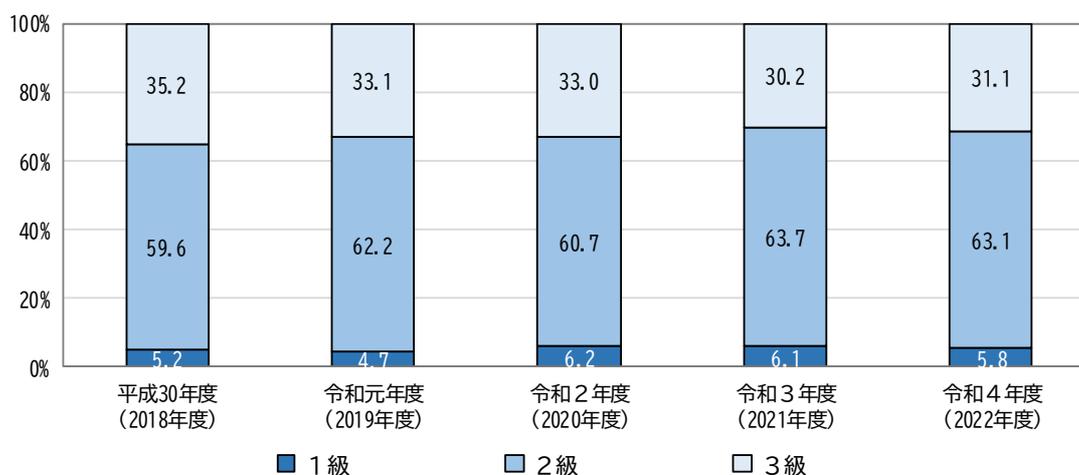
精神障害者保健福祉手帳所持者の推移を等級別にみると、すべての等級において増加しており、令和4年度(2022年度)は、1級が27人、2級が296人、3級が146人となっています。

### ■等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
1級	人数	人	21	19	27	27	27
	割合	%	5.2	4.7	6.2	6.1	5.8
2級	人数	人	239	252	263	283	296
	割合	%	59.6	62.2	60.7	63.7	63.1
3級	人数	人	141	134	143	134	146
	割合	%	35.2	33.1	33.0	30.2	31.1
合計	人数	人	401	405	433	444	469
	割合	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

各年度3月末日現在

### ■等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者の構成比の推移



## (5) 発達障がいのある人の状況

発達障がいのある人の場合、他の障がいと違って、特有の手帳等がないため、人数把握は難しい状況にあります。発達障がいのある人は必要に応じて、知的障がいを伴う場合は療育手帳、知的障がいを伴わない場合は精神障害者保健福祉手帳を取得しています。

学校や社会における発達障がいに関する認識の広がりとともに、就学後(高等教育機関含む)や一般企業等に所属する当事者や保護者、関係者からの相談が増加することが見込まれます。

## (6) 特別支援教育等を利用する児童生徒

本市では、発達支援システムを確立し、関係機関の連携のもと、障がいのある子どもおよび発達に支援を要する子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を継続的に行っています。

発達支援システムの一翼を担う特別支援教育は、障がいのある子どもたちへの教育にとどまらず、障がいの有無に関わらず、支援を要する子ども一人ひとりに応じた支援をしていくことで、一人ひとりがいきいきと活躍できる共生社会を形成していくことをめざしています。

通級教室、特別支援学級、特別支援学校に通う湖南市在住の児童生徒数は、下表のとおりです。

### ■通級児童・生徒数

ぞうさん教室	24人
集団療育	17人
個別療育	41人
ことばの教室※6	247人
幼児	101人
小学校	108人
中学校	38人

### ■特別支援学級の児童生徒数

小学生	267人
1年生	25人
2年生	46人
3年生	43人
4年生	45人
5年生	46人
6年生	62人
中学生	136人
1年生	48人
2年生	37人
3年生	51人

### ■特別支援学校の児童生徒数

小学部	34人
盲学校	-
聾(ろう)学校	0人
養護学校	34人
中学部	31人
盲学校	-
聾(ろう)学校	3人
養護学校	28人
高等部	58人
盲学校	-
聾(ろう)学校	-
養護学校	58人

※令和5年(2023年)10月末

※6 ことばの教室とは、ことばやコミュニケーション、学習面に課題をもつ幼児、児童、生徒に対し、幼児期から学齢期終了まで、一人ひとりに合わせた教育サービスを実施する教室のこと。

## (7) 甲賀地域障がい福祉サービス事業所数

		湖南市	甲賀市
就労支援・日中活動支援事業所	就労移行支援（一般型）	1	1
	就労継続支援（A型）	2	6
	就労継続支援（B型）	8	14
	就労定着支援	1	0
	自立訓練（生活訓練）	1	1
	宿泊型自立訓練	0	1
	生活介護	10	9
	療養介護	0	1
グループホーム		17	33
訪問系サービス事業所	居宅介護	8	9
	重度訪問介護	6	4
	同行援護	2	6
	行動援護	2	1
短期入所事業所	短期入所	7	8
施設入所支援事業所	施設入所支援	5	4
障がい児入所・通所支援事業所	障がい児入所支援	1	1
	児童発達支援	1	1
	放課後等デイサービス	5	8
	保育所等訪問支援	1	1
相談支援事業所	計画相談支援	8	10
	障がい児相談支援	7	5
	地域移行支援	3	2
	地域定着支援	3	1
	障がい者相談支援事業	2	4
	基幹相談支援センター	1	
	働き・暮らし応援センター	1	
成年後見センター	1		
地域生活支援事業	日中一時支援事業	5	3
	移動支援事業	4	2
	地域活動支援センター（Ⅰ型）	1	1
	地域活動支援センター（Ⅱ型）	1	0
その他のサービス	滋賀県型地域活動支援センター	0	2

(令和5年(2023年)10月未現在)

## 2. 調査結果等からみえた湖南省の課題

### (1) 調査の概要

本計画を策定するにあたり、障がいのある人を取り巻く状況やニーズ等を把握するため、障がいのある人やその家族および事業所に対するアンケート調査と市内の関係団体に対するヒアリング調査を実施しました。

#### ●当事者（障がい児）アンケート調査

調査対象	0歳から18歳未満の障がい福祉サービス受給者の保護者		
調査方法	郵送配布・郵送回収		
調査期間	令和5年6月1日～令和5年6月23日		
回収結果	発送数	回収数	回収率
	250件	119件	47.6%

#### ●当事者（障がい者）アンケート調査

調査対象	18歳以上の障がい者手帳所持者および障がい福祉サービス受給者		
抽出方法	標本調査（無作為抽出）		
調査方法	郵送配布・郵送回収		
調査期間	令和5年6月1日～令和5年6月23日		
回収結果	発送数	回収数	回収率
	1,750件	949件	54.2%

#### ●事業所アンケート調査

調査対象	甲賀地域（甲賀市・湖南省）のサービス提供事業所法人		
抽出方法	全数調査		
調査方法	郵送配布・郵送回収		
調査期間	令和5年6月1日～令和5年6月23日		
回収結果	発送数	回収数	回収率
	45件	33件	73.3%

#### ●ヒアリング調査

参加団体	9団体 15人
実施日	令和5年6月22日と令和5年6月26日

## (2) 次なるステップに向けた計画課題

アンケート調査とヒアリング調査に加え、「湖南省障がい者施策推進協議会」と「湖南省障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会」での意見をもとに、4つの「次なるステップに向けた計画課題」ごとに現状と課題をまとめました。

### ①居場所づくりについて

#### アンケート調査結果

- 当事者（障がい児）アンケート調査結果によると、小学生以上における放課後の過ごし方について、「自宅で家族と過ごす」が67.0%で最も多く、次いで「放課後等デイサービスを利用する」が50.5%、「日中一時支援サービスを利用する」「一人で過ごす」が17.4%となっています。また、放課後、どのように過ごさせたいと思うかについては、「放課後等デイサービスを利用したい」が46.8%で最も多く、次いで「自宅で家族と過ごさせたい」が40.4%、「同世代の子どもと遊ばせたい」が37.6%となっています。

#### ヒアリング調査結果

- 地域でともに活動できる場所が必要である。
- 親の送迎の負担を軽減するために、親の就労の有無にかかわらず、すべての子どもが地元の学童保育を利用できるようにしてほしい。
- 将来を見据えた支援の使い方を考えていかなければならない。成人になった時に適切な支援を受けていない人が多い。保護者が、障がい特性を理解できる場が必要。
- 放課後等デイサービスの活用は良いと思うが、学童保育等と連携した交流の場づくりが必要。子どもの頃から交流することで、成人してからも交流できるつながりづくりが必要。
- 学校、学童保育、放課後等デイサービス等の場での多様性を尊重する教育の推進と雰囲気作りが重要であり、地域社会全体を巻き込んでの理解活動が重要である。
- 地域の子どものとして交流する場が必要。できるだけ学童保育所で対応できるようにすべきである。
- 周りに気兼ねせず利用できる場所が地域に複数あると便利である。

#### 湖南省障がい者施策推進協議会からの意見

- 行政の役割、社協の役割各々で分担した形で事業が進められたら良い。
- 数値化できない市が果たしてきている「市民と一緒につくってきている福祉」というものも十分に評価されなければならない。
- 地域の学童に障がい児がどれだけ通所されているのか。子どもたちの活動の場所のあり方というのを今後考えていただくと、よりいいと思う。
- 市民と障がいのある人が、触れ合う機会が増えているというのは、障がいのある人の暮らしの質が変わっていくということだと思う。

- ホリデースクールは、余暇支援という意味では、いろんな選択肢があるが、子どもたちが豊かになっていくということと、「障がいのある人のために」ではなくて、そこを支えたスタッフが、これをきっかけに福祉の道に進んだという方が現にいるということで、非常に有効なものであったと思う。
- 障がい者の福祉サービスは専門職がやることだと、矮小化されてしまわないように、やはり地域福祉というところで、市民の一人として彼らが計画の主人公として位置づけられていくということを確認した上で、今後、もっと市民が参加できる場を発展させていけるように進捗を見守っていきたい。

#### 湖南省障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会からの意見

- 放課後等デイサービスなどを利用している子と関係機関と、学校との連携がしっかりできているかどうかということが課題になっているので、丁寧な情報共有が必要。
- 放課後等デイサービスに従事されている方が、障がいのある子どもたちについて十分御理解のある人ばかりではないという課題が大きい。
- 放課後等デイサービスは増えてきているが、さらに必要だということを学校としては非常に感じている。年度で担当者の方も代われ、学校の教員も代わっていくので、都度連携をしていきたい。
- 障がい者スポーツの関係で毎週ボッチャ教室を開いているが、なかなか新しいそういうことをやろうというような子どもたちが少ない。
- 子ども食堂など、子どもの居場所として既にある場所の中で、障がいのある子どもたちはどんな形で参加できているのか。
- 高校生までは放課後等デイサービスを使えるが、18歳になった途端に居場所がなくなる。18歳以降の大人になった方の居場所づくりも充実してほしい。
- ひきこもりになる前段、教育の段階で不登校が非常に問題になっているが、不登校の児童生徒の多くに発達に課題がある子どもたちがいる。インクルーシブな居場所は当然大事だが、そういった子どもたちは大人数の中では不安を感じる、不安どころか恐怖すら感じる子どもたちがいるという中で、少人数でその子たちが自分たちの好きな活動ができるような居場所というのも考えていく必要がある。

#### 甲賀地域障害児・者サービス調整会議からの意見

- 「障がい理解の促進」として「出会う」機会の創出とその評価の見直しをしてほしい。
- 発達や発達の特性のある人の力が発揮できる就労場所や、安心して集える居場所、就労前の準備を行う支援の充実が求められている。
- フォーマル、インフォーマルの枠に関わらず、社会資源に対する積極的な支援で、当事者の居場所づくりが必要である。

## ②相談支援について

### アンケート調査結果

- 当事者（障がい児）アンケート調査結果によると、保護者にとって、利用しやすい相談機関について、「障がい種別を問わず、相談できること」が52.1%で最も多く、次いで「年齢、性別を問わず、相談できること」が45.4%、「1つの相談窓口で何でも相談できること」「特定の障がいや問題について詳しい専門の職員がいること」が42.9%となっています。
- 当事者（障がい者）アンケート調査結果によると、利用しやすい相談機関について、「1つの相談窓口で何でも相談できること」が38.6%で最も多く、次いで「年齢、性別を問わず、相談できること」が32.1%、「障がい種別を問わず、相談できること」が28.1%となっています。

### ヒアリング調査結果

- どこでどのような支援が受けられるかの情報開示と、地域社会全体を巻き込んだ理解活動の推進が重要である。
- 地域で一番困っているのは、ひきこもり、精神疾患、発達障がいの複合的要因のある人たちで、親も高齢化してきており、地域啓発と粘り強いアウトリーチが必要である。
- 相談する側と相談を受ける側が同じレベルではない。言葉だけでは理解できないこともある。理解してもらうための工夫が必要である。相談窓口は専門性がある人が対応してほしい。

### 湖南省障がい者施策推進協議会からの意見

- 障がいという概念が、障がい認定されている、されていないだけではない。ひきこもりや生活困窮といった複数の要因を支援できる体制整備が必要だと思う。

### 湖南省障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会からの意見

- 手帳を持っていない方、障がいの診断がない方の相談がこれからどんどん増えていくと思われる。
- 家族丸ごと支えないと、その方だけの支えではうまくいかないケースがたくさん見られる。

### 甲賀地域障害児・者サービス調整会議からの意見

- 委託相談支援事業所が計画相談支援等も担っていることから、本来の委託業務に支障がでていることは以前から指摘されている。また、地域生活支援拠点等事業（緊急時対応、体験ニーズ対応）や重層的支援体制整備事業（包括的相談支援事業）においても中核的役割を担っている。委託相談支援事業所が円滑に事業実施できるようにするためには、計画相談支援等を担う事業所を拡充や、計画相談支援等を専従で担う相談支援専門員を増やし、委託相談支援事業所が受け持つ計画相談等のケースを移管していくことが必要である。
- 働き暮らし応援センターや権利擁護支援センターぱんじーなどの専門機関が質の高い相談支援を提供するためにも相応の人員配置が必要である。

### ③施設入所者の地域生活への移行について

#### アンケート調査結果

- 当事者（障がい者）アンケート調査結果によると、3年後の生活について、「自宅で暮らしたい（家族と一緒に生活）」が67.0%で最も多く、次いで「自宅で暮らしたい（ひとりで生活）」が13.9%、「福祉施設で共同生活をしたい」が3.7%となっています。また、地域で生活するために必要な支援について、「経済的な負担の軽減」が40.1%で最も多く、次いで「相談対応などの充実」が25.9%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が25.6%となっています。

#### ヒアリング調査結果

- 医療的ケアの機能を備えたグループホームが必要である。
- 当事者が自立した生活ができるよう、生活支援とそれらを身に付ける訓練機関が必要である。
- 家から通い、保護者のニーズがある時は宿泊も可能な居場所が必要である。

#### 湖南省障がい者施策推進協議会からの意見

- 将来を考えた場合、親の目から見ると、「この子、親なき後どうなるの」と非常に不安が残る課題だと思う。
- グループホームはハードルが高い。もう少し一人ひとりに合わせた支援ができるような形で、進める必要がある。
- 国としては入所施設をつくらない。入所施設から地域にどんどん出ていく時代がやってくる。そのため、グループホームをつくらなければならないということだが、実際には本人の暮らしの質を考えたら、良いとは言えない。現制度をどのように補強するのか。必要な支援とは何なのだろうかと言及していかないといけない。

#### 湖南省障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会からの意見

- 重度障がいのある人に対応できる施設整備も課題となっていることについて、大きな課題だと学校としては思っている。
- グループホームについては、いろいろな対応をしなければならないため、世話人は専門的な知識等が要る。障がいの重たい方の受け皿の整備を考えていかないと、課題について対応は難しいが、軽度の方の両面を進めていくことが大事である。

#### 甲賀地域障害児・者サービス調整会議からの意見

- 地域移行に関して、強度行動障がいを呈する方をグループホームで受け止めるには、住環境整備はもちろんのこと、強度行動障がい支援のスキルを持つ職員の配置が必須であり、夜間についても同様のスキルを持つ人員配置が必要である。
- 主たる介護者の高齢化に伴う介護力の低下や在宅高齢障がい者について、リスクのある対象者を事前に把握し、緊急時対応や自宅で暮らすことが難しくなった場合、自宅以外での暮らしの見通しについて計画的に備えることが出来る取り組みが必要である。

#### ④確保方策について

##### アンケート調査結果

- 事業者アンケート調査結果によると、円滑な事業運営のために、改善したい経営上の課題について、「支援員の確保」が87.9%で最も多くなっています。また、業務量に対する職員（人手）の充足具合については、『不足している』（「不足している」と「やや不足している」の合計）では69.7%となっています。さらに、市に対して望むことについては、「障がい福祉サービス事業従事者の人材確保・定着のための支援」が66.7%で最も多くなっています。

##### ヒアリング調査結果

- 基本的には処遇（給与等）の改善が重要である。
- 質の向上には処遇の改善が必要である。
- 資格取得の講習等の費用を市が負担又は一部でも助成して、受講しやすくするなど、資格取得等に対する積極的な取り組みが必要である。
- 福祉の仕事に対する魅力をアピールすべきである。
- ホリデースクールなどでボランティアが育ってきた。今後も人材が育成できるような施策を検討してほしい。

##### 湖南省障がい者施策推進協議会からの意見

- 就労移行、就労AB、生活介護のいずれも100%を超えている状況の中で、今後どのようにして事業所を確保していくのか。事業所も人材不足で、事業を拡充していくことに困難な状況にもあり、この先どのように充実していくのがいいのか。次回の計画の中で、その辺を検討されたい。

##### 湖南省障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会からの意見

- 新しい人材が確保できないと、新たなニーズに応えられるだけの資源の開発であったり、改革であったり、新設ということはなかなか難しい。
- 人材を作り出していくために、できれば小中学校のところで、一緒に共に成長できる環境を学校教育の中でもつくってほしい。
- 学生たちに福祉現場のことをしっかり知ってもらう、そのためには体験を通して学ぶことが大切である。

##### 甲賀地域障害児・者サービス調整会議からの意見

- 行動点数が高い方の進路希望が叶えられるよう、必要な環境整備や人材の確保について具体的な取り組みを進めてほしい。
- 強度行動障がいや医療的ケアを必要とする方を支える訪問系サービスの充実（事業所増や人材の確保）に向けた取り組みを進めてほしい。
- 福祉の人材確保やスキルアップ研修の場を増やし、それにかかる費用の補助金制度などが期待される。



## 第3章 計画の理念と目標

### 1. 3つの原則

---

「障がいのある人が地域でいきいきと生活できるための自立支援に関する湖南省条例」の目的に基づき、また、第1次障がい者計画以来の考え方を継承して、計画の前提となる「3つの原則」を次のとおりとします。

#### 1 基本的人権を尊重し、差別を禁止する

障がいのある人も、ない人も平等に、基本的人権をもった一人の個人として、その尊厳が大切にされ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を持っています。そのことが実現されるためには、わたしたち市民一人ひとりの意識と行動において、人権の尊重を徹底し、障がいのある人への理解に努めていくことが前提となります。

障害者基本法や障害者差別解消法にも規定されているとおり、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約する、障がいを理由とする差別その他の人権を侵害する行為は、禁止されなければなりません。

障がいのある人が日常生活または社会生活を営む上での制約となっている社会的障壁については、除去されなければなりません。

#### 2 地域共生の社会に向かう

すべての障がいのある人は、社会を構成する一員として、社会、経済、文化そのほかあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されなければなりません。

すべての障がいのある人は、可能な限り、どこでだれと生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられてはなりません。

すべての障がいのある人は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通や情報の取得・利用のための手段についての選択の機会が確保されなければなりません。

#### 3 みんなで取り組む

「障がいのある人が地域でいきいきと生活できるための自立支援に関する湖南省条例」には、障がいのある人の自立と、障がいのある人がいきいきと安心して生活できる地域社会の実現のため、「市民の責務」「事業所等の責務」「市の責務」を定めており、「みんなで取り組む」ことを原則としています。

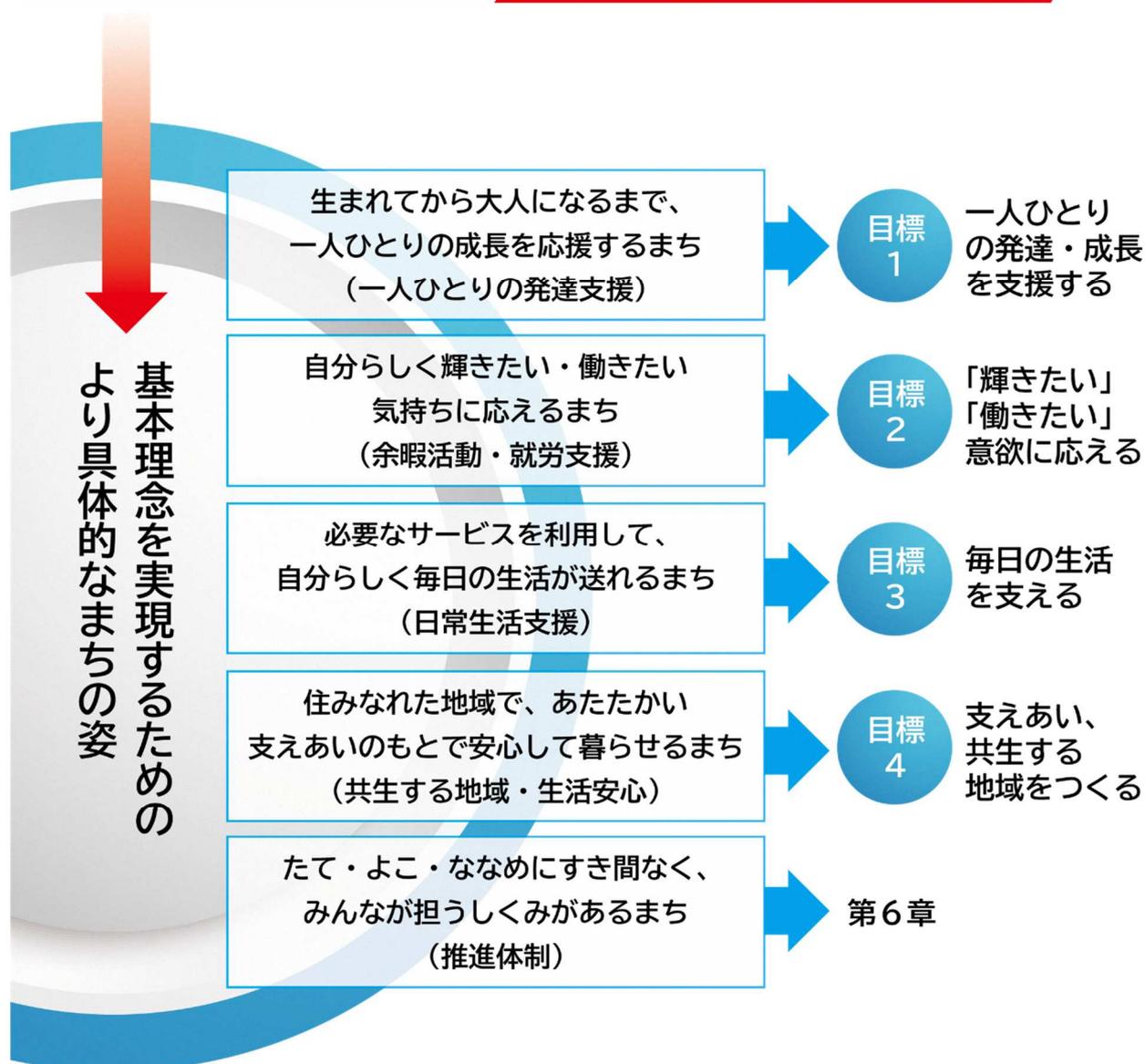
## 2. 基本理念と目標

本計画がまちの将来像として描く「基本理念（めざすまちの将来像）」については、「一人ひとりが自分らしく ともに生きるまち 湖南省」とします。

また、基本理念を実現するため、より具体的なまちの姿を5つ描くとともに、基本理念や現状・課題を踏まえて、本市のまちづくりにおいて達成を図る目標を4項目掲げます。

### めざすまちの将来像（基本理念）

## 一人ひとりが自分らしく ともに生きるまち 湖南省

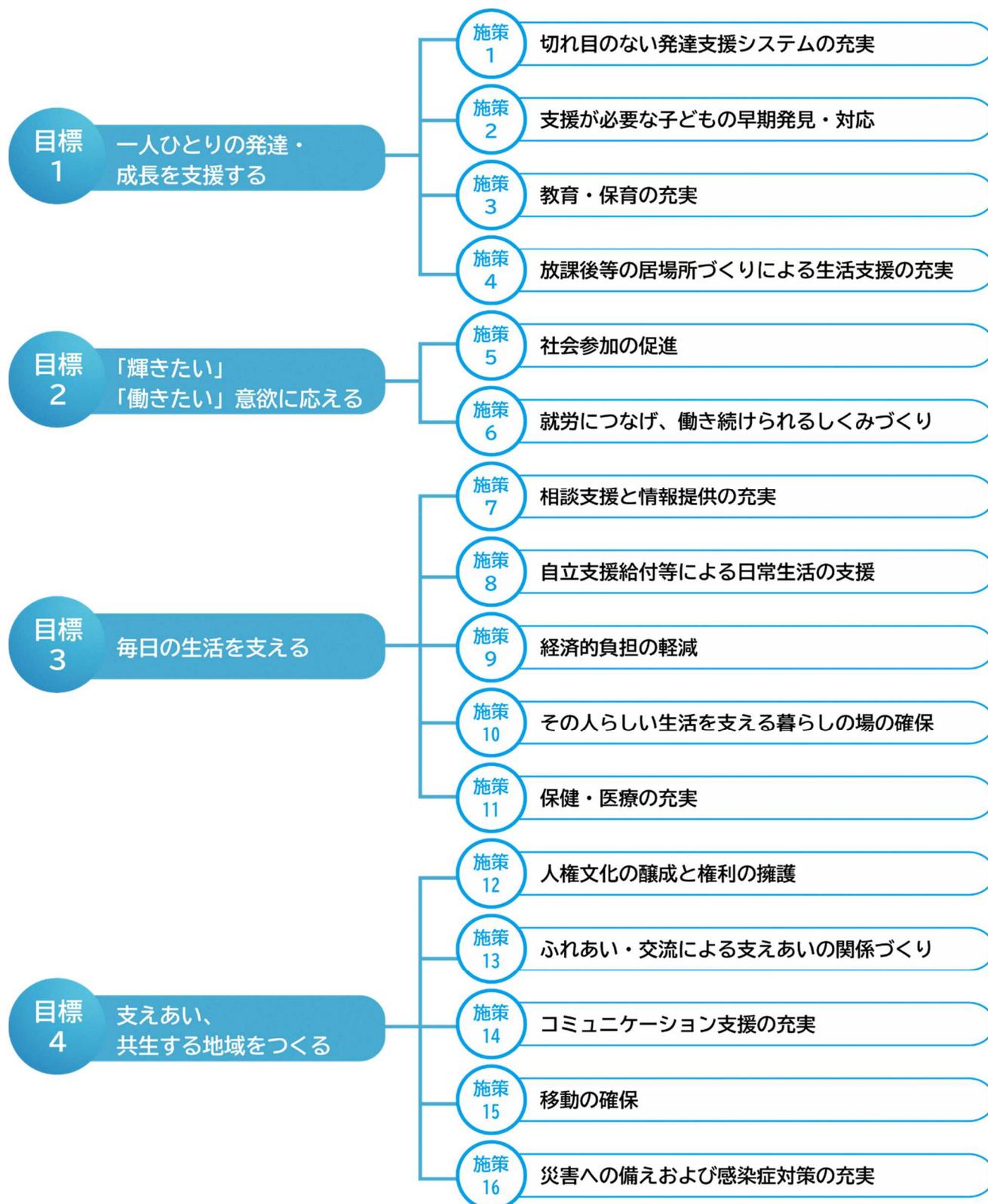




## 第4章 障がい者福祉の施策

### 1. 施策の体系

4つの目標に即した施策の体系は、以下のとおりです。



## 2. 施策の内容

目標  
1

### 一人ひとりの発達・成長を支援する

生まれてから大人になるまで、一人ひとりの成長を応援するまち

障がいのある子どもや発達に支援が必要な子どもが自分のもてる力を十分に発揮し、自分らしく健やかに成長できるよう、関係機関の連携のもと、発達支援システムの更なる充実や、放課後等における自己実現の場づくり、インクルーシブ教育<sup>※7</sup>の充実によって支援のネットワークを広げます。また、学校生活から社会生活への安定した移行へは、基盤となる家庭生活への支援が不可欠であることから、本人支援のみならず家族支援も含めた環境づくりと、安定した地域生活を送れるよう生活支援のしくみづくりを進めます。

#### 本市の現状

- 全国に先駆けて「湖南省発達支援システム」をつくり上げ、発達に支援が必要な人に対し、乳幼児期から学齢期・就労期までのライフステージに応じた切れ目のない支援体制を構築しています。保健・福祉・医療・教育・就労の関係機関の横の連携による支援と、個人に応じた支援（個別の指導計画、個別の教育支援計画）に基づく縦の連携による支援を総合的に行っていることに特徴と先進性を有し、その充実を図っています。
- 教育との連携においては、学校教員や福祉相談員等の関係機関が連携を図るための学習会が開催されており、それぞれの関係者が、ライフステージを見通して「今」現場でできる支援を考えるきっかけとなっています。また、卒業後も支援が途切れないことを目的として、甲賀地域の中学校卒業生に係る個別支援情報の引継ぎ会議を開催しています。
- 就労アセスメントとの連携や福祉事業所合同説明会の開催などの、学校の進路指導プロセスとの連動を意識した進路調整部会の運営により、進路指導を進める上で必要な圏域状況の把握機会を提供しています。
- 福祉先進の地として、事業所や個人の先駆的な取り組みが行われ、障がいのある人への各種福祉施設や、自立支援のためのさまざまなNPO活動が展開されており、各主体によるインクルーシブ教育の実現に寄与する活動が実施されています。
- 医療的ケア児・者について、対応できる移動サービスが少なく、緊急時の短期入所や日中一時支援事業の利用できる事業所も少ない状況です。医療機関と連携し、重症心身障がい児・者や医療的ケア児・者が、甲賀福祉圏域で安心して住み続けられるようにすることが求められています。

※7 インクルーシブ教育とは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える共生社会の形成を目的として、障がいのあるなしなどに関わらず、すべての子どもを包含する教育方法。

## 切れ目のない発達支援システムの充実

- 施策目標**：子どもが、自分らしさを大切にしながら、社会の一員として活躍できる。
- 施策概要**：発達に支援の必要な人に対し、乳幼児期から学齢期、就労期まで、保健・福祉・医療・教育・就労の関係機関が連携をして個人に一貫した支援を行います。
- 指 標①**：関係機関の連携数

実績値					目標値		
令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
3,420件	3,977件	3,444件	3,385件	3,400件	—	—	3,500件

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

- 指 標②**：市民における発達支援システムの認知度

実績値					目標値		
令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
—	59.6%	—	—	—	—	—	40.0%

※一般市民へのアンケート調査において、「知らない」と答えた人の割合

- 取り組みの方向性**

- 子育てに関する諸施策と学校教育にもとづき、乳幼児期から成人期までの多様な発育と発達を個別に支援できる、切れ目のない支援のしくみづくりを推進します。
- 本人支援のみならず家族や家庭生活に対する支援も踏まえた多角的な援助体制を充実します。
- 就学・進学・就労時の個別支援情報の引継ぎによる継続的な支援がさらに充実するよう、ここあいパスポート<sup>※8</sup>の活用、協議や研修を通して、情報共有や関係機関の連携の体制をさらに強化します。

- 施策を構成する主な事業**

### [1] 発達支援システム運営事業

学校教育課・障がい福祉課（発達支援室）・幼児施設課

- 関係課の連携：発達支援システム運営についての検討や関係課連携のための関係課長会議・担当者会議・発達支援センター会議を開催します。
- 個別の指導計画作成に係る研修会：市内保育園、幼稚園、こども園、小・中学校の担当者対象に個別の指導計画作成に係る研修会を実施します。
- 市内の保育園、幼稚園、こども園、小・中学校教職員を対象として、特別支援教育に係る研修会を開催します。

※8 ここあいパスポート（甲賀地域発達支援手帳）とは、発達に支援の必要な人の思いや育ちを共有・応援するために、本人・家族と支援者をつなぐツールとして、乳幼児期から就労期までの継続した本人や家族の思い・状況、関係機関（保健、福祉、医療、教育、就労等）の連携内容等を記録したサポートブックのこと。

## [2] 義務教育終了後の相談支援事業

障がい福祉課（発達支援室）

- 甲賀地域障害児・者サービス調整会議と連動し、義務教育終了後の進路先への支援情報の引き継ぎ会議を実施します。
- 義務教育終了後のニーズに応じた相談支援を実施します

## [3] 市就学支援委員会

学校教育課・障がい福祉課（発達支援室）

- 医師、地域内特別支援学校長、地域内児童福祉施設長、発達相談員、保健師等の専門職および市内小・中学校長代表、園長代表等で構成された委員会において、特別な支援を要する児童・生徒の適切な就学について審議を行います。

## [4] コーディネーター連絡会議

学校教育課・障がい福祉課（発達支援室）

- 市内保育園、幼稚園、こども園、小・中学校の特別支援教育コーディネーターを対象に、各校園における特別支援教育の進め方や個別の指導計画の活用等について研修を行います。

## [5] 専門家による事例検討指導会議

学校教育課・障がい福祉課（発達支援室）

- 各校の特別支援教育コーディネーター等から示された事例にかかわり、障がいの判断・教育的措置・支援内容等について、総合的に検討します。

## [6] ここあいパスポートの活用事業

障がい福祉課（発達支援室）

- 本人の思いや育ちを共有・応援するため、本人・家族と支援者をつなぐツールとしての「ここあいパスポート」を周知し、活用を促進します。

## 支援が必要な子どもの早期発見・対応

- 施策目標**：発達に特徴のある子どもが、早期に適切な支援につながっている。
- 施策概要**：子どもに保育園・幼稚園、こども園、乳幼児担当保健師、専門機関などが連携して対応します。
- 指 標**：就学前サービス調整会議での検討数と支援につながった年間の発達相談件数

実績値					目標値		
令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
175件	146件	147件	136件	143件	—	—	180件
76%	83%	67%	68%	73%	—	—	76%

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

### ●取り組みの方向性

- 障がいのある子どもの支援と家族支援を切り離さず、保護者がわが子を理解する過程に寄り添い、本人が自分の特性を理解できるような支援体制を整えます。
- 支援を必要とする子どもを早期に発見し、適切な支援に結び付けられるよう、さらなる情報提供の充実や制度の周知に努めます。
- 発達障がいのある人への相談や支援を具体的に実践できる人材の育成に取り組みます。
- 学齢期以降も利用できる居場所づくりを充実させることにより、生活基盤を整えることによって安定したくらしの継続へとつなげます。

### ●施策を構成する主な事業

#### [7] 新生児訪問事業

こども子育て応援課

- 保健師または助産師が新生児のいる家庭を訪問し、その子の成長発達を保護者とともに確認し、保護者への育児相談を実施します。

#### [8] 乳幼児健診事業

こども子育て応援課

- 子どもの健やかな成長と保護者の子育てに対する不安の軽減を図るため、子どもの発育・発達状況や健康状態を確認し、疾病の予防や早期発見・早期対応を図ります。
- 特に保護者が、子どもの発達等について心配や不安がある場合は、乳幼児発達相談事業につなげます。
- 子どもの健康や子育てに関するさまざまな情報を提供します。

#### [9] 幼児発達相談事業

障がい福祉課（発達支援室）

- 個別相談を行い、また、必要であれば発達検査も実施して、保護者の悩みと子どもの発達状況や課題を確認・検討し、保護者への助言によって、より適切な発達を促す援助をします。
- 保護者の希望があれば、保育園・幼稚園、こども園や他機関への助言・連携を行います。
- 就学前サービス調整会議を開催し、発達相談につながった児童への適切なサービスや支援について検討します。

#### [10] 個別療育・児童発達支援・保育所等訪問事業

障がい福祉課（発達支援室）

○未就学の発達に支援の必要な子どもに対し、必要な計画を立て、通所による療育活動を行うとともに、保育園等の施設に通う発達に支援の必要な子どもに対して、その施設を訪問して、集団生活適応のための専門的な支援を行います。

#### [11] 特別支援教室（ことばの教室）事業

学校教育課

○発達障がい、聴覚および言語機能等の障がいのある幼児・児童や発達に支援の必要な幼児・児童に対し、生活や学習上の困難の改善・克服にむけて一人ひとりに合わせた支援を行うとともに、保護者や在籍する校・園に対して専門的な立場から指導助言を行います。

- **施策目標**：保育園・幼稚園・こども園、学校で、充実したインクルーシブ教育が行われている。
- **施策概要**：集団の中での子どもの育ちを助長し、その子の個性と能力を伸ばす就学前教育保育、学校教育を行います。
- **指標**：保育園・幼稚園・こども園への巡回相談件数

実績値					目標値		
令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
427件	528件	312件	327件	358件	—	—	450件

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

● **取り組みの方向性**

- インクルーシブ教育の拡充により、障がいのある子どもたちへの支援とともに、子どもたち全体への福祉教育を充実させ、障がいへの理解の促進と共生社会実現への意識を醸成します。
- 合理的配慮<sup>※9</sup>を徹底するための、教育・保育に関わる加配者の質的な向上も含めた、人材確保・育成の体制づくりを進めます。
- 医療的ケア児を子育てする家族の負担を軽減し、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に努めていきます。また、医療的ケアの有無に関わらず、子どもたちがともに教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ、個々の状況に応じて、関係機関・民間団体が密に連携し、保健・福祉・医療・教育・就労について切れ目なく支援できる体制づくりを進めるとともに、保育所や学校などで医療的ケア児を受け入れるための支援体制の拡充を図ります。

● **施策を構成する主な事業**

[12] **インクルーシブ教育システムの推進**

学校教育課

- 障がいのあるなしに関わらず、学び育つことを基本とし、教育の場において合理的配慮に基づいた環境整備を行います。互いに人格と個性を尊重し、支えあい、人々の多様な在り方を認めあえることをめざします。

[13] **障がい児保育事業**

幼児施設課

- 保育園・幼稚園・こども園に在籍する障がいのある児童に対して、適切な指導を行うため、加配保育士・教諭の配置に努めます。

[14] **保育園・幼稚園・こども園への巡回相談事業**

障がい福祉課（発達支援室）

- 巡回相談員が保育園・幼稚園・こども園に出向き、保育等を参観し、障がいのある幼児への適切な配慮や支援についての相談・検討・研修を行います。

<sup>※9</sup> 合理的配慮とは、障がいのある人から、社会の中にあるバリア（社会的障壁）を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた場合、過度な負担にならない範囲で、バリアを取り除くために必要な配慮を行うこと。

**[15] 小学校・中学校への巡回相談事業**

学校教育課・障がい福祉課（発達支援室）

○巡回相談員が小学校・中学校に出向き、授業を参観し、支援の必要な障がいのある児童・生徒への適切な配慮や支援についての相談・検討・研修を行います。

**[16] 医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業**

障がい福祉課

○日常的に医療的ケアが必要な児童生徒の通学について、保護者の送迎に係る負担を少しでも軽減し、通学のしやすさの向上を図ります。

## 放課後等の居場所づくりによる生活支援の充実

- **施策目標**：障がいのある子どもが、放課後等に安心して活動できる居場所がある。
- **施策概要**：障がいのある子どもの、放課後や長期休業時の保育・居場所等について、学童保育所や日中一時支援事業、放課後等デイサービスによる対応を充実させます。
- **指標**：学童保育所における、障がいのある子どもの通所件数（発達に支援が必要な子どもも含む）

実績値					目標値		
令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
79人	112人	107人	122人	114人	—	—	148人

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

### ●取り組みの方向性

- 障がいへの理解にもとづく共生社会の実現のために、障がいのある子どももない子どもも、ともに学び過ごす居場所のさらなる充実を図ります。
- 障がいのある子どもの放課後や休暇の居場所づくりと保育によって、社会参加を促進するとともに、家族の負担を軽減し、地域で安定した生活を送ることができる体制づくりを推進します。
- 緊急時に利用できる短期入所、日中一時支援や、医療的ケアが必要な子どもへの対応が可能な体制づくりなど、レスパイト事業<sup>※10</sup>の充実を進めます。
- 障がいのある子どもから大人まで参加できる活動の場所を提供するとともに、事業所が活動を企画・運営し、地域ボランティアが関わることで、ともに支えあう関係性の構築を目指します。

### ●施策を構成する主な事業

#### [17] 放課後等デイサービス事業

障がい福祉課

- 学校就学中の障がいのある子どもの放課後または長期休業時における生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進のために必要な支援を行います。

#### [18] 日中一時支援事業（児童分：地域生活支援事業）

障がい福祉課

- 障がいのある子ども等を一時的に預かることにより、日中活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための日常的な訓練を行います。
- 障がいのある子どもを持つ親の就労支援と日常的に介護している家族等へのレスパイト事業を行います。
- 日中において介護者がいない障がいのある子ども等に対して日中活動の場を提供し一時的な見守り等の支援を行います。

※10 レスパイト事業とは、障がいのある人・子ども、高齢者を在宅でケアしている家族に対して、一時的にケアを代替しリフレッシュを図ってもらうための家族支援サービスのこと。

[19] 日中一時支援事業（共生型）

障がい福祉課

○年齢を限定せず、障がいのある人に対して休日の活動の場所を提供します。

[20] 放課後児童健全育成事業（学童保育所）

子ども政策課

○学童保育所において、発達に支援が必要な子どもの放課後活動の支援を行います。

## 「輝きたい」「働きたい」意欲に応える

### 自分らしく輝きたい・働きたい気持ちに応えるまち

「輝きたい」「働きたい」意欲のある人が、自分にあった社会参加や就労の場を見つけて、その環境で力が発揮でき、生きがいや収入を得られる地域社会を築きます。また、長く「輝き」「働き」つづけるために、障がいへの理解にもとづく合理的配慮のなされる環境づくりと、安定した地域生活を送れるよう生活支援のしくみづくりを進めます。

#### 本市の現状

- 障がいのある人の意識向上と、それを支える職員のスキルアップのための「ジョブガイダンス」を継続的に実施しており、就職へとつながるなどの成果を生んでいます。
- 障がいのある人が安心して働くことができる企業への働きかけを行い、本市においては、一般企業への障がいのある人の雇用は年々増加しています。しかし一方で、就職後の定着に関しては課題が残り、障がいへの理解の不足から離職につながるケースもあります。障がいへの理解にもとづく合理的配慮や、就職後の相談体制、安定した就労生活を継続させるための余暇支援の充実などが必要となっています。
- 高齢で障がいがある人の、働きたい思いに応える場や地域づくりを進める必要があります。
- 進路指導や「福祉事業所合同説明会」の活動等により、本人や保護者が進路先の情報を得ることができるようになってきましたが、その一方で、希望の進路先が「定員超過」「送迎課題」などによって利用できないというケースもあります。卒業後の進路は、生徒の障がい特性だけでなく家族状況や事業所状況などとの相互関係の中で決まっていきます。「緊急時」「余暇」「移動」などの支援が得られるための資源が整備されていることが重要であり、定期的につながりを持っておくことで利用したい時に利用できる状況を作っておくことが必要です。
- 発達や障がいの特性のある人が従来の就労支援や進路指導に乗り切れず、不登校やひきこもり、あるいは二次障がいなどの状態になることがあります。そのために、就労期に入る前から、本人・保護者・支援者が同じ方向を向いて学校や家庭・地域において自己肯定感を育む環境や、自己理解を図れるような視点でのサポートが大切です。また、高校まで引継がれた情報が進路選択の時に活用され、就労期においても「切れ目のない支援」が受けられるように、就労支援の「仕組みづくり」も重要です。発達や障がいの状態に応じて社会参加の形は様々ですが、発達や障がいの特性のある人の力が発揮できる就労場所や、安心して集える居場所、就労前の準備を行う支援の充実が求められています。
- 本市は「SDGs未来都市」として、SDGsの達成のため、こなん・イモ夢づくり協議会によるイモエネルギーづくり、こにゃん木の駅プロジェクト準備委員会による薪の生産など福祉団体との連携を図り、自然エネルギーと福祉をつなぐまちづくりを通して、持続可能な障がい者雇用の実現を推進しています。

施策  
5

## 社会参加の促進

- 施策目標**：自分らしく輝きたい気持ちに応える場と機会がある。
- 施策概要**：文化・スポーツ活動や仲間づくり等を支援し、障がいのある人の、その人らしい社会参加を促進します。
- 指 標**：障がい者スポーツ大会参加者（市スポーツ協会が開催するもの）

実績値					目標値		
令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
218人	0人	57人	188人	120人	—	—	308人

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

### ●取り組みの方向性

- スポーツ活動やレクリエーション活動によって、障がいのある人の健康づくりや生きがいづくりを支援します。
- 社会参加や市民との交流により障がいへの理解を促進する視点からも、参加機会の確保、活動の周知、移動支援も含めた参加しやすい環境整備に取り組みます。
- 障がいの特性に応じて、集団での行動が苦手な人でも気軽に過ごせる居場所づくりや、参加しやすいきっかけづくりについても検討を進めます。
- 就労後の生活を支えるものとして余暇活動をとらえ、ニーズに合った社会参加支援体制の整備に努めます。
- 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会（愛称：わたSHIGA輝く国スポ・障スポ）が、令和7年(2025年)に滋賀県で開催されます。大会に向けたスポーツの気運の高まりを生かし、子どもから高齢者まで、そして障がいのある人もない人もともにスポーツに親しむことができるよう環境を整備するとともに、大会への参加支援を図ります。



キャッフィー



チャッフィー

●施策を構成する主な事業

[21] アール・ブリュット作品等展示事業

障がい福祉課

○障がいのある人へのエンパワメントと創作活動の支援となるよう、アール・ブリュット作品等の展示を行うとともに、これを契機として、障がいのある人の活動や芸術理解を広めていきます。

[22] 障がい者スポーツ振興事業

文化スポーツ課

○県障がい者スポーツ大会への参加、市スポーツ協会障がい者スポーツ部が開催する事業等を通して障がい者スポーツの普及と振興に努めます。

[23] 視覚障がい者生活訓練事業

障がい福祉課

○視覚障がい者の社会参加を目的として、日常生活・社会生活に必要な知識や技能の訓練を行います。

[24] 地域活動支援センター事業

障がい福祉課

○就労が困難な在宅障がい者に対して、創作活動や生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流促進等を行います（甲賀福祉圏域<sup>※11</sup>共同事業）。

[25] 地域生活相談支援事業

障がい福祉課

○障がいのある人が気軽に集まり仲間づくりや相談ができる場として、さまざまな事業（サロン活動）を企画し、社会参加への一助になるよう支援します（甲賀福祉圏域共同事業）。

※11 甲賀福祉圏域とは、甲賀市と湖南市を甲賀福祉圏域とし、広域的なサービス提供体制を整えることで、障がい福祉施策の推進を図っている。

## 就労につなげ、働き続けられるしくみづくり

- 施策目標**：自分らしく働きたい気持ちに応える場と機会がある。
- 施策概要**：福祉サービスの充実や、雇用環境の整備に向けた企業啓発、農福連携・林福連携の新たな取り組みへの支援等を通じて、障がいのある人の、その人らしい就労を促進します。
- 指標**：チャンスワークこなんが障がい者の求職者に紹介して就職に至った件数

	実績値					目標値		
	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
就職件数	23件	28件	26件	35件	21件	－	－	45件
新規求職者数	46人	41人	12人	18人	15人	－	－	51人

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

### ●取り組みの方向性

- 障がいのある人が周囲とのコミュニケーションを保ちながら、治療もあることを踏まえて長く働き続けられるよう、一人ひとりの障がい特性に応じた就労の促進に取り組みます。
- 障がいのある人が安定して働き続けられるよう、土台となるべき安定した生活の実現を支援します。
- 就労支援事業所の整備、職員の研修、就労後に相談できる環境づくりなどの継続的な就労支援体制を構築し、就労定着を支援します。
- 企業に対し、障がいへの理解の促進、啓発を行い、長く働ける環境を整えます。また、農福連携・林福連携をはじめ、多様な就労の場の確保に努めます。

### ●施策を構成する主な事業

#### [26] 日中活動系サービス等給付事業【就労関係】

障がい福祉課

- 就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）事業に係る訓練等給付費を支給します。
- 就労移行支援事業、就労定着支援事業を軸に一般就労へ移行した障がいのある人に対し、就労に伴う環境変化による生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

#### [27] 滋賀型地域活動支援センター事業費補助

障がい福祉課

- 社会的ひきこもりなど障害者総合支援法のサービスの対象にならない人に、日常生活の場を提供する事業所に対して補助します。

#### [28] 障がい者就労情報コーディネーター設置事業

商工観光労政課

- 市内の企業と福祉的就労事業所の就労に関する情報の収集、調整、提供等を行います。

**[29] 障がい者就労推進事業**

商工観光労政課

○障がい者就労情報センター運営協議会作業所部会を設置し、地域イベントに参加し啓発を行い、一般企業へ出向いての作業を実施し、障がい者の就労に対する推進を行います。

**[30] 「チャンスワークこなん」との連携事業**

商工観光労政課

○市役所内に「チャンスワークこなん」を設置し、障がい者や福祉施策を受けている就職困難者・生活困窮者に対して、市とハローワークによる一体的支援を実施します。

**[31] 優先調達推進**

障がい福祉課

○障がい者就労施設等へ通所する障がいのある人の訓練機会の提供と経済面の自立を図るため、施設等へ業務の委託や物品の発注に努めます。

**[32] 持続可能な障がい者雇用の推進**

環境政策課

○イモエネルギーづくりや薪の生産・利用等の自然エネルギー活用事業に対し、地域の福祉団体と連携して取り組むことにより、持続可能な障がい者雇用を図ります。

## 毎日の生活を支える

必要なサービスを利用して、自分らしく毎日の生活が送れるまち

住まいの場の確保や生活支援を充実させ、障がいのある人やその家族が安心して暮らせる地域をつくります。施設の機能拡充や多職種間の連携、専門性の向上を通じ、地域移行支援・相談支援・医療的支援をはじめ、障がいの特性や個々の状況に応じて、必要とされる生活支援サービスの提供を図ります。また、医療と福祉との連携、高齢分野との連携、分野横断的な連携体制を構築・強化し、重層的な支援体制の構築をめざします。

### 本市の現状

- 相談支援体制のさらなる充実に向けて、協議、検討、学習会を実施しています。また、さまざまな専門職の多職種交流学習会等も実施され、制度の狭間の問題や複合的な課題を抱えるケースへの対応をはじめとして、多様化するニーズに対応するための円滑な連携体制の構築が進められています。
- かねてより高齢分野との連携においては、連携のための協議の場が継続的に設けられてきました。さらに、令和2年(2020年)の社会福祉法改正にともなう、重層的支援体制整備事業の推進による包括的な総合相談支援体制の構築に向け、甲賀地域の实情に合った体制整備を進めています。
- 障がいのある人の重度化や高齢化、親のケアや「親亡き後」を見据え、甲賀福祉圏域における地域生活支援体制の強化のため、複数の機関が分担して機能を担い総合的に支援を行う地域生活支援拠点の「面的整備」を行っています。健康状態等の急変や、日常生活を支えている家族等に何かあったときなど、24時間・緊急時の対応ができる体制づくりを進めています。
- 精神障がいのある人の地域生活を支える環境を整備するため、保健・医療・福祉関係者が協議の場を設けており、長期入院患者が地域のグループホームを体験する等の具体的な実践へとつながっています。また、地域と医療の連携についても、地域生活を支援する事業所等の研修の場への参加により、学習会や意見交換、情報の共有等の取り組みが行われています。一方で、精神障がいのある人の家族への支援には、それぞれの支援機関が個別に対応を行っていることが多く、支援体制整備への検討が必要です。
- 主たる介護者の高齢化に伴う介護力の低下や在宅高齢障がい者について、リスクのある対象者を事前に把握し、緊急時対応や自宅で暮らすことが難しくなった場合、自宅以外での暮らしの見通しについて、計画的に備えることができる取り組みが必要です。

## 相談支援と情報提供の充実

- 施策目標**：身近に安心して相談できる場所があり、公的サービス等の情報が便利に入手できる。
- 施策概要**：障がいのある人とその家族の、ライフステージを踏まえたさまざまな生活課題に伴走し支援できるよう、総合的な相談体制の強化と情報提供の充実を図ります。

### 【重点】

計画相談の活発化と充実のため、引き続き基幹相談支援センターが中心となり計画相談事業所への支援の充実を図ります。

- 指標**：計画相談員数

実績値					目標値		
令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
18人	22人	22人	22人	22人	23人	24人	25人

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

### ●取り組みの方向性

- さらなる計画相談事業所の参入、相談員の確保をはじめ、継続的で充実した相談支援体制の確立を図ります。
- きめ細かな相談支援体制を構築するため、専従の相談員の確保に取り組みます。
- 複合的な問題を抱えた家庭が、地域から孤立せず地域での生活が続けられるよう、関係機関、多職種間の連携を強化し、重層的な地域生活支援体制の構築を進めます。
- 地域総合センター等で生活上の各種相談や課題に寄り添う支援を進めます。
- 相談支援スキル向上のための研修を実施します。
- 相談体制の充実と待遇の改善を検討します。
- 複合的な課題に対応するため、市や関係機関との連携にもとづいた重層的支援体制を構築します。

### ●施策を構成する主な事業

#### [33] 障がい者相談支援事業（地域生活支援事業）

障がい福祉課

- 障がいのある人とその保護者からの相談に応じるとともに、情報提供、連絡相談など事業所等との連絡調整や相談支援を行います。
- 障がい者生活支援センターを設置し、困難ケースに対応するため、専門的職員を配置して、相談支援事業機能強化事業を行います。
- 専門職の確保および人材育成、相談窓口の周知や地域啓発など相談支援体制の強化を図ります（甲賀福祉圏域共同事業）。

#### [34] 障がい者就業・生活支援センター運営事業

商工観光労政課・障がい福祉課

- 働き・暮らし応援センターの職場開拓員設置に係る負担金を拠出します。
- 働き・暮らし応援センターに就労サポーターを配置し、障がいのある人に対する就労および職場定着に向けた支援を専門的に行います（甲賀福祉圏域共同事業）。



## 自立支援給付等による日常生活の支援

- 施策目標**：障がい福祉サービス等を利用して、自分らしく地域で生活できる。
- 施策概要**：訪問系・日中活動系サービスを中心とした、障がい福祉サービス提供基盤の充実と安定に努めます。
- 指標**：サービス等利用計画の作成件数

実績値					目標値		
令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
352件	395件	371件	433件	491件	—	—	535件

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

### ●取り組みの方向性

- より一層のサービスの充実を図るとともに、ピアサポート※<sup>13</sup>の活用等、社会状況の変化に合わせた多様なニーズを把握し応える支援体制を強化します。
- 障がいのある人の高齢化の実態に即して、障がいのある人が介護保険制度を有機的に利用できる体制を検討、推進します。
- 地域での暮らしを可能にするため、保健・医療・福祉の連携や、グループホーム等の地域資源の充実を通じ、地域移行へとつなげる支援体制の構築を進めます。
- 各分野における人材不足を解消するため、人材の確保やスキルアップ、専門性の向上に努め、障がいのある人への支援体制をより強化します。

### ●施策を構成する主な事業

#### [40] 訪問系サービス給付事業（同行援護以外）

障がい福祉課

- 日常生活のために必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護）に係る介護給付費を支給します。

#### [41] 日中活動系サービス等給付事業（就労関係以外）

障がい福祉課

- 日常生活のために必要な日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、療養介護、短期入所）に係る介護給付費または訓練等給付費を支給します。

#### [42] 日中一時支援事業（18歳以上分：地域生活支援事業）

障がい福祉課

- 障がいのある人等を一時的に預かることにより、日中活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための日常的な訓練を行います。
- 障がいのある人を日常的に介護している家族等へのレスパイト事業を行います。
- 日中において介護者がいない障がいのある人等に対して日中活動の場を提供し一時的な見守り等の支援を行います。

※<sup>13</sup> ピアサポートとは、「ピア (peer)」とは「仲間」という意味で、障がい・病気・不登校などの共通の生活課題を抱える人たち同士で情報や体験を共有し、課題を抱えて生きる、あるいは課題の軽減をめざして支えあうこと。

[43] 日常生活用具給付等事業（地域生活支援事業）

障がい福祉課

○在宅の障がいのある人等に対し、日常生活がより円滑に行われるための用具を給付（貸与）します。

[44] 重度障がい者移動入浴サービス事業

障がい福祉課

○重度の身体障がい者の在宅生活を支援するため、身体の清潔の保持と心身機能の維持を目的とし、自宅への訪問による清拭または入浴サービスを提供します。

[45] 障がい児・者ナイトケア事業

障がい福祉課

○知的障がいのある子ども等に対する 24 時間対応型支援（緊急時の夜間支援）を行います。

[46] 補装具費支給事業

障がい福祉課

○障がいのある人の身体機能を代替または補完するための更生用の用具です。支給が必要と判定された場合に補装具費（購入・修理等）を支給します。

[47] 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉課

○判断能力が十分でない障がいのある人等の財産管理や身上の監護などを行う成年後見制度利用をすすめるとともに、利用にあたり公費の助成が必要なケースに対して、報酬費や手続きに係る経費を助成します。

[48] 地域福祉権利擁護事業

福祉政策課（社会福祉協議会）

○判断能力が十分でない障がいのある人等に対して、自立した地域生活が安心して送れるよう福祉サービス等の利用支援を行います。

[49] 福祉人材確保事業

障がい福祉課

○福祉事業者との協働による人材確保や人材定着につながる事業を実施します。

[50] 地域生活支援拠点等事業（人材育成）

障がい福祉課

○専門的人材育成のための研修会・事例検討会を実施します。

## 経済的負担の軽減

- 施策目標**：障がいがあることに起因する経済的負担が、過重にならない。
- 施策概要**：各種手当や年金、助成等について、障害者手帳交付時に窓口での案内や積極的な情報提供に努め、その適切な利用を促進します。
- 指標**：特別障害者手当等の受給者数

	実績値					目標値		
	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
特別障害者手当	70人	65人	71人	75人	79人	－	－	83人
障害児福祉手当	21人	19人	19人	18人	16人	－	－	25人

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

### ●取り組みの方向性

- 支援を必要とする人に適切な情報が届くよう、積極的な情報提供を行い、制度の利用を促進します。
- コロナ禍等の社会状況の変化による経済的な負担が過重にならないようにします。

### ●施策を構成する主な事業

#### [51] 特別障害者手当・障害児福祉手当等支給事業

障がい福祉課

- 在宅で常時介護が必要な重度の障がいのある人や子どもに手当を支給します。

#### [52] 児童扶養手当支給事業

子ども政策課

- ひとり親家庭などに支給される手当です。父または母が重度の障がいの状態にある場合にも手当を支給します。

#### [53] 特別児童扶養手当支給事業

障がい福祉課

- 20歳未満で、身体または精神に中度以上の障がいのある人の保護者（養育者）に対して手当を支給します。

#### [54] 特別支援教育就学奨励事業

教育支援課

- 特別支援学級に在籍する児童・生徒の教育関係経費を一部援助し、保護者の経済的負担を軽減します。

#### [55] 保育料・給食費減額制度

幼児施設課

- 保育園・こども園児が、障害者手帳を有する家族と同居する場合、収入に応じて保育料・給食費の減額を行う場合があります。

- 精神障がいのある人が公共交通機関を利用して障がい者支援施設等に通所する場合に、交通費の一部補助を行います。

## その人らしい生活を支える暮らしの場の確保

- **施策目標**：暮らしやすい住まいがあり、地域に安心して住み続けられる。
- **施策概要**：障がいのある人が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、住まいの確保を促進するとともに、長期入院者等の地域生活移行を促進します。

### 【重点】

緊急時の対応等必要な機能を備えた地域生活支援拠点について、甲賀福祉圏域での整備を充実させます

- **指標**：支援区分5・6のグループホームの利用者数

※「必要な支援の程度」を段階的に示した指標で、支援の度合いが低い方から、区分1～6の全6段階がある。区分5・6は重度障がいに相当する。

実績値					目標値		
令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
16人	16人	17人	17人	17人	—	—	19人

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

### ●取り組みの方向性

- 強度行動障がい※14や医療的ケアを必要とする人たちをはじめとする重度障がいの特性に対応でき、また「親亡き後」の暮らしへの移行も視野に入れた住まい環境の整備を推進します。
- 障がいのある人の、「親亡き後」の生活や、高齢の親の看取りを支えるための支援等についても検討を進めます。
- 緊急時の短期入所、訓練等を行う生活移行支援の足がかり、体験利用や虐待防止対策へのシェルターとして利用できる拠点を整備するため、空き家の活用など、既存の資源を活用する新たなしくみづくりを進めます。
- 地域交流のできる環境づくりと、近隣の地域住民の理解を促進します。

### ●施策を構成する主な事業

#### [57] 居住系サービス給付事業

障がい福祉課

- 居住系サービス（施設入所支援、グループホーム）に係る介護給付費または訓練等給付費を支給します。
- 自立生活援助：施設入所やグループホームを利用していた人でひとり暮らしを希望する人に対し、居宅への定期的な訪問や対応により円滑な地域生活に向けた支援を行います。

#### [58] グループホーム整備促進事業

障がい福祉課

- 生活の場として計画的なグループホームの整備を促進するための補助を行います。

※14 強度行動障がいとは、直接的他害（噛みつき、頭突き等）や間接的 he害（睡眠の乱れ、同一性の保持等）、自傷行為等が通常考えられない頻度と形式で出現し、その養育環境では著しく処遇の困難な状態のこと。

[59] 地域生活支援拠点整備事業

障がい福祉課

○親亡き後の自立に向けた生活体験や緊急時にも対応できる、地域で暮らしていくための支援の充実に努めます（甲賀福祉圏域共同事業）。

[60] 重度身体障がい者住宅改造補助

障がい福祉課

○重度身体障がいのある人の日常生活の向上を図るための住宅改造経費を補助します。

[61] 身体障がい者福祉ホーム運営補助

障がい福祉課

○自宅での生活が困難な身体障がい者が生活する福祉ホームに対して、運営費を補助します。

[62] 居住サポート事業（地域生活支援事業）

障がい福祉課

○一般住宅への入居に困難を抱えている障がいのある人に対して、住居等の確保と入居に必要な調整等を行うとともに、地域生活に向けての支援を行います（甲賀福祉圏域共同事業）。

## 保健・医療の充実

- 施策目標**：けがや病気のとときに、身近な病院等を利用できる安心がある。
- 施策概要**：市民の健康づくりの促進を図るとともに、保健・医療・福祉等の確保と障がいのある人の受診環境の向上のため、関係機関の連携強化に努めます。
- 指標**：自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）の受給者数

	実績値					目標値		
	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
更生医療	172人	177人	173人	180人	180人	－	－	192人
育成医療	17人	8人	14人	10人	7人	－	－	21人
精神通院医療	761人	852人	812人	842人	854人	－	－	949人

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

### ●取り組みの方向性

- 医療分野における、障がいや障がいのある人への理解を促進し、合理的配慮の提供を踏まえた、適切な医療サービスを受けられる体制づくりを推進します。
- 医療的ケアを必要とする人に対して、サービスが途切れることなく利用できる、福祉サービスと医療サービスの連携にもとづく支援体制の充実を推進します。
- 依存症に対して、医療や保健、多様な専門機関との連携や、当事者を支える社会資源や支援の検討や、研修の機会づくり等の支援体制の構築を進めます。

### ●施策を構成する主な事業

#### [63] 自立支援医療給付事業

障がい福祉課

- 障がいのある人の医療費負担の軽減のため、自立支援医療として、更生医療、育成医療、精神通院医療を給付します。

#### [64] 重度障がい者地域包括支援事業

障がい福祉課

- 医療行為を常時必要とする重度障がいのある人が、生活介護事業所で看護師による医療行為を受けることができるよう助成します。

#### [65] 福祉医療費助成事業

保険年金課

- 重度の心身障がい児・者に対して、健康保険の自己負担分から福祉医療費の自己負担金を控除した額を助成します。
- 精神障がいのある人に対して、自立支援医療（精神通院医療に限る）の自己負担金を助成します。

## 支えあい、共生する地域をつくる

### 住みなれた地域で、あたたかい支えあいのもとで安心して暮らせるまち

市民や地域に障がいと障がいのある人への理解があり、障がいを理由とする差別をなくし、障がいのある人とない人が自然に交流し、かかわりあい、互いに支えあう地域共生社会を実現するため、障がいと障がいのある人への理解を深めるための事業を行います。また、地域で安心して暮らせるための生活支援を行うとともに、日常からの見守りや顔の見える関係づくりを通して、有事<sup>※15</sup>の際もだれもとりにこぼさない体制づくりを進めます。

#### 本市の現状

- 障がいと障がいのある人への理解の浸透のため、引き続き啓発等を行い、当たり前の権利が侵害されていることへの気づきをもって、障がいを理由とする差別の解消に取り組む地域社会をつくっていきます。
- 平成 29 年(2017 年)2 月には、障がい者虐待の防止と障がい者差別の解消を目的とした「湖南省障がい者の人権を守るための連携協議会」を設置し、関係機関による連携協議を図っています。
- 国の重層的支援体制整備事業においては、「地域づくりに向けた支援」が示され、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す取り組みを行うものとされ、従来の、高齢・障がい・児童など対象別の福祉サービスの考え方から、その人の生活のしづらさを、地域社会として我が事・丸ごとで受け止めるしくみへの転換が進められています。
- 障がいのある人の高齢化や重度化を見据えた、ゴミ出し等の生活の支援や移動支援、日常からの見守り体制など、湖南省の実情に合わせた地域づくりが必要です。障がいのある人の日常生活を地域丸ごとで無理なく支えあう、永続的なしくみの構築を検討・推進することが求められています。
- 災害は世代や属性を問わず、あらゆる人に降りかかるものであり、防災は地域のすべての人が取り組むべき課題です。災害時に自力での避難が困難な人に対して、避難行動要支援者<sup>※16</sup>名簿の作成や個別プランを作成し、避難支援体制の構築を進めています。加えて、要支援者への対応を迅速かつ的確に行うためには、日ごろからの支えあい活動や声掛け、障がいへの理解などが必要であり、地域ぐるみのだれもとりにこぼさない支援体制づくりが求められています。
- 各々の事業所である程度の物資がストックされていますが、今後の有事に備えることを目的に、市や県で一定の支援物資を確保しておく必要があります。
- 有事の際には、利用者情報を共有する必要がありますが、各機関が業務継続していくための情報の入手方法とその取り扱い方について、検討を進める必要があります。

※15 有事とは、大規模な自然災害などを含めた非常事態を指す概念。

※16 避難行動要支援者とは、自力での移動が困難な人、薬や医療装置がないと生活できない人、理解や判断ができない人など、平常時から介護や行動の補助など何らかの支援を必要とする人のことであり、災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられている。

## 人権文化の醸成と権利の擁護

- **施策目標**：障がいのある人が、差別がないと感じる地域社会となっている。
- **施策概要**：障がいを理由とする差別の解消を通じて、基本的人権の尊重の理念の浸透と権利の擁護に努め、湖南省におけるさらなる人権文化の醸成を図ります。
- **指 標①**：障がい者虐待・差別防止研修会の参加人数

実績値					目標値		
令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
0人	29人	70人	38人	50人	—	—	75人

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

- **指 標②**：「権利侵害を受けたことがない」と答えた人の割合

	実績値					目標値		
	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
18歳未満	—	69.0%	—	—	—	—	—	80.0%
18歳以上	—	49.3%	—	—	—	—	—	60.0%

### ●取り組みの方向性

- 市民や地域の意識・理解を醸成するための学習・研修、交流・体験などの取り組みを強化します。
- 障がいのある人の人権が尊重され地域で安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現をめざし、差別の撤廃と合理的配慮の提供に取り組みます。
- 本計画のアピールを広く一般市民にも行い浸透させ、「共生社会づくり」の実現を推進します。
- 虐待を発見した人の通報や虐待を受けた本人から届出の受付窓口として「湖南省障がい者虐待防止センター」を設置しており、障がい者の虐待や権利侵害の防止とともに、養護者の支援に努めます。

### ●施策を構成する主な事業

#### [66] 障がい者の人権を守るための連携協議会

障がい福祉課

- 障害者虐待防止法および障害者差別解消法に基づき設置する協議会として、障がいのある人の人権を守るための連携事業について協議します。

#### [67] 理解促進研修・啓発事業（地域生活支援事業）

障がい福祉課

- 障がいのある人に対する理解を深めるための研修や啓発を行います。  
主な事業：障がい者虐待・差別防止研修会、成年後見制度・権利擁護に関する講座、発達障がいについて理解を深める研修会、啓発グッズ配布など。

[68] ヘルプマーク・ヘルプカードの普及・啓発

障がい福祉課

○障がいのある人等が周囲の人に援助や配慮を必要としていることを知らせるためのマーク（ヘルプマーク）・ヘルプカードの利用に向けて啓発します。

[69] 湖南省人権まちづくり会議（障がいのある人の人権部会）

人権擁護課

○啓発のための部会員の研修や、人権まちづくりに係る講演会を実施します。

[70] 出合い・気づき・発見講座、豊かなつながり創造講座

人権擁護課

○さまざまな人権課題をテーマとして人権啓発講座を開催する中で、うち1回を障がいのある人の人権をテーマに開催します。

[71] 身体障がい者相談員・知的障がい者相談員・地域アドボケーター<sup>※17</sup>の設置

障がい福祉課

○身近なところで相談しやすい体制づくりに努めます。

[72] 湖南省障がい者虐待防止センターの設置

障がい福祉課

○虐待を受けた障がい者の安全確認や、関係機関と支援方法を検討するとともに、障がい者虐待の防止や障がい者の養護者への支援もあわせて行います。

※17 地域アドボケーターとは、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例に規定される地域相談員のことであり、自分で相談することが難しい障がいのある人に寄りそい、相談内容を代弁することにより、障がいのある人の権利を守ることや、差別を解消するために活動をしている。

## ふれあい・交流による支えあいの関係づくり

- 施策目標**：顔なじみによく出会い、気軽なあいさつ・声かけがある。
- 施策概要**：障がいのある人とない人の自然な交流を促進するため、障がいのある人が参加しやすい環境づくり等について、地域への働きかけを行います。
- 指標**：湖南省ボランティアセンター登録の障がい者支援ボランティアグループの活動件数

実績値					目標値		
令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
537件	230件	130件	194件	169件	—	—	554件

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

### ●取り組みの方向性

- 当事者団体の活動や団体間の連携に対して、活動を促進するための支援や一般市民の参加促進のための環境整備を行います。
- 区、自治会やまちづくり協議会の取り組みを通じて、交流の機会を設けることで、障がいのある人の社会参加を促し、障がいへの理解を促進します。
- 地域に暮らすすべての人が、地域共生社会の実現に向けて、区・自治会・まちづくり協議会をはじめ、事業者・各種団体等の連携のもとで、支えあいの地域づくりを進めます。

### ●施策を構成する主な事業

#### [73] 社会福祉協議会事業補助

福祉政策課

- ボランティアセンター事業など、社会福祉の推進に関する事業への補助を行います。

#### [74] 障がい児・者団体補助

障がい福祉課

- 障がい児・者団体が自主的に行うふれあい・交流・研修活動等に対して補助を行います。

#### [75] ふれあい・支えあいの地域づくり

高齢福祉課

- 市民の地域福祉活動への参画と支えあいのまちづくりをめざし、まちづくり協議会を包括的な地域支えあいの場として位置づけ、まちづくりフォーラムや地域懇談会などをとおして、ふれあい・交流の機会の創出を働きかけます。

## コミュニケーション支援の充実

- 施策目標**：意思疎通のしづらさがあっても、地域での暮らしのなかでコミュニケーションを図ることができる。
- 施策概要**：意思疎通のしづらさがある人の地域生活を支援するため、障がい特性を踏まえたコミュニケーション支援を充実させます。
- 指標**：手話奉仕員養成講座（レベルアップまたはステップアップ編）参加者数

実績値					目標値		
令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
17人	14人	20人	12人	20人	20人	20人	20人

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

### ●取り組みの方向性

- 障がいのある人の社会参加を支える基盤として、コミュニケーション支援の充実は欠かせないことから、より一層のサービスの充実を図ります。
- コミュニケーションの方法は障がいの種類や程度、特性によって異なることから、手話や要約筆記、音声など、情報を取得する手段を選べるよう支援を行います。

### ●施策を構成する主な事業

#### [76] コミュニケーション支援事業（地域生活支援事業）

障がい福祉課、図書館

##### （障がい福祉課）

- 手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣：聴覚、言語機能、音声機能障がいのある人の、意思疎通の円滑化のため、手話通訳者等を派遣します。
- 手話通訳者設置：聴覚および言語等の障がいのある人の、社会生活での自立と参加に必要なコミュニケーションを支援するため、市役所内に専任手話通訳者を設置します。
- 手話奉仕員養成講座：聴覚障がいのある人への理解と、手話ができる市民・手話通訳者を増やすことを目的に手話講座を開催します。
- タブレット端末を活用した聴覚障がい者への情報保障の為のシステムの導入：聴覚、言語機能、音声機能障がいのある人の意思疎通の円滑化の為タブレットを導入します。

##### （図書館）

- 視覚障がい者用朗読・点訳奉仕：ボランティアサークルが朗読・録音した市広報紙、議会だより等を、盲人用郵便により市内の視覚障がいのある人等（希望者）に送付しています。また、その他点訳資料（図書館カレンダー等）を作成し、館内に掲示します。

#### [77] 音声コードによる支援

障がい福祉課

- 市が提供する情報については、音声コード Uni-Voice(ユニボイス)を積極的に使用します。

- 障がいのある人が利用しやすい市ホームページをめざし、ウェブアクセシビリティを考慮したホームページの作成を行います。
- すべての人にとってわかりやすい広報紙を提供するため、「広報こなん やさしい日本語版」を作成します。

## 移動の確保

●**施策目標**：同行援護ヘルパーやガイドヘルパーを利用するなど、自分が望むところに行くことができる。

●**施策概要**：移動のしづらさがある人が、自由に外出できるよう、同行援護や移動支援等を提供します。

また、移動にかかる経費負担を軽減します。

●**指 標①**：障がい者自動車燃料費・福祉タクシー運賃助成券交付者数

	実績値					目標値		
	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
自動車燃料費交付者数	122人	129人	147人	168人	174人	—	—	230人
タクシー運賃助成券交付者数	133人	129人	139人	137人	153人	—	—	198人

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

●**指 標②**：同行援護ヘルパー利用者数

実績値					目標値		
令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
12人	4人	7人	9人	7人	—	—	14人

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

●**取り組みの方向性**

○デマンド交通<sup>※18</sup>や、地域ぐるみの取り組みによる移動支援体制の整備等、柔軟な移動手手段の確保を図ります。

○医療的ケア児・者への通院、通学への送迎支援に対する県と調整を図り、医療ケアを必要とする人の利用できる移動手手段の充実を図ります。

●**施策を構成する主な事業**

[79] 訪問系サービス給付事業（同行援護）

障がい福祉課

○移動が困難な視覚障がいのある人に対して同行援護ヘルパーを派遣します。

[80] 移動支援事業（地域生活支援事業）

障がい福祉課

○移動が困難な重度障がいのある人および視覚障がいのある人への移動を支援します。

[81] 障がい者自動車燃料費・福祉タクシー運賃助成事業

障がい福祉課

○障がいのある人の積極的な社会参加の促進と福祉の増進を図ることを目的に、移動に伴う自動車燃料費またはタクシー運賃を助成します。

※18 デマンド交通とは、事前の電話予約など利用者のニーズに応じて、運行経路や運行スケジュールを調整して運行する地域公共交通のこと。

**[82] 自動車改造費助成事業**

障がい福祉課

○重度身体障がいのある人が就労等に伴って自動車を取得する場合に、その自動車を改造する経費の一部を助成します。

**[83] 自動車操作訓練費助成事業**

障がい福祉課

○身体障がいのある人の社会参加のための自動車運転免許取得費用の一部を助成します。

**[84] 福祉有償運送<sup>※19</sup>運営協議会**

高齢福祉課

○道路運送法に基づき設置する協議会として、福祉有償運送の必要性および適正な運営の確保のために必要な事項について協議します。

**[85] ユニバーサルデザイン<sup>※20</sup>のまちづくり**

障がい福祉課

○「障がいのある人が地域でいきいきと生活できるための自立支援に関する湖南省条例」や「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づき、さまざまな公共的な場所がだれもが利用しやすいものとなるよう、公共施設などのユニバーサルデザイン化を進めます。

※19 福祉有償運送とは、公共交通機関（電車、バス等）を単独で利用することが困難な高齢者や障がいのある人などの会員に対し、NPO法人等が営利とは認められない範囲の料金で、自家用自動車を使用して行うドア・ツー・ドアの個別輸送サービスのこと。

※20 ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、身体、国籍など人々が持つさまざまな特性の違いを超えて、はじめからできるだけすべての人が利用しやすいように配慮して、施設、建物、製品、環境、行事等をデザイン（計画・実施）していこうとする考え方のこと。

## 災害への備えおよび感染症対策の充実

- 施策目標**：災害時の要配慮者とその支援について、十分に住民が認知している。また、甲賀福祉圏域全体で感染症に関する情報を共有できている。
- 施策概要**：日頃からの防災意識の向上を図るとともに、災害や感染症等発生の緊急時の要配慮者支援に係る備えを充実させます。
- 指 標**：障がいのある人の災害時個別支援プランの策定件数

実績値					目標値		
令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
93件	148件	143件	137件	134件	—	—	151件

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

### ●取り組みの方向性

- 災害時要支援者の名簿や災害時個別支援プランの作成を進めるとともに、住民認知を広げ、住民も参加する避難訓練を実施し、地域で支えあう体制づくりを進めます。
- 自治会、民生委員をはじめ、地域の防災対策の主体たる自主防災組織への活動支援を行います。
- 福祉避難所<sup>※21</sup>の周知とともに、避難所の環境整備を進め、また、障がいの特性により避難所に避難できない人たちのための支援方法の検討を進めます。
- 地域での日常生活から「顔の見える」関係を築き、見守り支えあう地域づくりを進めていくことで、災害時にも地域に暮らすすべての人が支えあいつながりあえる地域のしくみの構築を支援します。
- 緊災害や感染症等発生の緊急時の必要物資を確保します。
- 障がい福祉分野と医療分野との連携強化を図ります。
- 有事の際の利用者情報が共有できる体制を構築します。

### ●施策を構成する主な事業

#### [86] 避難行動要支援者対策事業

福祉政策課

- 避難行動要支援者個別支援プランを作成し、災害時の避難に備えます。

#### [87] メール配信サービス事業

秘書広報課

- 災害時をはじめ市民生活に影響を及ぼす緊急性のある情報をメール配信システムにより登録者に情報発信します（登録者は同意した人）。

※21 福祉避難所とは、災害時に一時避難所での生活が困難な障がいのある人などを一時的に受け入れる施設のこと。バリアフリー等に対応したサービス事業所などと自治体が協定を結び、避難所として指定している。

**[88] 福祉避難所機能確保対策事業**

福祉政策課

○市と「福祉避難所の開設及び運営に関する協定」を締結した市内の福祉施設に対し、「湖南省福祉避難所開設・運営マニュアル」を活用しながら、要配慮者が安心できる避難生活の提供に努めます。

**[89] 聴覚障がい者用情報受信装置の整備**

障がい福祉課

○聴覚障がい者が避難所において確実に災害情報を取得できる環境を整備します。



## 第5章 湖南省障がい福祉計画・障がい児福祉計画

この章では、「第7期湖南省障がい福祉計画」と「第3期湖南省障がい児福祉計画」を一体的な計画として掲載しています。第4章が障がい福祉分野のまちづくり全般に係る体系的な施策を示すものであるのに対して、第5章では、障がいのある人・子どもの日常生活と社会参加に必要な福祉サービス等について、それぞれの必要量の見込みとその確保方策について示しています。

### 1. 福祉サービス等の概要

---

サービス等の体系は、法律等に基づいて、大きくは以下のとおりとなっています。

#### ①障害者総合支援法のサービス等

一人ひとりの障がい程度や勘案すべき状況、サービス等利用計画案を踏まえて、個別に支給決定がなされる「自立支援給付（介護給付、訓練等給付および相談支援等）」と地域の実情に応じて市町村の創意工夫により実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

#### ②児童福祉法のサービス等

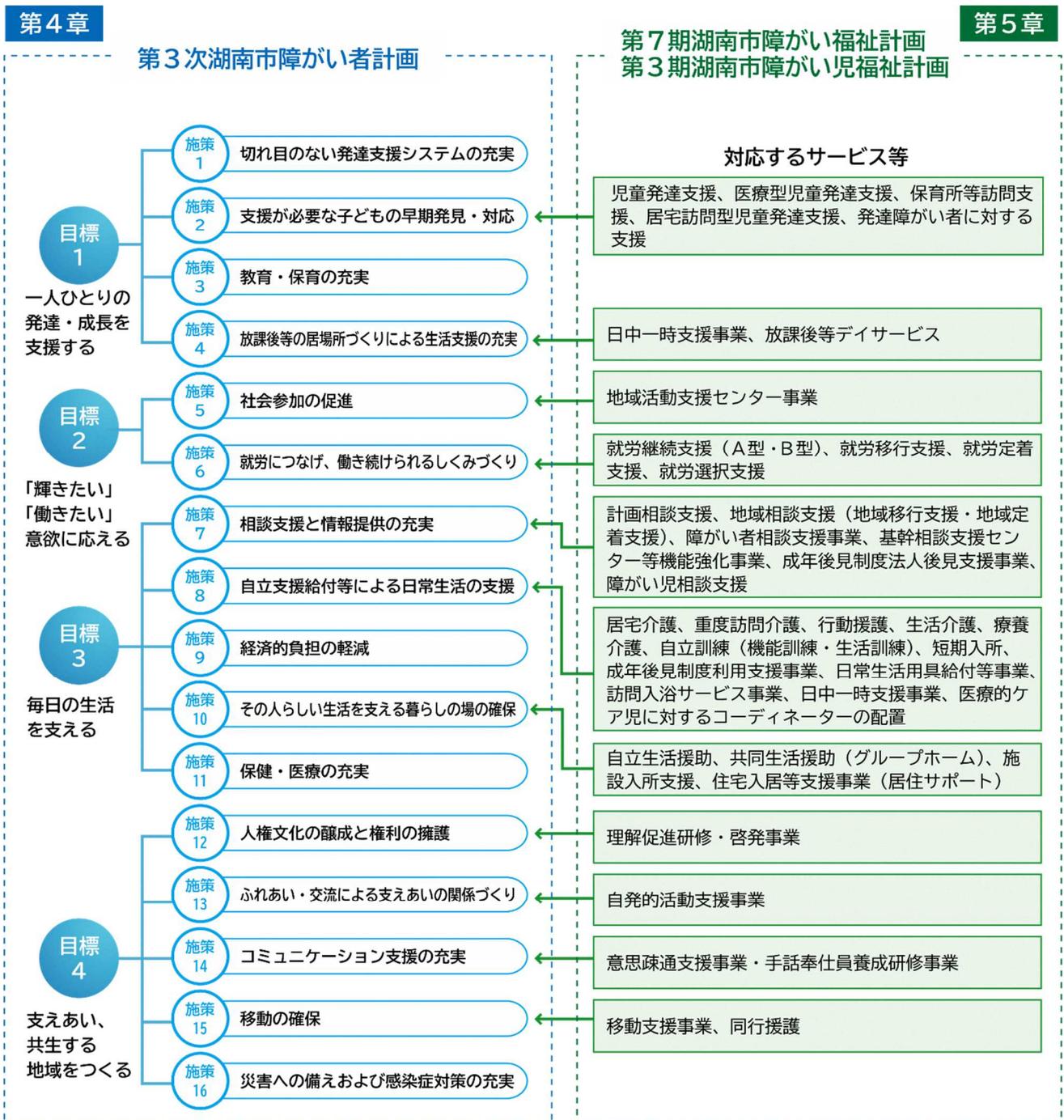
障がいのある子どもを対象とした施設・事業等のサービスとして、「障害児通所支援」「障害児相談支援」「障害児入所支援」があります。

#### ③法定外のサービス等

法定外のサービス等には、滋賀県独自の事業として社会的事業所や滋賀型地域活動支援センター、生活ホームといったサービスがあるほか、市独自のサービスがあります。

■ 「障がい者計画」と「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の対応関係

障がい福祉計画のサービス等に係る事業について、障がい者計画の施策体系との関係を示します。



※対応するサービス等：第5章（障がい福祉計画・障がい児福祉計画）で定めている事業を掲載しています。

## 2. 成果目標および活動指標

### (1) 施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針に定める目標値】

- 令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。

#### 市の考え方

項目	令和4年度末 (2022年度末) 【実績値】	令和8年度末 (2026年度末) 【目標値】
入所者数	39人	43人
地域生活移行者数	0人	1人(2.3%)

- 地域生活の支援体制が十分に整っているとは言いきれない現状のサービスの枠組みの中で、現在の施設入所者について地域生活移行を行うことは、かえってQOL<sup>※22</sup>の低下につながるが見込まれます。
- 施設入所者の現状として、「児童福祉施設の入所者で18歳に達した時に本人の障がい特性や家庭基盤のせい弱さから、引き続き入所の必要な人」また、「介護者の高齢化などにより在宅での生活が難しくなり施設入所を希望される人」などがいるという課題があります。
- 施設入所にあたっては、利用者と施設のマッチングの問題などから、甲賀福祉圏域内の施設等への入所が困難なケースもあり、圏域外の施設に入所される現状があります。
- 今後、施設入所を希望される人については、重度障がいのある人なども含め対応できるようなグループホームなど、地域で暮らせる体制整備を進めていく必要があります。

※22 QOLとは、「Quality Of Life」の略で「生活の質」の意味。

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 【国の基本指針に定める目標値】

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数については、平成30年度に上位10%の都道府県が達成している値、325.3日以上とすることを基本とする。
- 令和8年度の全国の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値については、令和2年度と比べて約3.3万人の減少をめざすこととする。
- 精神病床における退院率については、平成30年度に上位10%の都道府県が達成している値、3ヶ月時点68.9%以上、6ヶ月時点84.5%以上、1年時点91.0%以上とすることを基本とする。

### 市の考え方

- 精神障がいのある人の地域生活を支える環境を整備するため、入院中の精神障がい者の退院に関する目標値については、国の基本指針に沿って滋賀県が設定するものとされています。
- 精神障がいのある人に対するきめ細かな支援を行っていく上で、入院中から、外泊や宿泊を通じて生活体験や日中活動が行える場の確保や、そうした支援に必要な人材の確保の重要性が高まっています。また、退院後の住居確保と保証人の問題は、退院の大きな阻害要因となっています。
- 長期入院に至っている人が、自ら望む生活を選びとっていけるよう、退院後の地域生活移行および地域定着の促進に関する協議について、精神障害者部会・中核的人材育成事業のなかで引き続き実施していきます。

項目	令和4年度 (2022年度) 【実績値】	令和6年度 (2024年度) 【目標値】	令和7年度 (2025年度) 【目標値】	令和8年度 (2026年度) 【目標値】
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	3回	3回	3回	3回

### ■精神障がいのある人のサービス利用状況

項目	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
利用者数（実績値）	189人	170人	191人	191人

項目	令和4年度末 (2022年度末) 【実績値】	令和8年度末 (2026年度末) 【目標値】
地域移行支援	0人	1人
地域定着支援	0人	1人
共同生活援助	11人	13人
自立生活援助	0人	1人



## (4) 福祉施設から一般就労への移行等

### 【国の基本指針に定める目標値】

- 就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行する者の数を令和8年度中に令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。そのうち、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型については、以下のとおりとする。
- ・就労移行支援事業：令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
  - ・就労継続支援A型事業：令和3年度実績の概ね1.29倍以上をめざす。
  - ・就労継続支援B型事業：令和3年度実績の概ね1.28倍以上をめざす。
- また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。(新規)
- 就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- 就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。また、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取り組みを進めることを基本とする。

### 市の成果目標

項目	令和3年度末 (2021年度末) 【実績値】	令和8年度末 (2026年度末) 【目標値】
一般就労移行者数	1人	4人
就労移行支援事業所の利用者数	1人	2人
就労継続支援A型の利用者数	0人	1人
就労継続支援B型の利用者数	0人	1人
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	-	1事業所 (100%)
就労定着支援事業利用者数	4人	6人
就労定着支援事業の職場定着率が8割以上の事業所	-	-

※就労定着支援事業の職場定着率が8割以上の事業所における目標値については、市内に就労定着支援事業を行う事業所がないため、現段階では設定していない。

## (5) 発達障がい者等に対する支援等

### 【国の基本指針】

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等およびその家族等への支援が重要であることから、各市町村において、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身に付け、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラム<sup>※23</sup>やペアレントトレーニング<sup>※24</sup>等の発達障害者等およびその家族等に対する支援体制を構築することが重要である。そのためには、これらの支援プログラム等の実施者を地域で計画的に養成することが重要である。

また、発達障害者等に対して適切な支援を行うためには、発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要である。

保護者等が発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身に付け、適切な対応が行えるよう支援体制の充実を図るため、以下の事項について指標を定め、取り組みを推進します。

項目		第6期 実績			第7期 見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数	計画値	0人	0人	5人	5人	5人	5人
	実績値	0人	0人	0人			
ペアレントメンター <sup>※25</sup> の人数	計画値	0人	5人	5人	8人	9人	10人
	実績値	0人	5人	7人			
ピアサポートの活動への参加人数	計画値	0人	5人	5人	5人	5人	5人
	実績値	0人	0人	0人			

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

### 現況と課題

- 現在、児童発達支援事業内で取り組んではいますが、広く市民向けのプログラムは実施していません。今後、指導者の確保や市独自のプログラムの作成など、実施に向けての準備が必要です。

### 見込量確保の方策

- 利用者のニーズを把握するとともに、既存の講習などへの参加を促します。また、市のプログラムを作成し、スムーズな実施に努めます。

※23 ペアレントプログラムとは、子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的とした簡易的なプログラムのこと。

※24 ペアレントトレーニングとは、保護者や養育者を対象に、環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善をめざす家族支援のアプローチのひとつ。

※25 ペアレントメンターの「メンター」とは「信頼のおける仲間」という意味で、発達障がいの子どもを育てた保護者とその育児経験を活かし、同じ親の立場から、子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対して、グループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブックの作成や情報提供を行う。

## (6) 障がい児支援の提供体制の整備等

### 【国の基本指針に定める目標値】

- 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築をめざすため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
- 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- 令和8年度末までに、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

### 市の考え方

○難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保については、県が令和5年度末までに確保することを基本としており、県の状況を勘案し市の対応を検討します。

項目	実績
児童発達支援センターの設置	1カ所（湖南省通所支援センター）
保育所等訪問支援事業	1カ所（湖南省通所支援センター）
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	1カ所（滋賀県立小児保健医療センター療育部）
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	1カ所（きらっと 平成31年4月開所）
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	甲賀地域障害児・者サービス調整会議「重心対策部会」・甲賀地域医療的ケア児者支援協議会
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	甲賀福祉圏域で1名

## (7) 相談支援体制の充実・強化等

### 【国の基本指針に定める目標値】

- 令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化および関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
- 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うとともに、これらの取り組みを行うために必要な協議会の体制を確保する。

### 市の考え方

○基幹相談センターによる指定特定相談支援事業所への定期的な巡回訪問や研修会を実施します。

#### <基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化>

項目	令和4年度末 (2022年度末) 【実績値】	令和8年度末 (2026年度末) 【目標値】
総合的・専門的な相談支援	125件	130件
相談支援事業者に対する専門的な指導・助言	87件	90件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	9回	9回
地域の相談支援機関との連携強化の取り組み	12回	12回
個別事例の支援内容の検証の実施回数	－	100回
主任相談専門員の配置数	1人	1人

#### <自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善>

項目	令和4年度末 (2022年度末) 【実績値】	令和8年度末 (2026年度末) 【目標値】
相談支援事業所の参画による事例検討 実施回数	－	6回
相談支援事業所の参画による事例検討 参加事業者・機関数	－	延べ180件
専門部会 設置数	－	7部会
専門部会 実施回数	－	21回

## (8) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

【国の基本指針に定める目標値】

○令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制を構築する。

### 市の考え方

項目	令和4年度末 (2022年度末) 【実績値】	令和8年度末 (2026年度末) 【目標値】
障がい福祉サービス等に係る各種研修への職員の参加	9人	9人
障害者自立支援審査支払システムによる審査結果の事業所等との共有	1回	1回

- 担当職員は、積極的に各種研修に参加し理解を深めます。
- 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析して、その結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有を図ります。

### 3. 福祉サービス等の見込み量と確保方策

---

成果目標の達成のため、国の基本指針に示された活動指標や特別支援学校卒業後の進路希望、サービス利用の過年度実績などを踏まえて、以下の各障がい福祉サービス等の当期見込み量とその確保の方策を示します。

#### I. 障害者総合支援法によるサービス

##### (1) 自立支援給付

###### ア) 訪問系サービス

①居宅介護、②重度訪問介護、③行動援護、④同行援護

###### イ) 日中活動系サービス

①生活介護、②療養介護、③就労選択支援、④就労継続支援A型、⑤就労継続支援B型、⑥就労移行支援、⑦就労定着支援、⑧自立訓練（機能訓練）、⑨自立訓練（生活訓練）、⑩短期入所（ショートステイ）

###### ウ) 居住系サービス

①自立生活援助、②共同生活援助（グループホーム）、③施設入所支援

###### エ) 相談支援

①計画相談支援、②地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

##### (2) 地域生活支援事業（必須事業）

①理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、②障がい者相談支援事業、基幹相談支援センター機能強化事業、住宅入居等支援事業（居住サポート事業）、③成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業、④意思疎通支援事業・手話奉仕員養成研修事業、⑤日常生活用具給付等事業、⑥移動支援事業、⑦地域活動支援センター事業

##### (3) 地域生活支援事業（任意事業）

①訪問入浴サービス事業、②日中一時支援事業

#### II. 児童福祉法によるサービス

①児童発達支援、②放課後等デイサービス、③保育所等訪問支援、④居宅訪問型児童発達支援、⑤障がい児相談支援

## I. 障害者総合支援法によるサービス

### (1) 自立支援給付

#### ア) 訪問系サービス

##### ①居宅介護

居宅におけるサービス：自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

外出時におけるサービス：病院等への通院のための移動介助や屋内外における移動等の介助又は通院先等での受診等の手続き、移動等の介助。

##### ②重度訪問介護

重度の肢体不自由の人または重度の知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事などの介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

##### ③行動援護

知的障がいや精神障がいにより行動が困難な人に対し、危険を回避するために必要な介助や外出時における移動の支援を行います。

##### ④同行援護

視覚障がいにより、移動が困難な人に外出時同行し、移動に必要な情報の提供や外出する際の必要な援助を行います。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
居宅介護	利用時間	時間/月	775	681	700	766	816	872
	利用者数	人/月	80	82	87	93	99	105
重度訪問介護	利用時間	時間/月	8	15	26	23	36	62
	利用者数	人/月	1	1	1	2	3	5
行動援護	利用時間	時間/月	70	65	80	97	121	154
	利用者数	人/月	5	6	7	8	10	13
同行援護	利用時間	時間/月	58	69	76	87	104	130
	利用者数	人/月	8	8	9	10	12	15
訪問系 サービス全体	利用時間	時間/月	911	831	881	972	1,076	1,218
	利用者数	人/月	94	97	104	113	124	138

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

### 現況と課題

- 市内の居宅介護事業所は7か所、重度訪問介護事業所は6か所、行動援護事業所は2か所、同行援護事業所は2か所です。
- 各サービスともに土曜日、日曜日、祝日の利用や緊急での利用が難しい状態で、利用者の希望どおりサービスが受けられる体制が整っていません。

### 見込量確保の方策

- 市内事業所での有資格者を増やすため、事業所に対しヘルパー養成研修等に関する情報提供に努めます。
- 事業者の参入を促進します。

## イ) 日中活動系サービス

### ①生活介護

常に介護を必要とする人に、施設で昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または、生産活動の機会を提供します。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
生活介護	利用日数	人日/月	2,237	2,206	2,432	2,625	2,868	3,135
	利用者数	人/月	113	119	130	142	155	169

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

#### 現況と課題

- 生活介護は、重度障がいのある人にとって日中活動の場としてニーズが高いサービスです。特別支援学校卒業生等の進路希望も多く、以前からサービス提供事業所が不足し、甲賀福祉圏域内のサービス提供事業所では定員を超過した受け入れとなっています。
- 特別支援学校卒業後の進路先の確保が喫緊の課題です。強度行動障がいのある人や重症心身障がいのある人に対応できる施設の整備や適切な人員の配置が望まれている一方、職員の確保が困難なため、定員の増員等の事業拡大が進まないという事業所の声もあります。

#### 見込量確保の方策

- 強度行動障がいのある人が安心して通所できるよう、事業所の安定的な運営を支援する方策について検討します。
- 甲賀地域障害児・者サービス調整会議の関係機関で課題を共有し、定員の増員や新たな方策について協議を進めます。

## ②療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の支援を行います。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
療養介護	利用者数	人/月	9	9	9	10	11	12

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

### 現況と課題

○療養介護は、病院等の施設で、医療的ケアに加え常時介護を要する重症心身障がいのある人等が利用しているサービスです。県内でも利用希望者が多いことから、待機者がいる状況です。

### 見込量確保の方策

○療養介護利用希望の待機者の状況を把握することで、サービス提供事業所に空きが出たときにサービス調整ができるよう、情報収集、情報提供等に努めます。

### ③就労選択支援

就労移行支援や就労継続支援といった「就労系障がい福祉サービス」を利用する前に、当事者が事業者と共同して就労アセスメントを行うことで、より適切なサービスを選択できるようサポートを行います。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
就労選択支援	利用者数	人/月	-	-	-	-	1	2

#### 現況と課題

- 令和7年度(2025年度)10月より開始されるサービスです。
- 障がいのある人の多様な就労ニーズに対する支援と障がい者雇用の質の向上が必要です。

#### 見込量確保の方策

- 雇用と福祉の連携強化を進めます。

## ④就労継続支援A型

一般企業等での就労が困難な人に雇用契約を結んだ上で働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
就労継続支援 A型	利用日数	人日/月	785	848	953	1,058	1,183	1,325
	利用者数	人/月	37	43	48	53	60	67

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

### 現況と課題

○市内のサービス提供事業所は2か所です。雇用契約を結び、最低賃金を保障する就労継続支援A型のサービス利用のニーズは年々高くなっており、近隣市の事業所などへ通所する利用者が増加しています。こうした就労ニーズを一般就労へつなげていけるような支援体制の構築が望まれます。

### 見込量確保の方策

- 障がいのある人の働きたいという思いに添って、必要なサービスを利用できるよう、市外のサービス提供事業所を含め情報提供に努めます。
- 施設等からの物品や役務の調達の推進も継続して実施します。今後も甲賀地域障害児・者サービス調整会議の関係機関で課題を共有し、今後の方策について連携して協議を進めます。

## ⑤就労継続支援B型

一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
就労継続支援 B型	利用日数	人日/月	2,367	2,292	2,304	2,302	2,328	2,368
	利用者数	人/月	134	147	147	148	150	152

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

### 現況と課題

- 就労継続支援B型は就労の場としてニーズが高く、特別支援学校卒業生や自立した就労継続が難しくなった人の利用希望は年々増加しています。
- 今後も新卒者の進路保障や、就労を希望する人のための供給量の増加が望まれます。

### 見込量確保の方策

- 障がいのある人の働きたいという思いに添って、必要なサービスを利用できるよう情報提供に努めます。
- 施設等からの物品や役務の調達の推進も継続して実施します。今後も甲賀地域障害児・者サービス調整会議の関係機関で課題を共有し、今後の方策について協議を進めます。

## ⑥就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
就労移行支援	利用日数	人日/月	110	68	90	97	129	180
	利用者数	人/月	7	6	7	9	11	16

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

### 現況と課題

- 市内の就労移行支援事業所は1か所です。就労移行支援は原則2年間と定められていることから、利用者は期間終了後、一般就労や就労継続支援等に移行します。
- 特別支援学校卒業生等が、就労系サービスの進路をめざすには就労移行支援事業所によるアセスメントを実施することとされています。
- 甲賀福祉圏域の就労移行支援事業所数の増減があり、利用を希望する人へのサービス提供の調整が課題です。

### 見込量確保の方策

- 一般就労を希望する人が、必要なサービスを利用できるよう、市外のサービス提供事業所を含め情報提供に努めます。
- 甲賀地域障害児・者サービス調整会議の関係機関で課題を共有し、協議を進めます。

## ⑦就労定着支援

一般就労へ移行した障がいのある人に対し、就労に伴う環境変化による生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
就労定着支援	利用者数	人/月	4	4	3	4	5	6

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

### 現況と課題

○一般就労に移行する障がいのある人の就労に伴う生活上の支援ニーズは、今後多様化し増大すると考えられます。生活面のさまざまな課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたって行う必要があります。

### 見込量確保の方策

○一般就労の促進と就労の継続を図るため、サービス提供事業所との連携を強化し、サービスの利用促進を図ります。

## ⑧自立訓練（機能訓練）

その人らしい日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
自立訓練 (機能訓練)	利用日数	人日/月	15	35	40	40	40	77
	利用者数	人/月	1	2	3	3	3	4

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

### 現況と課題

- 地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人に対して行う訓練や、生活等に関する相談および助言などを行います。
- 利用期間が原則1年半と設定されているサービスで、市内にはサービス提供事業所はありません。利用者は市外事業所を利用しており、ここ数年は1～2人で推移しています。

### 見込量確保の方策

- その人らしい日常生活を営む上で、訓練を必要とする障がいのある人が、必要なサービスを利用できるよう情報提供に努め、サービス提供事業所および関係機関と連携し、サービスの利用促進を図ります。

## ⑨自立訓練（生活訓練）

その人らしい日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
自立訓練 (生活訓練)	利用日数	人日/月	51	37	49	56	64	80
	利用者数	人/月	5	6	6	7	8	10

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

### 現況と課題

○地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人に対して行う訓練や、生活等に関する相談および助言などを行います。サービスの利用期間が原則2年間と設定されています。

### 見込量確保の方策

○訓練を必要とする障がいのある人が必要なサービスを利用できるよう、サービス事業所についての情報提供に努め、サービス提供事業所および関係機関と連携し利用の促進を図ります。

## ⑩短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
短期入所	利用日数	人日/月	95	60	132	176	179	183
	利用者数	人/月	17	12	27	34	35	36

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

### 現況と課題

- 介護者の入院やレスパイトなどで緊急に利用するケースや、近年は地域生活へ向けての事前準備のための体験での利用ニーズもあり、年間の利用日数は増加しています。
- 希望した際に利用できないこともあり、利用ニーズは大きくなっています。

### 見込量確保の方策

- 医療的ケアが必要な障がいのある人や行動障がいのある人などサービスが必要な人の緊急時の利用が可能な施設を確保するため、事業所および関係機関との連携を図り、サービスの提供体制の整備に努めます。

## ウ) 居住系サービス

### ① 自立生活援助

施設入所やグループホームを利用していた人でひとり暮らしを希望する人に対し、居宅への定期的な訪問や対応により円滑な地域生活に向けた支援を行います。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
自立生活援助	利用者数	人/月	0	0	0	1	2	3

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

#### 現況と課題

- グループホーム等での集団生活ではなく、賃貸住宅等でのひとり暮らしを希望する障がいのある人の中には、理解力や生活力の問題などからひとり暮らしができない状況があります。
- ひとり暮らしへの移行を希望する人の地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応などを行う必要があります。

#### 見込量確保の方策

- 障害者支援施設やグループホーム等を利用していた人が、本人の意思を尊重した地域生活を送れるよう、サービス提供事業所との連携を強化し、サービスの利用促進を図ります。

## ②共同生活援助（グループホーム）

障がいのある人に対し、共同生活を行う住居で入浴や排せつ、食事の介護、日常生活上の相談や援助などを行います。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
共同生活援助	利用者数	人/月	49	51	59	62	65	67

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

### 現況と課題

- 地域生活移行の生活の受け皿として、ニーズは年々増大しており、施設入所者や長期入院者の地域生活への移行を促進するためにもサービス基盤のさらなる確保が必要です。
- 利用者の経済的な負担の問題や、事業者と利用者のマッチングの問題、グループホーム支援員の人員体制の問題等で、サービス利用が進まない一面もあります。
- 重度障がいのある人に対応できる施設整備も課題となっています。
- グループホームの整備促進のため、市独自の補助制度を実施しています。

### 見込量確保の方策

- 長期入院者等の地域生活への移行を促進するためにもサービス基盤のさらなる確保が必要です。
- 甲賀地域障害児・者サービス調整会議等を通して、グループホームの利用希望や利用実態等を把握し、グループホームの整備や定員増について促進すること等によりサービス量の確保を図ります。
- 今後、施設入所を希望される人については、重度障がいのある人なども含め対応できるようなグループホームなど、地域で暮らせる体制整備を進めます。

### ③施設入所支援

介護が必要な人や通所が困難な人に居住の場を提供し、入浴や排せつ、食事の介護、日常生活上の相談や援助などを行います。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
施設入所支援	利用者数	人/月	34	37	40	41	42	43

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

#### 現況と課題

- 施設入所支援は、重度障がいのある人の夜間における日常生活の場としてニーズの高いサービスですが、甲賀福祉圏域内の入所施設では受け入れが困難な状況があり、施設入所の必要な人の利用が難しい状況です。
- 地域生活の支援体制が十分に整っているとは言いきれない現状のサービスの枠組みの中で、現在の施設入所者について、地域生活移行を行うことは、かえってQOLの低下につながるが見込まれます。
- 施設入所者の現状として、「児童福祉施設の入所者で18歳に達した時に本人の障がい特性や家庭基盤のせい弱さから、引き続き入所の必要なケース」や、「介護者の高齢化などにより在宅での生活が難しくなり施設入所を希望されるケース」などがあります。施設入所にあたっては、利用者と施設のマッチングの問題などから、甲賀福祉圏域内の施設等への入所が困難なケースもあり、圏域外の施設に入所される現状があります。

#### 見込量確保の方策

- 定期的に待機者の状況を把握することで、サービス提供事業所で空きが出たときにスムーズにサービス調整ができるよう、情報収集、情報提供等に努めます。
- 甲賀地域障害児・者サービス調整会議等の関係機関で課題を共有し、地域移行へ向けたサービス供給の課題や方策について協議を進めます。
- 今後、施設入所を希望される人については、重度障がいのある人なども含め対応できるようなグループホームなど、地域で暮らせる体制整備を進めます。

## 工) 相談支援

### ①計画相談支援

#### ○サービス利用支援

障がい福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整を行うとともに、サービス利用計画を作成します。

#### ○継続サービス利用支援

支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整を行います。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
計画相談支援	利用者数	人/年	366	370	375	378	380	385
		人/月	78	81	81	82	83	84

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

#### 現況と課題

- サービス等利用計画を作成することで障がい福祉サービス等の支給決定の際にサービス利用方法の実態が把握でき、より適切で効果的な支援を提供できるようになっています。
- サービスを利用する人が増加しているため、新たな相談支援事業所の参入、人材の確保が求められています。
- 計画相談支援事業所の中には委託の一般相談事業を併設している事業所もあり、担っている件数も多いことから、日々の相談事業に影響を及ぼしています。
- 計画相談支援事業単独事業所の開設が望まれ、ケース移管を進めていく必要があります。
- 基幹相談支援センターが中心となり、新規事業所やケース移管についての支援を行っています。
- 甲賀福祉圏域内における専従の相談員数は、令和5年現在21名となっています。

#### 見込量確保の方策

- 市内法人を中心に、計画相談支援事業所の新規開設や計画相談支援従事者、専従の相談員の増員について引き続き要請し、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、設置の促進につなげていきます。
- 市内の相談支援専門員を増やすため、相談支援専門員養成研修を実施する滋賀県に対し、研修の定員および実施回数の増加について要望していきます。
- 相談内容の多様化に対応するため、相談支援事業者への支援として、基幹相談支援センターが中心となり助言や相談に対応するなど、地域の相談支援体制の充実を図ります。

## ②地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

### ○地域移行支援

障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障がいのある人、児童福祉施設を利用する18歳以上の人等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。

### ○地域定着支援

居宅において単身で生活している障がいのある人等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域移行支援	利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

### 現況と課題

○施設入所者や長期入院をしている人の地域生活への移行のニーズに対して、地域の体制が十分に整っていない現状です。

### 見込量確保の方策

- 施設入所者に対しては、計画相談支援等を通して地域移行希望を把握し、本人の意思を尊重した地域生活を送れるよう、サービス提供事業所との連携を強化し、サービスの利用促進を図ります。
- 入院している人に対しては、病院や地域移行支援事業所、地域定着支援事業所等との連携により、地域移行・地域定着を希望する人が支援を受けられるようにします。
- 相談内容の多様化に対応するため、相談支援事業所への支援として、甲賀地域障害児・者サービス調整会議や基幹相談支援センターを通じて地域の相談支援体制の充実に努めます。

## (2) 地域生活支援事業（必須事業）

### ①理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

#### ○理解促進研修・啓発事業

障がいのある人に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行います。

#### ○自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。

サービス名	単位	第6期 実績			第7期 見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
理解促進研修・啓発事業	実績の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実績の有無	有	有	有	有	有	有

#### 現況と課題

- 理解促進研修・啓発事業としてアール・ブリュット等作品を身近な場所で展示することで、多くの人が、作品を通じて障がいのある人への理解を深め、障がいのある人が地域で自分らしい生活を送ることができる社会の実現をめざす取り組みをしています。
- 自発的活動支援事業では、障がい者団体や家族会による自発的な取り組みを支援するための補助を実施しています。

#### 見込量確保の方策

- 市民への障がい理解に向けての啓発活動や支援を行います。
- 団体が自発的に行う活動を支援します。
- 市の広報紙やホームページに記事を掲載するなど、障がい理解の啓発を行います。
- 障がいのある人を理解し知識を深める講座等、障がいに関する理解と認識を深める出前講座を実施します。

## ②障がい者相談支援事業、基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

### ○障がい者相談支援事業

障がいのある人がその人らしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行うとともに、権利擁護のために必要な援助を行います。

### ○基幹相談支援センター等機能強化事業

地域での相談支援の中核的役割を担う機関として、総合的な相談業務の実施や地域の相談体制の強化に向けた取り組み等を行います。

### ○住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

一般住宅への入居に困難を抱えている障がいのある人に対して、住居等の確保と入居に必要な調整等を行うとともに、地域生活に向けての支援を行います。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
障がい者 相談支援事業	実施か所数	か所	4	4	4	4	4	4
基幹相談支援センター 等機能強化事業	実施か所数	か所	1	1	1	1	1	1
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施か所数	か所	1	1	1	1	1	1

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

## 現況と課題

○障がい者相談支援事業は、甲賀福祉圏域の事業として市内2か所、市外（圏域内）2か所の法人へ委託して実施しています。

○相談支援事業所が計画相談支援事業も併設し兼務している結果、計画相談支援事業に圧迫されている現状です。圏域全体の計画相談件数が増加しているため、相談支援事業へ大きな影響を及ぼしています。指定特定相談支援事業所の参入を促し、ケース移管を進めていく必要があります。

○年々、個別の相談のニーズが複雑多岐にわたり、幅広い生活支援の充実が必要となってきています。

○基幹相談支援センター等機能強化事業は、1か所の法人に委託して実施しています。新規相談支援事業所への支援や相談支援専門員へのバックアップ支援等、地域の相談支援体制の整備・充実に関すること、また、甲賀地域障害児・者サービス調整会議の事務局の機能等を担っています。

○住宅入居等支援事業（居住サポート事業）は、圏域の事業として1か所の法人に委託して実施しています。住居確保の支援が事業の目的ですが、住居確保の支援を開始するまでの家族間の調整や住居確保後も生活に関連する支援が継続して必要になるケースが多くあります。

## 見込量確保の方策

○計画相談支援事業も併設し兼務している事業所の状況の改善のため、指定特定相談支援事業所の参入の促進や、相談支援専門員の増員によって、指定特定相談支援事業所へケース移管を進めていきます。

○相談内容の多様化に対応するため、基幹相談支援センターが中心となって、新規相談支援事業所の支援や相談支援専門員のバックアップ支援、助言等を行うことで、地域の相談支援体制の充実を図ります。

### ③成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

#### ○成年後見制度利用支援事業

判断能力が十分でない障がいのある人等の財産管理や身上の監護などを行う成年後見制度利用を進めるとともに、利用にあたり公費の助成が必要なケースに対して、報酬費や手続きに係る経費を助成します。

#### ○成年後見制度法人後見支援事業

判断能力が十分でない障がい者や高齢者を保護し支援する成年後見制度利用についての相談や普及・啓発・研修事業等を行います。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
成年後見制度 利用支援事業	利用者数	人	5	1	2	3	4	5
成年後見制度 法人後見支援事業	実施か所数	か所	1	1	1	1	1	1

※甲賀福祉圏域における設置数

#### 現況と課題

- 甲賀福祉圏域の事業として「権利擁護支援センター運営事業」を実施しています。
- 障がいの重度化や家族の高齢化などにより成年後見制度の関心が高まっています。
- 成年後見制度利用促進法が施行され、成年後見人等の意思決定の支援が適切に行われることが求められており、甲賀圏域権利擁護支援推進計画に基づき、成年後見制度の利用促進等に取り組んでいます。

#### 見込量確保の方策

- 事業の啓発を広く行うことで、必要とする人が利用できる環境を整備します。
- 市の広報紙やホームページに成年後見制度事業の啓発記事を掲載するなどし、制度の理解の啓発を行います。

## ④意思疎通支援事業・手話奉仕員養成研修事業

### ○意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う人の派遣などを行います。

### ○手話奉仕員養成事業

手話で意思疎通支援を行う人を養成します。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	利用者数	人	131	132	136	137	138	140
手話通訳者設置事業	実設置者数	人	2	2	2	2	2	2
手話奉仕員養成事業	講座終了 見込者数	人	33	12	20	20	20	20

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

### 現況と課題

- 市の窓口にて、専任手話通訳者を2人配置しています。
- 市に登録している手話通訳者が少ないため、手話通訳者の確保が課題となっています。
- 手話奉仕員養成講座では「入門・ステップアップ」、「基礎・レベルアップ」の講座を1年おきに開催し、手話通訳者の養成を図っています。レベルアップ講座修了後の滋賀県手話通訳者養成講座を経て、手話通訳者全国統一試験の合格までには至っていないのが現状です。

### 見込量確保の方策

- 手話の習得の程度に応じた研修を継続的に実施し、手話奉仕員・手話通訳者をめざす人を養成します。
- 遠隔手話通訳サービスを利用した聴覚障がい者の意思疎通支援体制の強化について検討していきます。

## ⑤日常生活用具給付等事業

在宅の重度障がいのある人等に対し、日常生活がより円滑に行われるための用具の給付（貸与）を行います。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護・訓練支援用具	給付件数	件	4	3	2	5	5	5
自立生活支援用具	給付件数	件	10	11	6	10	10	10
在宅療養等支援用具	給付件数	件	17	4	8	12	12	12
情報・意思疎通支援用具	給付件数	件	16	20	12	30	30	30
排泄管理支援用具	給付件数	件	1,552	1,393	1,348	1,550	1,550	1,550
居住生活動作補助用具	給付件数	件	5	0	0	4	4	4

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

### 現況と課題

- 日常生活用具の給付対象者は65歳以上の方が半数以上を占めていることから、今後、利用者の高齢化に伴って、更に給付件数の増加が見込まれます。
- 排泄管理支援用具については膀胱機能障がい・直腸機能障がいのある人の増加により、給付件数が増えています。
- 災害時等の緊急時の備えとして、在宅療養等支援用具に人工呼吸器用自宅発電機又はバッテリーの給付を行っています。

### 見込量確保の方策

- 日常生活用具を適切に給付できるよう、引き続き制度の周知と利用促進を図ります。

## ⑥移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
移動支援事業	延利用時間	時間	214	184	168	285	342	400
	利用者数	人	12	11	9	15	18	21

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

### 現況と課題

- 市内の移動支援事業所は4か所、甲賀福祉圏域内の移動支援事業所は甲賀市・湖南市で合わせて6か所です。適切な利用を促進する上で、利用のしやすさの改善等が課題となっています。
- ガイドヘルパーの不足も大きな課題となっています。

### 見込量確保の方策

- 利用者のニーズの把握、事業者等の意見聴取を行い、地域の実情に応じた柔軟な運用に努めます。

## ⑦地域活動支援センター事業

障がいのある人が通い、創作的活動または生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与します。

サービス名	単位			第6期 実績			第7期 見込み		
				令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域活動支援 センター事業	I型	実施か所数	か所	2	2	2	2	2	2
	II型	実施か所数	か所	1	1	1	1	1	1
	III型	実施か所数	か所	0	0	0	0	0	0

※甲賀福祉圏域における設置数

### 現況と課題

- 地域活動支援センター事業には、専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉・地域の社会基盤との連携強化、ボランティアの育成、障がいに対する理解促進を図るための事業を行い、相談支援事業をあわせて実施するⅠ型、就労等が難しい在宅の障がいのある人に機能訓練や社会適応訓練、入浴等のサービスを実施するⅡ型、地域の障がいのある人の援護の事業を行うⅢ型があります。
- 市内ではⅠ型、Ⅱ型の事業をそれぞれ1か所へ委託実施しています。

### 見込量確保の方策

- 障がいのある人が、地域においてその人らしい日常生活または社会生活を営むための相談支援や創作的活動・生産活動の場の提供を行うことで、支援体制の強化に努めます。

### (3) 地域生活支援事業（任意事業）

#### ①訪問入浴サービス事業

地域での障がいのある人の生活を支援するため、訪問入浴サービスを提供し、障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
訪問入浴サービス事業	利用者数	人	6	6	6	7	9	10

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

#### 現況と課題

- 専門の事業者へ委託し、実施しています。
- 高齢化および重度化に伴い利用者は増加傾向にあります。

#### 見込量確保の方策

- 必要な人にサービスの提供ができるよう制度の周知を図るとともに、委託業者と連携しサービスの質の維持・向上に努めます。

## ②日中一時支援事業

障がいのある人などに日中における活動の場を確保し、介護者（家族）の就労を支援するとともに、一時的な休息を確保します。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
日中一時支援 事業	延利用日数	日/年	2,476	2,528	2,832	3,228	3,679	3,825
	実施か所数	か所	11	12	13	13	14	15

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

### 現況と課題

- 市内の日中一時支援事業所は5か所です。
- 18歳未満の障がいのある子どもについては、放課後等デイサービスと併用しながら、日中における活動の場を確保しています。
- 今後、放課後等デイサービスを利用していた人が18歳を迎えた後、日中活動系サービス事業所への通所後に日中一時支援事業を利用する人の増加が見込まれます。

### 見込量確保の方策

- 利用者のニーズの把握や、事業者等の意見聴取を行い、地域の実情に応じた柔軟な運用に努めます。

## II. 児童福祉法によるサービス

### ① 児童発達支援

未就学の障がいのある子どもに対する支援として通所による療育活動を行います。

サービス名	単位		第2期 実績			第3期 見込み		
			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
児童発達支援	利用日数	人日/月	128	91	99	100	107	112
	利用者数	人/月	47	33	41	41	43	45

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

#### 現況と課題

- 児童発達支援は、市内に1か所、湖南省通所支援センターで行っています。
- 子どもの発達や園での状況、保護者の理解度、さらにサービス利用の時期などを総合的に判断し、支援の必要な児童が必要な時期に利用しています。

#### 見込量確保の方策

- 福祉型・医療型の一元化により、「児童発達支援」の見込量については、「医療型児童発達支援」を合算した数値になっています。
- 湖南省通所支援センターを中心に、関係機関と連携しながら地域において早期療育、早期支援の体制を維持します。

#### ■ 令和4年(2022年)6月改正児童福祉法の内容（児童発達支援センター関係）

##### 【現行】

児童発達支援

【対象】全ての障害児  
【支援内容】福祉的支援

福祉型児童発達支援センター

その他の児童発達支援事業

医療型児童発達支援

【対象】肢体不自由児  
【支援内容】福祉的支援＋治療（リハビリテーション）

医療型児童発達支援センター

一元化

福祉型と医療型を「児童発達支援センター」に一元化

##### 【改正後】

児童発達支援

児童発達支援センター

【対象】全ての障害児  
【支援内容】福祉的支援（＋肢体不自由児の治療※）

※これまで医療型で行ってきた治療（リハビリテーション）は引き続き実施可能

その他の児童発達支援事業

## ②放課後等デイサービス

就学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇時において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。学校教育と相まって障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

サービス名	単位		第2期 実績			第3期 見込み		
			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
放課後等 デイサービス	利用日数	人日/月	611	718	856	1,026	1,170	1,300
	利用者数	人/月	68	79	94	114	130	144

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

### 現況と課題

- 日中一時支援事業よりも療育的なサービスや送迎サービスが受けられることから、利用ニーズは大きく、利用者数・利用日数ともに年々大幅に増加しています。
- 要因としては、事業の周知が進み、利用希望者の増加等が挙げられます。サービスの量的確保に加えて、障がいの特性に応じたサービスが求められます。
- 重度心身障がい児を支援する放課後等デイサービスは1か所ですが、医療的ケア児に対応することができる事業所の確保が課題となっており、放課後等デイサービスにおける医療的ケア児を受け入れるための支援体制の拡充が求められます。

### 見込量確保の方策

- 関係機関と連携をとりながら、利用者の発達状況や障がいの特性に応じた質の高いサービスの提供を図ります。

### ③保育所等訪問支援

保育所等の施設に通う障がいのある子どもに対して、その施設を訪問して、集団生活に適應するための専門的な支援を行います。

サービス名	単位		第2期 実績			第3期 見込み		
			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
保育所等 訪問支援	利用日数	人日/月	77	64	54	54	55	58
	利用者数	人/月	56	45	42	42	43	45

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

#### 現況と課題

○保育所等訪問支援事業は、市内に1か所、湖南省通所支援センターで行っています。平成24年度から実施しており、利用者は湖南省通所支援センターと契約し、保育園等と専門機関との連携を希望しています。現在、専門機関に通所している方が対象となり、保育所等訪問支援事業のみでも利用可能になるよう拡充していく必要があります。

#### 見込量確保の方策

○市民が利用しやすい体制整備をめざして、保育園、専門機関等と連携を図る取り組みを行います。

#### ④居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がいのある子どもなどに対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得の支援などを行います。

サービス名	単位		第2期 実績			第3期 見込み		
			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
居宅訪問型 児童発達支援	利用日数	人日/月	0	0	0	1	1	1
	利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

#### 現況と課題

- 重度障がいの子どものうち、児童発達支援や医療型児童発達支援に通所してサービスを利用することが難しい子どもに対して居宅を訪問し、発達支援を行います。
- 発達支援室の訪問事業と併用しながら、支援の必要な子どもにサービスを提供します。

#### 見込量確保の方策

- 健康政策課、幼児施設課等と連携し、利用ニーズの把握や制度内容の周知に努めます。

## ⑤障がい児相談支援

### ○サービス利用支援

障がい児通所支援の申請に係る支給決定前に、障がい児支援利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整を行うとともに、障がい児支援利用計画を作成します。

### ○継続サービス利用支援

支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

サービス名	単位		第2期 実績			第3期 見込み		
			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
障がい児 相談支援	利用者数	人/年	158	174	146	160	170	176
		人/月	41	40	33	40	42	44

※令和5年度(2023年度)は実績見込み

### 現況と課題

- 放課後等デイサービスなどの利用者数の増加に伴って、障がい児相談支援の利用者数が増加しています。児童を対象とする相談支援事業所が不足している状況で、指定障がい児相談支援事業所の確保が課題となっています。
- 湖南省通所支援センターを利用する子どもについては、主に湖南省児童相談支援事業所が行っています。

### 見込量確保の方策

- 市内法人を中心に、障がいのある子どもを対象とする相談支援事業所の新規開設や相談支援専門員の増員について引き続き要請し、設置の促進につなげていきます。
- 市内の相談支援専門員を増やすため、相談支援専門員養成研修を実施する滋賀県に対し、研修の定員および実施回数の増加について要望していきます。
- 相談内容の多様化に対応するため、障がい児相談支援事業者への支援として、基幹相談支援センターが中心となり助言や相談に対応するなど、地域の相談支援体制の充実を図ります。



## 第6章 計画の推進

### 1. 計画の進行管理

---

計画の進行管理にあつては、湖南省役所の障がい福祉に係る主管課が所管するものとします。毎年度、決算・予算編成の時期を踏まえて、主要な事務事業の評価と予算への反映を行い、また、計画期末には、各年度の主要事業評価を踏まえた施策評価を行い、次期計画の策定に資するよう図るものとします。

適切な評価を行うため、障がい福祉主管課が評価資料を調整し、湖南省障がい者施策推進協議会に諮って、意見を求めるものとします。

湖南省障がい者施策推進協議会は、「たて・よこ・ななめにすき間なく」の考え方のもと、

- ・すべての行政分野での連携の促進
- ・市民・地域・事業者等のそれぞれの取り組みの促進
- ・協働による取り組みの充実

を図る観点から、総合的なまちづくりに資する意見を述べるものとします。

### 2. 甲賀福祉圏域（甲賀市・湖南省）での連携

---

甲賀地域障害児・者サービス調整会議において、計画の推進に係る圏域連携を調整していきます。

また、甲賀市・湖南省地域福祉人材確保事業推進協議会において、福祉人材の計画的な育成・確保に努めます。

#### 【甲賀地域障害児・者サービス調整会議の目的と機能】

甲賀地域に居住する障がい児（者）に関する福祉、就労、保健、医療等の各種サービスを総合的に調整、推進するとともに、教育との連携強化を目的とする。

- ①訪問・相談活動を通じ、障がい児（者）のニーズの把握、各種サービスの充足状況および問題点の把握を行う。
- ②複合ニーズを有するケース等についての具体的な処遇方針の策定および関係するサービス提供機関へのサービス提供要請等を行う。
- ③甲賀地域の障がい児（者）に対するサービス提供の問題点を整理し、在宅福祉サービスの供給についての調査研究を行う。

### 3. 国・県との連携

---

今後も障がい者施策に関する制度改正等を踏まえ、国・県と連携しながら施策の展開を図っていきます。



## 1. 甲賀福祉圏域にある障がい福祉サービス事業所等

(令和5年(2023年)10月未現在)

### (1) 就労支援・日中活動支援事業所

#### ■就労移行支援（一般型）

湖南省	甲賀市
・働き教育センター湖南	・ワークセンター紫香楽

#### ■就労継続支援（A型）

湖南省	甲賀市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・エルディ</li> <li>・働き教育センター湖南</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウェルメント水口</li> <li>・ウェルメント水口2</li> <li>・ウェルメント水口3</li> <li>・福祉事業所 春の日</li> <li>・共働事業所けいかん</li> <li>・キッチン春の日</li> </ul>

#### ■就労継続支援（B型）

湖南省	甲賀市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークステーション虹</li> <li>・いしべ共働作業所</li> <li>・しあわせ作業所</li> <li>・NBB Neoバンバン</li> <li>・エルディ</li> <li>・多機能事業所ごまめ</li> <li>・こけっこ湖南</li> <li>・就労支援センターうみとそら</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークセンター紫香楽</li> <li>・甲賀福祉作業所</li> <li>・信楽くるみ作業所</li> <li>・アイ・コラボレーションしがらき</li> <li>・ゆとりあ</li> <li>・やまなみ工房</li> <li>・サニーサイド</li> <li>・さわらび作業所</li> <li>・つちやま福祉作業所</li> <li>・共働事業所けいかん</li> <li>・コッカラ</li> <li>・ワークショップ水口</li> <li>・ウェルメント水口4</li> <li>・ここねっとふれあい農園</li> </ul>

■就労定着支援

湖南省	甲賀市
・働き教育センター湖南	—

■自立訓練（生活訓練）

湖南省	甲賀市
・スポットライフいろは	・しろやまコミュニティハウス

■宿泊型自立訓練

湖南省	甲賀市
—	・しろやまコミュニティハウス

■生活介護

湖南省	甲賀市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・バンバン</li> <li>・落穂寮</li> <li>・あざみ</li> <li>・もみじ</li> <li>・一麦</li> <li>・さつき作業所</li> <li>・滋賀県立近江学園</li> <li>・スポットライフいろは</li> <li>・十二坊デイサービスセンター（共生型）</li> <li>・多機能事業所ごまめ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークセンター紫香楽</li> <li>・信楽青年寮 しん</li> <li>・信楽青年寮 らく</li> <li>・るりこう園</li> <li>・やまなみ工房</li> <li>・滋賀県立信楽学園</li> <li>・第二さわらび作業所</li> <li>・障がい者通所施設 かがやき</li> <li>・ここねっとふれあい農園</li> </ul>

■療養介護

湖南省	甲賀市
—	・独立行政法人国立病院機構紫香楽病院

（２）グループホーム

■グループホーム

湖南省	甲賀市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・野の花</li> <li>・野の花Ⅱ</li> <li>・南花</li> <li>・しいのきホーム</li> <li>・ホワイトハウス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サンタローザホーム</li> <li>・むくの木ホーム</li> <li>・ライフクリエイトなさか</li> <li>・はなみずきホーム</li> <li>・やまつつじホーム</li> </ul>

湖南省	甲賀市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・すずらんホーム</li> <li>・MYホーム</li> <li>・きらく</li> <li>・ましろ</li> <li>・はいつ</li> <li>・ころん</li> <li>・下田ホーム</li> <li>・水戸ホーム</li> <li>・おおきな木</li> <li>・グループホーム「COCORO」こころ</li> <li>・グループホーム碧天</li> <li>・わおん菩提寺</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・COTTONハウス</li> <li>・TAMBO SIDE</li> <li>・あおぞら</li> <li>・あたご荘</li> <li>・浦白荘</li> <li>・北山荘</li> <li>・テルホーム</li> <li>・フォレスト</li> <li>・ユーハイツ梅園櫻</li> <li>・ルナハイツ</li> <li>・綿花菓子</li> <li>・和楽</li> <li>・自立支援ホーム 楓生</li> <li>・自立支援ホーム 桜生</li> <li>・いちごジャム</li> <li>・けやきホーム</li> <li>・こぶしホーム</li> <li>・さくらホーム</li> <li>・ポプラホーム</li> <li>・宿り木</li> <li>・サニーズホーム</li> <li>・グループホームフルハウス</li> <li>・グループホームかずみハウス</li> <li>・グループホーム春の日</li> <li>・精神障害者グループホームかわせみ</li> <li>・グループホームしろやま</li> <li>・HALU</li> <li>・かえでホーム</li> </ul>

### (3) 訪問系サービス事業所

#### ■居宅介護

湖南省	甲賀市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスセンターれがーと</li> <li>・落穂寮</li> <li>・八起会ホームヘルプステーション</li> <li>・美松苑ヘルプステーション</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・るりこう園</li> <li>・甲賀市社協（ヘルプステーションみなくち、ヘルプステーションこうか、ヘルプステーションこうなん、ヘルプステーションしがら</li> </ul>

湖南省	甲賀市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人湖南省社会福祉協議会 ホームヘルプセンター</li> <li>・ぼだいじヘルパーステーション</li> <li>・ヘルパーステーション楓</li> <li>・ワークステーション虹</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・き、ヘルパーステーションつちやま)</li> <li>・訪問介護事業所 花こころ</li> <li>・ヘルプネット らいふ・かれっじ</li> <li>・訪問介護ほほえみ</li> </ul>

#### ■重度訪問介護

湖南省	甲賀市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスセンターれがーと</li> <li>・落穂寮</li> <li>・八起会ホームヘルプステーション</li> <li>・美松苑ヘルパーステーション</li> <li>・社会福祉法人湖南省社会福祉協議会 ホームヘルプセンター</li> <li>・ヘルパーステーション楓</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・るりこう園</li> <li>・ヘルプネットらいふ・かれっじ</li> <li>・訪問介護事業所 花こころ</li> <li>・訪問介護ほほえみ</li> </ul>

#### ■同行援護

湖南省	甲賀市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・八起会ホームヘルプステーション</li> <li>・社会福祉法人湖南省社会福祉協議会 ホームヘルプセンター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・甲賀市社協（ヘルパーステーションみなくち、ヘルパーステーションこうか、ヘルパーステーションこうなん、ヘルパーステーションしがらき、ヘルパーステーションつちやま)</li> <li>・訪問介護ほほえみ</li> </ul>

#### ■行動援護

湖南省	甲賀市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスセンターれがーと</li> <li>・落穂寮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルプネット らいふ・かれっじ</li> </ul>

## (4) 短期入所事業所

#### ■短期入所

湖南省	甲賀市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・あざみ</li> <li>・もみじ</li> <li>・一麦</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・るりこう園</li> <li>・滋賀県立信楽学園</li> <li>・独立行政法人国立病院機構紫香楽病院</li> </ul>

湖南省	甲賀市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・滋賀県立近江学園</li> <li>・落穂寮</li> <li>・南花</li> <li>・十二坊ショートステイ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信楽青年寮 しん</li> <li>・信楽青年寮 らく</li> <li>・短期入所事業所かがやき</li> <li>・HALU</li> <li>・かえでホーム短期入所事業</li> </ul>

## (5) 施設入所支援事業所

### ■施設入所支援

湖南省	甲賀市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・落穂寮</li> <li>・あざみ</li> <li>・もみじ</li> <li>・一麦</li> <li>・滋賀県立近江学園</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信楽青年寮 しん</li> <li>・信楽青年寮 らく</li> <li>・るりこう園</li> <li>・滋賀県立信楽学園</li> </ul>

## (6) 障がい児入所・通所支援事業所

### ■障がい児入所支援

湖南省	甲賀市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・近江学園</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信楽学園</li> </ul>

### ■児童発達支援

湖南省	甲賀市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・湖南省通所支援センター ぞうさん教室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・甲賀市児童発達支援センター つみき</li> </ul>

### ■放課後等デイサービス

湖南省	甲賀市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後等デイサービス さぼてん</li> <li>・放課後等デイサービス ひなた</li> <li>・放課後等デイサービスしんば</li> <li>・放課後等デイサービス キッズ☆station 湖南</li> <li>・放課後等デイサービス ひかり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童デイサービスすまいる</li> <li>・放課後等デイサービステんてん</li> <li>・児童デイサービスはっぴい</li> <li>・にじいろクラブ</li> <li>・さんま</li> <li>・甲賀地域福祉事業所放課後等デイサービステんてんしがらき</li> <li>・放課後等デイサービスきらっと</li> <li>・児童デイサービスLuana</li> </ul>

■保育所等訪問支援

湖南省	甲賀市
・ 湖南省通所支援センター ぞうさん教室	・ 甲賀市児童発達支援センター つみき

(7) 相談支援事業所

■計画相談支援

湖南省	甲賀市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援センターこのゆびとまれ</li> <li>・ 甲賀地域ネット相談サポートセンター</li> <li>・ 落穂寮相談支援事業所</li> <li>・ 社会福祉法人湖南省社会福祉協議会 相談支援事業所</li> <li>・ 大木会相談支援事業所</li> <li>・ あぼし相談支援センター</li> <li>・ こけこっこ</li> <li>・ さぼてん相談支援センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域生活支援センターしろやま</li> <li>・ しがらき地域生活支援センターうろむろ</li> <li>・ 甲賀市児童相談支援事業所</li> <li>・ 相談支援事業所つくしんぼ</li> <li>・ 甲賀市社協相談支援事業所</li> <li>・ 相談支援事業所やまなみ</li> <li>・ 特定相談支援事業所あゆあん</li> <li>・ 特定相談支援事業所るりこう園</li> <li>・ 特定相談支援事業所はれるや</li> <li>・ 相談支援センターろーぶ</li> </ul>

■障がい児相談支援

湖南省	甲賀市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 甲賀地域ネット相談サポートセンター</li> <li>・ 落穂寮相談支援事業所</li> <li>・ 湖南省児童相談支援事業所</li> <li>・ 大木会相談事業所</li> <li>・ あぼし相談支援センター</li> <li>・ こけこっこ</li> <li>・ さぼてん相談支援センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ しがらき地域生活支援センターうろむろ</li> <li>・ 甲賀市児童相談支援事業所</li> <li>・ 相談支援事業所はれるや</li> <li>・ 特定相談支援事業所あゆあん</li> <li>・ 相談支援センターろーぶ</li> </ul>

■地域移行支援

湖南省	甲賀市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援センターこのゆびとまれ</li> <li>・ 甲賀地域ネット相談サポートセンター</li> <li>・ あぼし相談支援センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域生活支援センターしろやま</li> <li>・ しがらき地域生活支援センターうろむろ</li> </ul>

■地域定着支援

湖南省	甲賀市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援センターこのゆびとまれ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ しがらき地域生活支援センターうろむろ</li> </ul>

湖南省	甲賀市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・甲賀地域ネット相談サポートセンター</li> <li>・あぼし相談支援センター</li> </ul>	

#### ■障がい者相談支援事業

湖南省	甲賀市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援センターこのゆびとまれ</li> <li>・甲賀地域ネット相談サポートセンター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活支援センターしろやま</li> <li>・相談支援センターろーぶ</li> <li>・しがらき地域生活支援センターうろむろ</li> <li>・支援センターこのゆびとまれ（サテライト）</li> </ul>

#### ■基幹相談支援センター

湖南省	甲賀市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・甲賀市・湖南省障がい者基幹相談支援センター</li> </ul>	

#### ■働き・暮らし応援センター

湖南省	甲賀市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者雇用・生活支援センター甲賀</li> </ul>	

#### ■成年後見センター

湖南省	甲賀市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・甲賀・湖南権利擁護支援センター</li> </ul>	

## （８）地域生活支援事業

#### ■日中一時支援事業

湖南省	甲賀市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・あったかホームいしバ宿</li> <li>・もみじ・あざみ</li> <li>・落穂寮</li> <li>・近江学園</li> <li>・かくたす</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・るりこう園</li> <li>・さんまクラブ</li> <li>・てんてん</li> </ul>

#### ■移動支援事業

湖南省	甲賀市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・落穂寮</li> <li>・社会福祉法人湖南省社会福祉協議会 ホームヘルプセンター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・るりこう園</li> <li>・ヘルプネット らいふ・かれっじ</li> </ul>

湖南省	甲賀市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・八起会ホームヘルプステーション</li> <li>・サービスセンターれがーと</li> </ul>	

■地域活動支援センター（Ⅰ型）

湖南省	甲賀市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援センターこのゆびとまれ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動支援センターしろやま</li> </ul>

■地域活動支援センター（Ⅱ型）

湖南省	甲賀市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・バンバン</li> </ul>	—

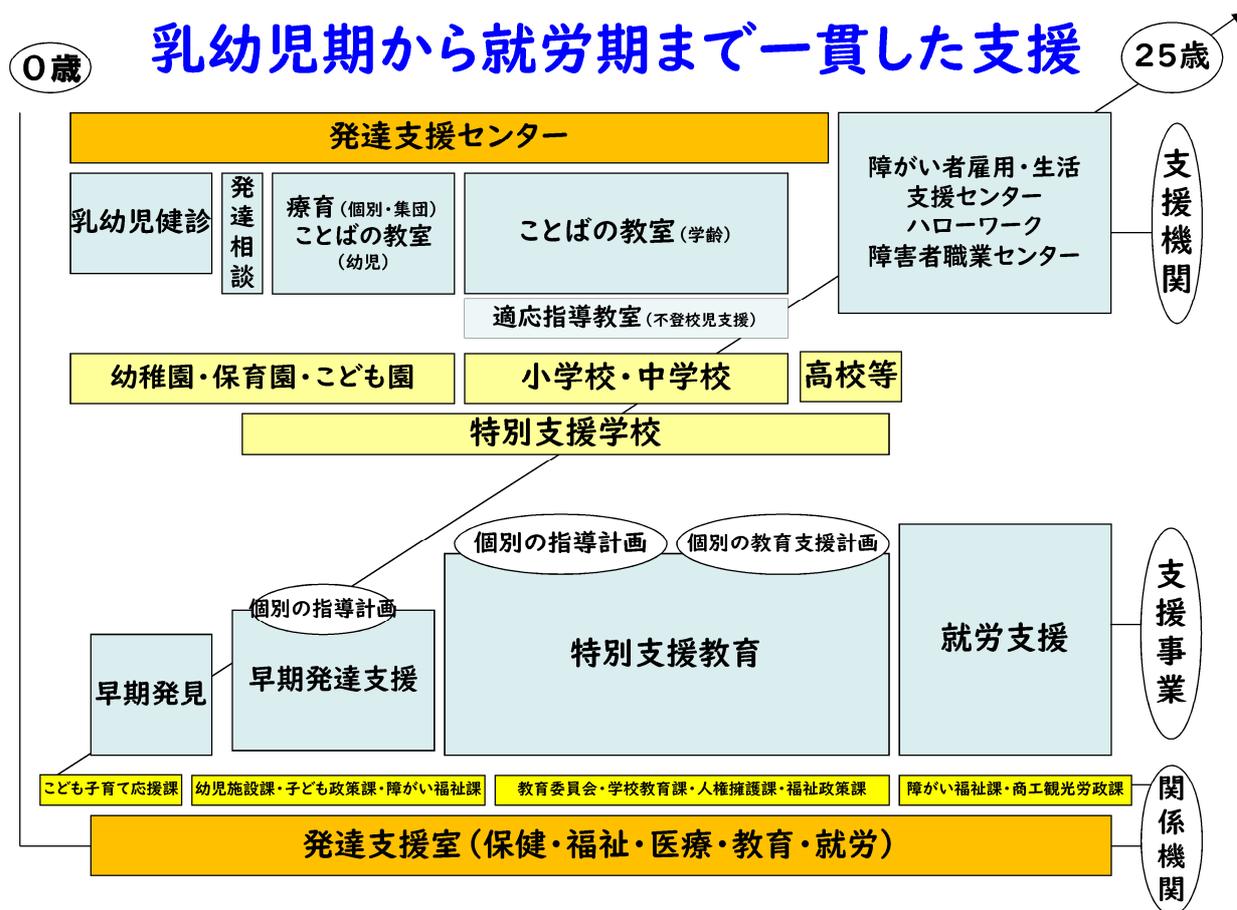
## （9）その他のサービス

■滋賀県型地域活動支援センター

湖南省	甲賀市
—	<ul style="list-style-type: none"> <li>青少年自立支援ホーム一歩</li> <li>青少年支援ハウスかがやき</li> </ul>

## 2. 湖南省発達支援システム

本市では、独自に「湖南省発達支援システム」をつくり、支援の必要な人に対し、乳幼児期から学齢期・就労期までのライフステージに応じて、保健・福祉・医療・教育・就労の関係機関の横の連携による支援と、個人に応じた指導・支援の計画（個別の指導計画、個別の教育支援計画）に基づく縦の連携による支援を提供しています。

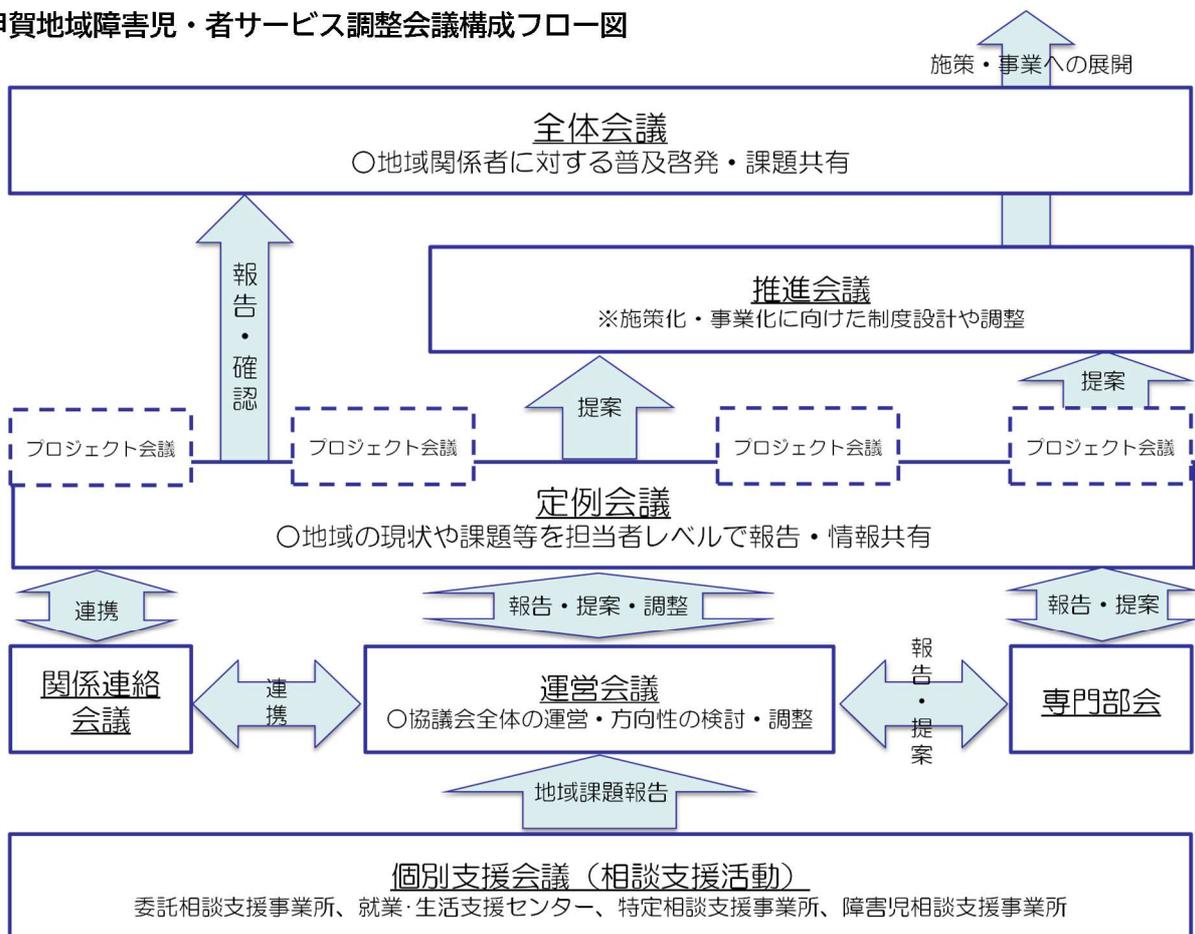


### 3. 甲賀地域障害児・者サービス調整会議

甲賀福祉圏域（甲賀市・湖南市）では、相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療関係者、学校、行政による「甲賀地域障害児・者サービス調整会議」を設置し、関係者が連携して福祉課題の解決に取り組んでいます。

この会議では、相談支援機関の相談活動などにより把握した、個別の障がいのある人の福祉ニーズを共有することで、事業者が連携して複数のサービスを一体的に提供するとともに、個別の福祉ニーズを集約することで地域課題化し、福祉サービスの開拓・開発にもつなげています。さらに、相談支援機関の独立性・中立性の確保と評価、関係者の学習、啓発や情報発信といった多様な機能を持っています。

#### ◆甲賀地域障害児・者サービス調整会議構成フロー図



## ◆甲賀地域障害児・者サービス調整会議の運営

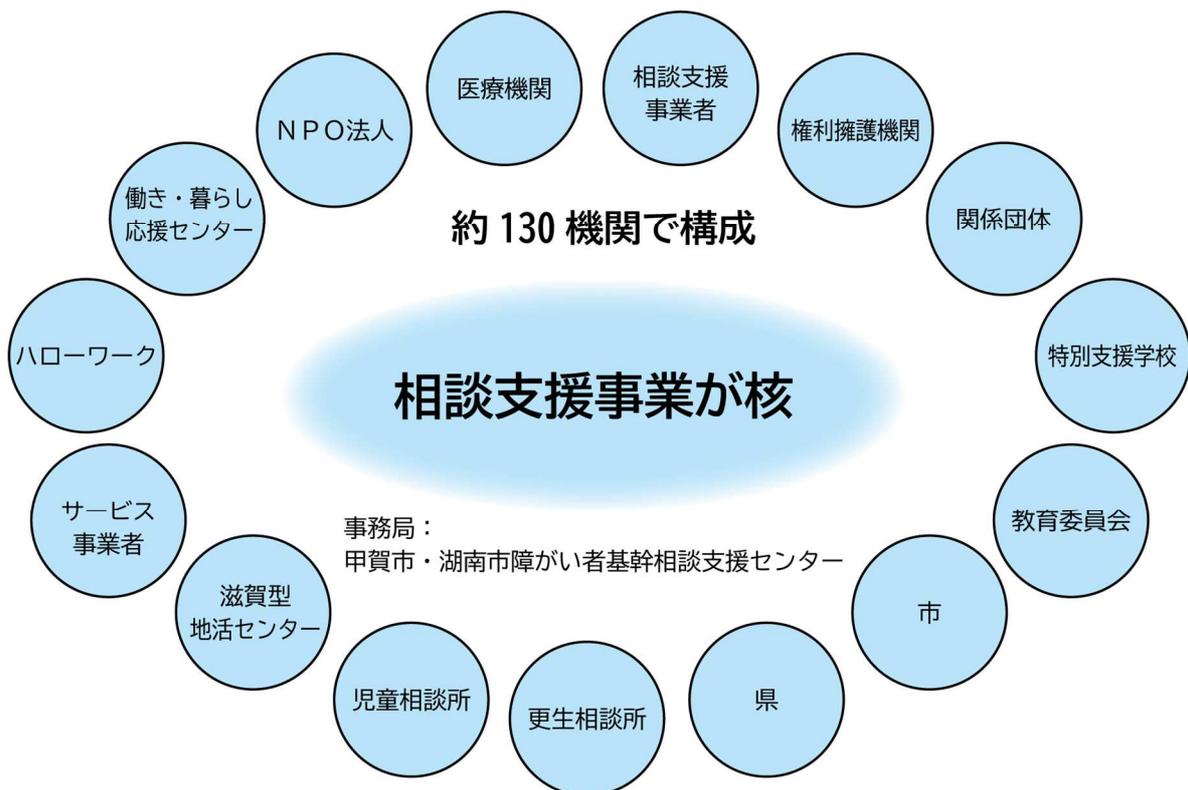
### 【目的と機能】

甲賀地域に居住する障害児（者）に関する福祉、就労、保健、医療等の各種サービスを総合的に調整、推進するとともに、教育との連携強化を目的とする。

- ①訪問・相談活動を通じ、障害児（者）のニーズの把握、各種サービスの充足状況及び問題点の把握を行う。
- ②複合ニーズを有するケース等についての具体的な処遇方針の策定及び関係するサービス提供機関へのサービス提供要請等を行う。
- ③甲賀地域の障害児（者）に対するサービス提供の問題点を整理し、在宅福祉サービスの供給についての調査研究を行う。

これまでの経過		令和5年度 運営状況	
平成7年 平成8年 平成10年 平成12年 平成14年 平成15年 平成17年 平成18年	発足（14団体）（知的分野の相談支援・評価の場） 24時間在宅福祉サービスの実施 進路調整部会スタート 身体分野参画 精神分野参画 精神障害者部会スタート 特別支援教育部会スタート 障害者自立支援法施行に伴い地域自立支援協議会に位置づく	基幹会議	全体会議【年2回】 推進会議【随時】 定例会議【隔月】 運営会議【毎月】
平成20年 平成21年	ここあいパスポート作成 二市の自立支援協議会に位置づき、市による運営スタート 部会は相談支援事業所が事務局を担う 推進会議が位置づく 就労支援部会が位置づく	専門部会	進路調整部会【年3回】 精神障がい者部会【年3回】 発達支援部会【年4回】 相談支援事業ネットワーク部会【隔月】 就労支援部会【年2回】 重心対策部会【随時】 居住部会【年3回】
平成25年 平成27年	重心対策部会がスタート 居住支援部会がスタート 甲賀市・湖南市障がい者基幹相談支援センターが事務局を担う（10月より） 二市による面的整備にて地域生活支援拠点等事業開始、運営委員会を協議会内に位置づけ	プロジェクト会議	居宅介護等サービス検討会 余暇支援検討会 高次脳機能障害連絡調整会議 地域生活支援拠点等事業運営委員会 子どもの支援連絡会 新型コロナウイルス感染症対策プロジェクト会議 行動障がい支援検討会 その他、必要に応じて随時開催
令和2年			

## 地域ネットワークを構想



## 4. 障がいのある人が地域でいきいきと生活できるための自立支援に関する湖南省条例

平成 18 年 6 月 20 日

条例第 23 号

改正 平成 18 年 9 月 25 日条例第 32 号

平成 20 年 12 月 25 日条例第 34 号

平成 25 年 3 月 19 日条例第 5 号

平成 28 年 3 月 30 日条例第 6 号

### 目次

第 1 章 総則（第 1 条～第 7 条）

第 2 章 早期発見及び発達支援（第 8 条～第 14 条）

第 3 章 就労支援（第 15 条・第 16 条）

第 4 章 生活支援（第 17 条～第 20 条）

第 5 章 支援を広げるための施策（第 21 条～第 23 条）

第 6 章 湖南省障がい者施策推進協議会（第 24 条～第 30 条）

第 7 章 雑則（第 31 条・第 32 条）

### 付則

第 1 章 総則

#### （目的）

第 1 条 この条例は、障がい者の発達及び自立の支援に関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市が行う施策の基本的事項を定めることにより、障がい者一人ひとりの能力、適性、発達段階及び社会環境に応じた保健、福祉、医療、教育及び就労に関する施策を横断的かつ計画的に推進し、もって障がい者の自立及び障がい者がいきいきと安心して生活できる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第 2 条 この条例において「障がい者」とは、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号。以下「基本法」という。）第 2 条第 1 号に規定する「障害者」をいう。

2 この条例において「障がい児」とは、前項に定める障がい者のうち 18 歳未満の者をいう。

#### （市の責務）

第 3 条 市は、基本法第 6 条の規定に基づき、国、県、近隣市町、障がい者の福祉に携わる事業者（以下「障がい福祉サービス事業者」という。）及びその他の機関並びに障がい者及び地域社会と連携し、障がい者の社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を支援し、その自立を促進するための措置を講じるものとする。

2 市は、発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号。以下「発達支援法」という。）第 3 条各項の規定に基づき、発達障がいの早期発見、発達支援、就労支援及び生活支援に関する必要な措置を講じるとともに、これら施策を講じるに当たっては、保健、福祉、医療、教育及び就労に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保するものとする。

3 市は、障がい者支援施策の実施に当たり、常に財政の健全性に配慮しなければならない。

4 市は、効果的な障がい者支援施策が市民に対して持続的に提供されるために、他の地方公共団体に情報を提供し施策の普及に努めるとともに、国、県に対して制度化等による財政上の安定化が実現するよう働きかけるものとする。

5 市は、施策の策定及び実施に当たっては、障がい者の自主性を尊重しなければならない。  
(市民の責務)

第4条 市民は、助け合いの精神に基づき、協力して障がい者が地域でいきいきと暮らせるよう積極的又はさりげなく応援することに努めなければならない。

2 市民は、障がい者に対して、障がいを理由として差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

3 障がい者並びに障がい者の家族及び保護者は、社会の一員として自立に努めるものとする。  
(事業者等の責務)

第5条 事業者（市内で事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。以下同じ。）は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第5条の趣旨を踏まえ、個別に、又は相互に協力することにより障がい者の雇用を一層進めるとともに、職業生活の安定に配慮するよう努めなければならない。

2 障がい福祉サービス事業者は、その福祉サービスの提供にあたっては障がい者の意向を十分に尊重するとともに、質の高いサービスの提供に努めなければならない。

3 医療機関は、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2及び第1条の4の精神に基づき、障がい者を含む市民の生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨としてその健康を維持増進するため、治療、疾病の予防のための措置及びリハビリテーションを含む良質かつ適切な医療を提供するよう努めなければならない。

4 保育園（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）は、障がい児の健全な育成を図るための保育に配慮するよう努めなければならない。

5 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の学校をいう。以下同じ。）は、障がい児の健全な育成を図るための教育を行うよう努めなければならない。

(障がい者の支援に関する基本計画)

第6条 市は、基本法第11条第3項の規定に基づき、障がい者のための施策に関する基本的な計画（以下「障がい者の支援に関する基本計画」という。）を策定する。

2 障がい者の支援に関する基本計画を策定するときは、他の関連する諸計画との整合を図るとともに、市の他の計画においても、本条例の趣旨が適切に反映されるように努めなければならない。

(湖南省発達支援システム)

第7条 市は、保健、福祉、医療、教育及び就労の関係機関（以下「関係機関」という。）との連携により、障がい者及び発達に支援の必要な児童に対し、その発達段階、年齢、生活状況及び社会環境に応じた必要な支援を総合的に提供する仕組み（以下「湖南省発達支援システム」という。）を構築し、その円滑な運営に努めるものとする。

2 関係機関は、湖南省発達支援システムに参加することで相互に連携し、障がい者に対する効果的な支援に努めなければならない。

3 湖南省発達支援システムに参加する関係機関の職員又はその職にあった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

## 第2章 早期発見及び発達支援

### (医療)

第8条 市は、専門的に障がいの診断及び発達支援を行うことができる医療機関との連携に努めるものとする。

### (早期発見)

第9条 市は、乳幼児の障がいの早期発見に資するため、母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条及び第13条に規定する健康診断を行うに当たり、適切な措置を講じるものとする。

2 市教育委員会は、児童の障がいの早期発見に資するため、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に規定する健康診断を行うに当たり、適切な措置を講じるものとする。

3 市及び市教育委員会は、児童に障がいの疑いがある場合には、適切に支援を行うため、当該児童についての継続的な相談を行うよう努めるものとする。

### (早期発達支援)

第10条 市は、障がい児及び発達に支援の必要な児童が早期の発達支援を受けることができるよう、保護者に対しその相談に応じ、又は助言を行い、その他適切な措置を講じるものとする。

### (保育)

第11条 市及び保育園は、保育の実施に当たっては、障がい児及び発達に支援の必要な児童の健全な発達が他の児童とともに集団生活することを通じて図られるよう、支援体制の整備に必要な措置を講じるものとする。

### (教育)

第12条 市及び市教育委員会は、その所管する学校において、障がい児及び発達に支援の必要な児童がその障がいの状態に応じ、十分に適切な教育が受けられるようにするため、特別支援教育及び支援体制の整備に必要な措置を講じるとともに、私立学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第2項の私立学校をいう。）においても同様の措置がとられるよう働きかけるものとする。

### (放課後等における支援)

第13条 市は、共働き等の理由により昼間保護者がいない家庭の障がい児が、放課後又は休暇中に健全に充実した生活を送ることができるようにするため、放課後児童健全育成事業その他の事業について、適切な措置を講じるものとする。

### (専門的な発達支援を行う施設)

第14条 市は、障がい児及び発達に支援の必要な児童の心身の発達を総合的に支援するため、専門的な相談、指導、療育その他必要な支援を行う施設を設置するものとする。

## 第3章 就労支援

### (雇用環境の整備)

第15条 市は、市内の事業所を対象として障がい者の特性に応じた職種及び職域に関する調査を行い、職場開拓に努め、障がい者が能力に応じた適切な職業に従事することができるよう雇用の促進を図る

とともに、障がい者が円滑に就労できるよう関係機関と連携して支援するものとする。

(就労支援)

第 16 条 市は、商工業団体、就労支援を行う機関、障がい福祉サービス事業者、学校及び障がい者の団体と共同して相互連携及び支援施策の検討を行う組織を設立し、連携して障がい者の就労促進に努めるものとする。

2 市は、障がい者の就労を支援するための計画を策定し、事業者に対して情報提供及び啓発を行い、障がい者の雇用の促進を図るものとする。

3 市は、障がい者が就労のための準備を適切に行えるよう学校及び児童福祉施設との連携を深めるなど、必要な措置を講じるものとする。

4 市は、地域における就労に関する相談業務が適切に実施されるよう、第 1 項の組織を構成する団体及び機関並びに湖南省発達支援システムに参加する関係機関その他の機関と連携を図るものとする。

#### 第 4 章 生活支援

(地域での生活支援)

第 17 条 市は、障がい者が自己決定に基づき、自立した生活を営むことができるようにするため、障がい者に対し障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）その他障がい者の福祉に関する法律に基づく支援を行うとともに、充実した地域生活及び地域活動を行うことができるよう必要な支援に努めるものとする。

2 市は、地域における障がい者の生活支援を進めるに際して、児童福祉施策及び高齢者福祉施策との連携に努めなければならない。

(権利擁護)

第 18 条 市は、障がい者が、その障がいのため法的利益を損なわれることがないようにするため、成年後見制度その他の権利利益の保護等のための施策又は制度が、広く利用されるよう必要な支援を行う。

(地域での安全確保)

第 19 条 市は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づく市地域防災計画に基づき、災害から障がい者の生命や財産を守り、生活の安全と安心を確保しなければならない。

2 市は、大規模災害等により避難等が必要とされる場合において、支援を要する障がい者の居住等に関する情報を、湖南省個人情報保護条例（平成 16 年湖南省条例第 11 号）第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき必要と認められる範囲内で、民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）に定める民生委員、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に定める児童委員、湖南省社会福祉協議会及び湖南省消防団等と共有し、障がい者の地域における安全を確保するものとする。

3 前項の情報は、前項に定める使用目的を達成するためのみに利用されなければならない。

4 第 2 項の情報を知った者は、その職を離れた後も秘密を漏らしてはならない。

(バリアフリー化の推進)

第 20 条 市、市民及び事業者は、障がい者の自立及び社会活動の妨げとなる物理的障壁、制度上の障壁及び意識上の障壁並びに文化面及び情報面における障壁を取り除くよう努めなければならない。

2 市及び事業者は、その所有し、又は管理する施設及び提供する各種サービスについて、障がい者が円滑に利用することができる環境の整備に努めなければならない。

#### 第 5 章 支援を広げるための施策

(市民の理解)

第21条 市は、基本法第7条の規定に基づき、障がい者についての市民の正しい理解を深めるため、広報その他の啓発活動を行うものとする。

(市民活動等への支援)

第22条 市は、市民による障がい者福祉の増進に資する特定非営利活動（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に定める活動）が市内において活発に展開されるよう、情報の周知及び活動の支援を行うよう努めるものとする。

2 市は、障がい福祉サービス事業者が自主的に創意工夫し、障がい者の福祉の増進に取り組むことができるよう配慮するものとする。

(人材の養成等)

第23条 市は、障がい者を支援する専門的人材を養成するため、障がい者支援に関する専門性を高める研修を実施する。

2 市長は、市の行政に障がい者についての配慮がなされるよう、市職員の福祉関係施設等における研修を実施するものとする。

## 第6章 湖南省障がい者施策推進協議会

(設置)

第24条 市は、基本法第36条第4項の規定に基づき、湖南省障がい者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第25条 協議会は、次に定める事項を所掌する。

- (1) 障がい者の支援に関する基本計画の策定に関し意見を述べること。
- (2) 障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議すること。
- (3) 障がい者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- (4) 障がい者に関する施策の推進状況について検証すること。

(組織)

第26条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者、障がい者、障がい福祉サービス事業者及び障がい者の雇用に関する事業に従事する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第27条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第28条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第29条 協議会は、会長が招集する。

(庶務)

第30条 協議会の庶務は、障がい者の福祉に関する事務を所管する課において処理する。

## 第7章 雑則

(実施状況の報告)

第31条 市は、3年毎に、障がい者に関して講じた施策に関する報告書を取りまとめ、議会及び協議会に提出するとともに、市民に公表する。

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(見直し)

2 この条例に規定する措置等については、法令等に基づく制度改正があった場合、又はこの条例の施行状況を検討し必要と認められる場合は、見直しを行うものとする。

(湖南省特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 湖南省特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年湖南省条例第48号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則（平成18年条例第32号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

付 則（平成20年条例第34号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成25年条例第5号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第6号）

この条例は、平成28年4月1日に施行する。

## 5. 湖南省障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会委員名簿

令和5年3月1日～令和6年3月31日

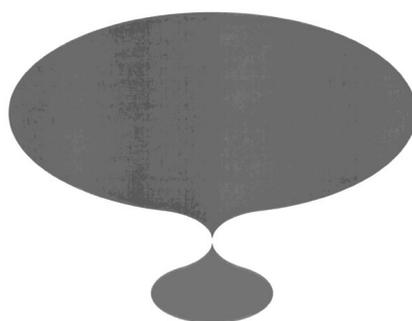
◎：委員長 ○：副委員長（敬称略）

	氏名	所属・職	分野
1	樽井 康彦	龍谷大学社会学部臨床福祉学科講師	学識経験者 (障がい福祉)
2	宇野 正信	滋賀県発達障害者支援センター アドバイザー相談支援員	学識経験者(特別支援 教育、発達障がい)
3	本谷 研司	甲賀湖南医師会	学識経験者(医療)
4	青木 静江	湖南省障がい児者団体連絡協議会	関係団体の代表者 (知的障がい)
5	望月 惇二	湖南省障がい児者団体連絡協議会	関係団体の代表者 (身体障がい)
6	石川 光穂	湖南省障がい児者団体連絡協議会	関係団体の代表者 (精神障がい)
7	山本 優子	甲賀市・湖南省障がい者基幹相談支援センター	福祉事業者
8	上野 実	地域アドボゲーター	市民
9	山崎 秀樹	社会福祉法人 さわらび福祉会	福祉事業者
10	◎ 太田 正則	社会福祉法人 椎の木会	福祉事業者
11	二宮 早希	特定非営利活動法人 ぱんじー	福祉事業者
12	福岡 秀夫	特定非営利活動法人 わあく	福祉事業者
13	松浦 広明	公益財団法人 滋賀県人権センター	学識経験者(人権)
14	赤平 仁志	甲賀公共職業安定所	行政(雇用)
15	平塚 和行	湖南省民生委員児童委員	地域福祉関係者
16	○ 富田 和雄	湖南省社会福祉協議会	地域福祉関係者
17	内匠 佳子	滋賀県訪問看護ステーション連絡協議会	福祉事業者
18	鈴木 誠	県立三雲養護学校	教育(特別支援学校)
19	林 淳子	湖南省教諭	行政(教育)
20	山中 邦夫	地域代表者会議	市民(地域代表)
21	下田 稔	地域代表者会議	市民(地域代表)
22	高木 知子	市民	市民(市民/公募)

## 6. 計画策定の経緯

年月日	内容
令和4年10月5日	<p><b>第1回湖南省障がい者施策推進協議会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○障がい者福祉施策令和3年度実績について</li> <li>○長期休暇における障がいのある子どもの居場所づくりについて</li> <li>○第3次湖南省障がい者計画の見直し・第7期湖南省障がい福祉計画および第3期障がい児福祉計画の策定に向けた取り組みについて</li> </ul>
令和5年2月3日	<p><b>第2回湖南省障がい者施策推進協議会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○第3次湖南省障がい者計画の見直し・第7期湖南省障がい福祉計画および第3期障がい児福祉計画の策定に向けた取り組みについて</li> <li>○第1回協議会での委員意見について</li> <li>○計画の現状・課題・評価について</li> <li>○計画見直しおよび策定にかかる当協議会の意見について</li> </ul>
令和5年4月28日	<p><b>第1回障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○湖南省障がい者の支援に関する基本計画の策定の進め方について</li> <li>○アンケート調査等の概要について</li> </ul>
令和5年7月14日	<p><b>第2回障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○障がい者福祉に関するアンケート調査概要について <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査対象と回収状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>18歳未満の障がい児の保護者 【配布数 250件】</li> <li>18歳以上の障がい者 【配布数 1,750件】</li> </ul> </li> <li>・調査期間：令和5年6月1日から令和5年6月23日まで</li> <li>・調査方法：郵便による配布・回収</li> </ul> </li> <li>○次なるステップに向けた計画課題にかかる意見について</li> <li>○第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画における実績と目標値について</li> </ul>
令和5年9月22日	<p><b>第3回障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○障がい者福祉に関するアンケート調査結果について <ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳未満の障がい児の保護者【回収数 119件、回収率 47.6%】</li> <li>・18歳以上の障がい者【回収数 949件、回収率 54.2%】</li> <li>・障がい福祉サービス事業者【回収数 33件、回収率 73.3%】</li> </ul> </li> <li>○団体ヒアリング調査のまとめ <ul style="list-style-type: none"> <li>・湖南省障がい児者団体連絡協議会等 9団体</li> </ul> </li> <li>○第3次障がい者計画にかかる施策および事業の進捗状況について</li> <li>○甲賀地域障害児・者サービス調整会議からの提言書について</li> <li>○計画の骨子案（基本的な考え方）について</li> </ul>

年月日	内容
令和5年11月30日	<b>第4回障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会</b> ○湖南省障がい者施策推進協議会 意見について ○第3次湖南省障がい者の支援に関する基本計画（素案）について ○今後の策定スケジュールについて
令和6年1月4日～1月31日	計画素案に対するパブリックコメントの募集 （意見数：12件）
令和6年2月9日	<b>第5回障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会</b> ○第3次湖南省障がい者の支援に関する基本計画にかかるパブリックコメントの実施について <ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント実施の概要</li> <li>・意見と市の考え方</li> </ul> ○概要版について



### 湖南省市民憲章

わたしたちは、悠久の野洲川の流りに沿った美しい郷土を愛し、先人が築いてきた文化や歴史に感謝して、活気と希望に満ちた、ゆたかで創造的なまちをつくるために、この憲章を定めます。

- 一、美しい水と緑を大切にし、  
自然と調和したまちをつくります。
- 一、たがいの人権を認めあい、  
思いやりのあるまちをつくります。
- 一、子どもが健やかに育ち、障がい者や  
老人をはじめ、だれもが安心して  
暮らせるまちをつくります。
- 一、ゆたかな歴史を重んじ、  
香り高い文化のまちをつくります。
- 一、社会の規律を守り、  
安全で住みよいまちをつくります。

(平成 17 年 11 月 20 日制定)



---

---

第3次湖南省障がい者の支援に関する基本計画

みんなでとりくむ つばさプラン

[改訂版]

---

発行年月 令和6年(2024年)3月

発行 湖南省

編集 湖南省 健康福祉部 障がい福祉課

〒520-3288 滋賀県湖南省中央一丁目1番地

電話 0748-71-2364

FAX 0748-72-3788

E-mail [fukushi@city.shiga-konan.lg.jp](mailto:fukushi@city.shiga-konan.lg.jp)

---